

<p>目次</p>	<p>○ 令和六年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表</p> <p style="text-align: center;">【教育委員会】</p> <p>○ 岡山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</p> <p>○ 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正</p> <p style="text-align: center;">(以上県例規集登載)</p> <p style="text-align: center;">【正誤】</p> <p>○ 国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の正誤</p> <p style="text-align: center;">(県例規集登載)</p>
<p>担当課(室)</p>	<p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">教育委員会</p> <p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">〃</p> <p style="text-align: right;">情報管理課</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第二十九号

墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

フリガナ	フリガナ	印	
名	称	代表者の氏名	

を

フリガナ	フリガナ	代表者の氏名
名	称	法人番号（宗教法人の場合にのみ記入）

を

墓地の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名 (名称)	所有者の住所
	合 計						

を

墓地の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	不動産番号

を

合 計			
所有者の氏名 (名称)			
所有者の住所			

「2 次の表に掲げる書類を添付すること。」

- 「2 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいい、「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。
- 3 次の表に掲げる書類を添付すること。」

様式第二号中

フリガナ		印
名 称		
代表者の氏名		

フリガナ	
名 称	
法人番号（宗教法人の場合にのみ記入）	
代表者の氏名	

納骨堂の敷地		大字	字	地番	地目	積 面 (㎡)	所有者の氏名 (名称)	所有者の住所
		合 計						

大字	字	地番	地目	積 面 (㎡)	不 動 産 番 号

納骨堂の敷地	合計					
	所有者の氏名(名称)					
	所有者の住所					

印

「2 次の表に掲げる書類を添付すること。」

- 「2 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいい、「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。
- 3 次の表に掲げる書類を添付すること。」

岡山県三木市
幾野郷川中

フリガナ		印
名称		
代表者の氏名		

印

フリガナ		フリガナ	
名称		名称	
法人番号(宗教法人の場合にのみ記入)		代表者の氏名	
代表者の氏名			

印

火葬場の敷地	大字	字	地番	地目	積面 (㎡)	所有者の氏名(名称)	所有者の住所

を

	合 計	
--	-----	--

火葬場の敷地	大 字	字	地 番	地 目	積 面 (㎡)	不 動 産 番 号
	合 計					
	所有者の氏名 (名称)					
所 有 者 の 住 所						

「2 次の表に掲げる書類を添付すること。」

「2 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいい、「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。

3 次の表に掲げる書類を添付すること。」

変更後の墓地 骨堂・火葬場の敷地	
大 字 字 地 番 地 目 積 面 (㎡) 所 有 者 の 氏 名 (名称) 所 有 者 の 住 所	

	合 計	
--	-----	--

を

合計	
----	--

変更後の墓地（納骨堂・火葬場）の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	不動産番号	
	合計						
	所有者の氏名 (名称)		所有者の住所				

- 「2」 次の表に掲げる書類を添付すること。
 「2」 「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。
 「3」 次の表に掲げる書類を添付すること。

変更後の中

フリガナ		印
氏名 (名称)		
法人にあつては、代表者の氏名		

フリガナ	
氏名 (名称)	
法人番号 (宗教法人の場合にのみ記入)	
法人にあつては、代表者の氏名	

墓地の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名 (名称)	所有者の住所

合		計							

墓地の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	不動産番号	
	合		計				
	所有者の氏名 (名称)						
	所有者の住所						

- 「2 次の表に掲げる書類を添付すること。」
- 「2 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいい、「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。
- 3 次の表に掲げる書類を添付すること。」

フリガナ		印	
氏名 (名称)			
法人にあつては、代表者の氏名			

様式第七号中

フリガナ		
氏名 (名称)		
法人番号 (宗教法人的の場合にのみ記入)		
法人にあつては、代表者の氏名		

印

納骨堂の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	所有者の氏名 (名称)	所有者の住所
	合 計						

を

納骨堂の敷地	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)	不動産番号	
	合 計						
	所有者の氏名 (名称)						
	所有者の住所						

に

- 「2 次の表に掲げる書類を添付すること。」
- 「2 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいい、「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。
- 3 次の表に掲げる書類を添付すること。

フリガナ		印
氏名(名称)		

フリガナ	法人番号(宗教法人)
氏名(名称)	

様式第八号中

に

法人にあつては、 代表者の氏名			
--------------------	--	--	--

の場合にのみ記入)	
法人にあつては、 代表者の氏名	

火葬場の敷地	大	字	字	地	番	地	目	面 (㎡)	所有者の氏名 (名称)	所有者の住所
	合 計									

火葬場の敷地	大	字	字	地	番	地	目	面 (㎡)	不 動 産 番 号	
	合 計									
	所有者の氏名 (名称)									
	所 有 者 の 住 所									

- 「2 次の表に掲げる書類を添付すること。
- 「2 「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいい、「不動産番号」とは、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。
- 3 次の表に掲げる書類を添付すること。

--	--

--	--

様式第十号中

変更後の墓地 (納骨堂・火葬場) の敷地	大	字	字	地	番	地	目	面 (㎡)	所有者の氏名 (名称)	代表者の氏名
	合 計									

変更後の墓地 (納骨堂・火葬場) の敷地	大	字	字	地	番	地	目	面 (㎡)	不 動 産 番 号	
	合 計									
所有者の氏名 (名称)										
所 有 者 の 住 所										

- 「2 次の表に掲げる書類を添付すること。」
 - 「2 「不動産番号」とは、不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第1条第8号に規定する不動産番号をいう。」
 - 3 次の表に掲げる書類を添付すること。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2
この規則による改正前の墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
(経過措置)

◎岡山県訓令第二号

庁 中 一 般

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四表第一分類A第二分類3の表第三分類5の項を次のように改める。

5	職場活性化	”	5	職員控除制度	5				エンゲージメント調査	5									
---	-------	---	---	--------	---	--	--	--	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類D第二分類8の表第三分類6の項及び7の項を次のように改める。

6	会計管理者・出納員が備える帳簿	総括	3	備品出納簿	5	郵券等出納簿	3	消耗品等出納簿	3	原材料出納簿	3	生産品・出納簿	3	被服等出納簿	3	借受品出納簿	3	燃料出納簿	3	占有動産保管簿	3
		動物出納簿	3																		
7	物品供用管理員が備える帳簿	総括	3	備品管理簿	3	備品整理簿	3	郵券等受払簿	3	消耗品受払簿	3	燃料受払簿	1	被服等貸与簿	1	動物整理簿	3	借受品整理簿	1	原材料受払簿	1

第四表第一分類F第二分類0の表第三分類0の項及び1の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	税務広報	3	租税教育	3	税制運営調査	3	各種要望	3	税務表彰	5	出先機関運営	5	進行管理	3	特定個人情報取扱記録	7	照会回答	3
		契約	5																		
1	例規	総括	5	税制改正	5	条例改正	30	規則改正	30	通達改正	30	通知改正	10	廃止条例	30	廃止規則	30	廃止通達	10		

第四表第一分類N第二分類0の表第三分類9の項を次のように改める。

9	健康危機管理	〃	3	研修	5	派遣要請	5												
---	--------	---	---	----	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類N第二分類0の表に次の二項を加える。

B	災害時公衆衛生活動	〃	3	例規	10	協定	10	照会回答	1										
C	保育・介護等一体的まちづくり	〃	3	補助金	5	委託契約	5												

第四表第一分類N第二分類1の表第三分類3の項を次のように改める。

3	認知症高齢者対策	総括	3	認知症介護研修	5	対策会議	3	認知症疾患医療連携	5	認知症地域支援連携	5	若年性認知症	5	認知症計画	5				
---	----------	----	---	---------	---	------	---	-----------	---	-----------	---	--------	---	-------	---	--	--	--	--

第四表第一分類N第二分類2の表第三分類5の項を次のように改める。

5	民生委員・児童委員	〃	3	委嘱・解嘱	3	表彰推薦	3	補助金	5	委託契約	5	研修	3						
---	-----------	---	---	-------	---	------	---	-----	---	------	---	----	---	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類N第二分類2の表に次の一項を加える。

E	孤独・孤立対策	〃	3	交付金	5	委託契約	5	プラットフォーム事業	5										
---	---------	---	---	-----	---	------	---	------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類P第二分類1の表第三分類0の項及び1の項を次のように改める。

	総括	1	例規	10	表彰	5	審議会	5	補助金	5	医療計画	10	表彰者台帳	30	地域医療再生計画	10	地域医療再生臨時特別基金	10	地域医療介護総合確保基金岡山県計画	10
--	----	---	----	----	----	---	-----	---	-----	---	------	----	-------	----	----------	----	--------------	----	-------------------	----

第四表第一分類P第二分類2の表第三分類2の項を次のように改める。

2	准看護師	〃	1	〃	5	准看護師 籍台帳	30	〃	1		試験	5	合格者名 簿	30	行政処分	30	准看護師 試験願書	5	試験公示	30
---	------	---	---	---	---	-------------	----	---	---	--	----	---	-----------	----	------	----	--------------	---	------	----

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総括	総括	1	例規	10	表彰	30	計画	1	身分証票	1	報告統計	1	教育研修	1	支出関係	5				
---	----	----	---	----	----	----	----	----	---	------	---	------	---	------	---	------	---	--	--	--	--

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類2の項を次のように改める。

2	ふぐ処理	総括	1	登録・免許・認定申請	5	諸届	1	ふぐ処理師・認定ふぐ処理師名簿	30	試験合格者名簿	30	試験	5							
---	------	----	---	------------	---	----	---	-----------------	----	---------	----	----	---	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類4の項及び5の項を次のように改める。

4	調理師・製菓衛生師	〃	1	免許	5	〃	1	名簿台帳	30	講習	1	試験合格者名簿	30	試験	5	養成施設	30	委託契約	5		
5	食肉検査	〃	1	検査	3	許認可・諸届	30	指導取締	5	施設整備	5	施設改善	3	委託契約	5						

第四表第一分類P第二分類7の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	10	表彰	30	身分証票	1	年報・月報	1									
---	----	----	---	----	----	----	----	------	---	-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類P第二分類7の表第三分類3の項を次のように改める。

3	クリーニング	〃	1	〃	1	免許	5	試験合格者名簿	30	免許台帳	30	試験	5	オンラインペーパー	1					
---	--------	---	---	---	---	----	---	---------	----	------	----	----	---	-----------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類1の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	10		社会福祉 社主事	3			独立行政 法人福祉 医療機構	1		統計	5				
---	----	----	---	----	----	--	-------------	---	--	--	----------------------	---	--	----	---	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類1の表第三分類4の項を次のように改める。

4	社会福祉 施設	"	3	施設運営 指導	5	施設事業 許可届出	30	施設整備	3	船舶振興 会	施設事務 費 ワンサー ビス	3	施設入所 者旅客運 賃割引	1	施設監査	5	授産場	30	施設台帳	30
			3	社会福祉 施設整備 基金	5	中央競馬	3	自転車振 興会	3			3								

第四表第一分類Q第二分類6の表第三分類1の項を次のように改める。

1	困難な問 題を抱え る女性	"	3	女性相談 支援員	3	女性支援事 業費補助（ 負担）金	5	委託契約	5	困難女性 基本計画	10									
---	---------------------	---	---	-------------	---	------------------------	---	------	---	--------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類6の表第三分類3の項及び4の項を次のように改める。

3																				
4	母子父子 寡婦福祉 資金 貸付金	総括	3	国庫借入 金	30	母子父子 寡婦福祉 資金 貸付金	5	債権管理	10	償還促進	3	債権譲渡	30							

第四表第一分類Q第二分類7の表第三分類5の項を次のように改める。

5	軍歴証明	総括	3	主要資料	30	部隊資料	30	証明	30	軍歴資料 等写しの 交付	3	軍歴証明書 （捜査・叙 勲等）	3							
---	------	----	---	------	----	------	----	----	----	--------------------	---	-----------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類2の表第三分類3の項を次のように改める。

3	事業協同組合・企業組合等	〃	3	〃	30	設立認可	30	〃	30	〃	3	〃	30					
---	--------------	---	---	---	----	------	----	---	----	---	---	---	----	--	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類4の表第三分類1の項を次のように改める。

1	貸金業	〃	3	貸金業者台帳・登録簿	30	指定信用情報機関	3	登録申請書	13	変更届出書	13	開始・廃業等届出更新手続通知	10	行政処分	10	調査・報告等	3	事業報告書等	3	立入検査	3
		貸金業協会	3	貸金業務取扱主任者	3	指定信用情報機関	3	指定紛争解決機関	3	苦情相談	3	更新手続通知	1						業務改善命令等	5	

第四表第一分類S第二分類1の表第三分類3の項を次のように改める。

3	労働教育資料	〃	1	おかやま労働	5	教育資料	1														
---	--------	---	---	--------	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類S第二分類2の表第三分類0の項及び1の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	30	表彰(大臣)	10	計画	10	報告	3	補助金	5	岡山県職業能力開発審議会	5	広報	1	諸行事	1	表彰(大臣以外)	5
		諸行事(支出を伴うもの)	5																		
1	県立職業能力開発校	総括	3	普通課程	3	短期課程	3	在職者訓練	3	訓練生指導要録	30	指導員研修	3	訓練生	3	委託速成訓練	3	技能照査	30	地域解放	3
		施設整備	5	養成施設	30			就職支援	3	技能検定申請	30	補助金・交付金	5	地方計画	10	災害見舞金	5	授業料等減免	5		

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類2の項を次のように改める。

2	高齢者	”	3	啓	5					青年年齢者 就職促進	5	補助金	5	出資金	30					
---	-----	---	---	---	---	--	--	--	--	---------------	---	-----	---	-----	----	--	--	--	--	--

第四表第一分類Y第二分類0の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総括	総括	1	例規	10	国庫補助	10	施策調整	3	再造林の 推進	5	関係団体 連携	5							
---	----	----	---	----	----	------	----	------	---	------------	---	------------	---	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Z第二分類1の表第三分類5の項を次のように改める。

5	収用委員 会	”	3	裁決	30	和解	30	協議の確 認	30	収用委員 会(委員 の任免)	30	収用委員 会 (委員の任 免以外)	5							
---	-----------	---	---	----	----	----	----	-----------	----	----------------------	----	----------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類A B第二分類2の表第三分類9の項を次のように改める。

9	住宅新築 資金等貸 付事業	”	3									償還状況 調査	3	市町村連 絡協議会	3	補助金	5			
---	---------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	------------	---	--------------	---	-----	---	--	--	--

第四表第一分類A B第二分類2の表第三分類Nの項を次のように改める。

N	ペンション 関係法	”	5	許可承認	30	命令	30	監督	30	管理適正 化支援法 人登録	30									
---	--------------	---	---	------	----	----	----	----	----	---------------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類A B第二分類3の表第三分類7の項を次のように改める。

7	住宅・建築 物防災力緊 急促進事業	”	5	”	5	指導・勸 告	5													
---	-------------------------	---	---	---	---	-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和七年度以降に完結した文書から適用し、令和六年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第3号

庁 中 一 般

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四表第一分類A第二分類4の表第三分類0の項から3の項までを次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	5	事業計画	3	知事原稿	5	広報編集会議	1	政府広報	5	委託契約・支出関係書類	5	連携協定	3	
1	ホウブツ メダ メダ メダ	〃	3					点字広報	3			県政広報資料	3	晴れの国 おかやま	3			
2	ウエブ メダ メダ	〃	3	県政広報 動画	3	県政写真	3	S N S	3									
3	アムメ メダ メダ	〃	3	ラジオ放 送	3	テレビ放 送	3	新聞紙面 購入	3									

第四表第一分類A第二分類4の表第三分類6の項を次のように改める。

6	イメー ジ ア ン ン 報	〃	3					晴れの国 大使	3					ホーム ペ ジ	3	岡山県 ア ス コ ン ト	5	首都圏事 業等	5	デジタル マ ケ テ ィ ン グ	3
---	------------------------------	---	---	--	--	--	--	------------	---	--	--	--	--	---------------	---	------------------------------	---	------------	---	------------------------------------	---

第四表第一分類D第二分類5の表第三分類5の項を次のように改める。

5	その他付 帯施設	〃	3	業務日誌	1																
---	-------------	---	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類D第二分類8の表第三分類7の項を次のように改める。

	物品借用費					備品整理		郵券等受		消耗品受		燃料受払		被服等賃		動物整理		借受品整		原材料受	
--	-------	--	--	--	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

7	理員が備える帳簿	総括	3		簿	3	払簿	3	払簿	1	簿	1	与簿	3	簿	1	理簿	1	払簿	1
---	----------	----	---	--	---	---	----	---	----	---	---	---	----	---	---	---	----	---	----	---

第四表第一分類F第二分類1の表第三分類4の項を次のように改める。

4	県民税利子割	”	3	”	3	”	3	精算金	5	清算金	5									
---	--------	---	---	---	---	---	---	-----	---	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類G第二分類7の表第三分類2の項を次のように改める。

2	文化行政	総括	3	優秀映画鑑賞推進	5	国民文化祭	5	中四国文化の集い	5	文化団体	5	オーケストラ育成と音楽文化振興	5	文化庁事業	5	育成事業	5	活性化事業	5	部活動の地域移行(地域展開)	5
---	------	----	---	----------	---	-------	---	----------	---	------	---	-----------------	---	-------	---	------	---	-------	---	----------------	---

第四表第一分類H第二分類1の表第三分類1の項及び2の項を次のように改める。

1	消費者行政	”	3	消費生活総談会	10			各種消費者行政会議	5	県民相談	3	市町村消費者行政指導	3	消費者団体基本調査	5	多重債務者対策	3			交付金・補助金	5
2	消費者啓発	”	3							消費生活問題研究会	3			消費生活セクター	5						

第四表第一分類H第二分類4の表第三分類1の項から3の項までを次のように改める。

1	広域交通	”	3	中四国横断新幹線建設促進	5					人材確保	5										
2	地域交通	”	3	”		井原線・智頭線	5	地方バス路線維持対策	5	離島航路維持対策	5	運輸事業振興助成	5	鉄道輸送高度化補助	10	水島臨海鉄道	3			地域ナンバ	5
		公共交通利用促進	5	生活交通確保補助	5	宇高航路	3	地域公共交通会議	3	JR在来線利用促進	5	自動車運転代行業	5	自家用有償旅客運送	5	調査研究	5	再構築方針	10	市町村支援	5
		交通安全	3	企画調整	3	市町村団体関係	3	交通安全運動	3	交通安全広報	5			交通安全対策会議	5	交通安全対策協議会	5	交通安全母の会	5		

3	対策		賞じみつ 金	5	表彰	5	統計	3	調査	3	飲酒運転 根絶宣言 店登録	5	岡山県安 全安心教 育講師団	5					
---	----	--	-----------	---	----	---	----	---	----	---	---------------------	---	----------------------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類9の表第三分類1の項を次のように改める。

1	生涯ス ポーツ	3	指導者	5	振興・育 成	5	補助金	5	委託契約	5	企画啓発	3	部活動の地 域移行(地 域展開)	5					
---	------------	---	-----	---	-----------	---	-----	---	------	---	------	---	------------------------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類Aの表第三分類1の項を次のように改める。

1	普及啓発	3	犯罪被害 者月間	3	犯罪被害 者等支援 講演会	3	フロンステッ プ支援センタ ー広報啓発事業	5											
---	------	---	-------------	---	---------------------	---	-----------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類Aの表第三分類3の項を次のように改める。

3	施策の推 進	3	総合窓口	5	関係機関 ・団体等 との連携	5	犯罪被害者 支援ハンド ブック	30						性犯罪・性暴力 被害者相談支援 体制強化事業	5	性犯罪・性暴力 被害者のための延 続等公費支援事業	5	性暴力・配偶 者暴力被害者 等支援交付金	5	犯罪被害者 等見舞金給 付事業	5

第四表第一分類I第二分類3の表第三分類1の項を次のように改める。

1	災害対策	3	防災会議	5	災害対策 本部	10	局・市町 村等連絡 調整	5						災害 準備	10	防災訓練 ・防災研 修	5	計画	10	補助金	5
					災害時協 力協定	30	被害想定	30							5	要配慮者 対策	5	避難対策	5	広域連携	5

第四表第一分類P第二分類1の表第三分類3の項を次のように改める。

											地域医療	地域保健	岡山大学	広島大学	医師養成	奨学資金					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	------	------	------	------	------	--	--	--	--	--

3	医師等	〃	医療勤務環境改善支援センター	3	行政処分	10	研修	3	免許	1	支援センター	5	師	5	医学部入試	5	医学部入試	5	確保奨学金資金	10	貸与者台帳	30

第四表第一分類P第二分類5の表第三分類0の項及び1の項を次のように改める。

0	総括	〃	薬剤師確保のための調査・検討事業	5	例規	10	表彰	30	身分証票	5	補助金	5	委託契約	5	災害業務	5	後発医薬品	5	抗インフルエンザウイルス薬	5	国有ワクチン	5
1	薬局・医薬品販売業等	〃	総括	5	指導致縮	3	諸届	1	処分	5	許可	6	報告・統計	3	照会報告	3	特定医薬品	5	生産動態	1	許可登録台帳	30

第四表第一分類P第二分類5の表第三分類4の項を次のように改める。

4	医薬品等製造業・製薬業	〃	総括	30	指導致縮	3	諸届	1	処分	5	許可・登録・承認	5	照査	5	照会報告	3	特定医薬品	5	生産動態	1	許可登録台帳	30

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類0の項及び1の項を次のように改める。

0	総括	〃	〃	1	例規	10	表彰	30	計画	1	身分証票	1	報告統計	1	教育研修	1	支出関係	5	情報開示	1	ナンディング処理認定者名簿	30

1	食品衛生	食の安全・安心の確保	5	推進計画	10	食品表示	3	食肉衛生	3	輸出入関係	3	油症・ヒク	5	リスクコミュニケーション	5	調査・照会	3	情報発信	3	相談対応	3
---	------	------------	---	------	----	------	---	------	---	-------	---	-------	---	--------------	---	-------	---	------	---	------	---

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類6の項を次のように改める。

6	化製場等	”	1	”	3	指定諸届	30	”	5	調査・照会	3										
---	------	---	---	---	---	------	----	---	---	-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類9の項を次のように改める。

9	動物愛護管理	総括	1							委託契約	5			調査	3	例規	30	防災	10	推進計画	10
---	--------	----	---	--	--	--	--	--	--	------	---	--	--	----	---	----	----	----	----	------	----

第四表第一分類P第二分類6の表第三分類Bの項を次のように改める。

B	動物愛護センター	”	1	計画	5	用地施設	5	組織法人	5	委託契約	5	資料	3	寄付	5						
---	----------	---	---	----	---	------	---	------	---	------	---	----	---	----	---	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類Mの項を次のように改める。

M																					
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類6の表第三分類2の項を次のように改める。

2	母子福祉	”	3	母子・父子自立支援員	3	ひとり親家庭等医療費	5	調査	3	母子福祉施設	30	母子家庭等自立支援	5	補助金	5						
---	------	---	---	------------	---	------------	---	----	---	--------	----	-----------	---	-----	---	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類6の表第三分類5の項を次のように改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付処理 新規認定

7	畜産物の安全・安心対策	〃	1	牛レバーサビリテ法	5	食品表示監視指導(米公表)	5	食品表示監視指導(公表済み)	10										
---	-------------	---	---	-----------	---	---------------	---	----------------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類V第二分類3の表第三分類6の項を次のように改める。

6	畜産担い手	〃	3	補助金	5	業務委託	5												
---	-------	---	---	-----	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類V第二分類4の表第三分類1の項を次のように改める。

1	酪農振興	〃	3			集約酪農	30	ジヤージー振興	5	酪農団体	3			補助金	5				
---	------	---	---	--	--	------	----	---------	---	------	---	--	--	-----	---	--	--	--	--

第四表第一分類V第二分類4の表第三分類3の項を次のように改める。

3	乳用牛改良増殖	〃	3			乳用牛改良推進	5							乳牛改良一般	3	共進会	5		
---	---------	---	---	--	--	---------	---	--	--	--	--	--	--	--------	---	-----	---	--	--

第四表第一分類V第二分類6の表第三分類6の項を次のように改める。

6	肉畜流通	〃	1			流通統計	3	販路拡張	5					委託事業	5	輸出	3		
---	------	---	---	--	--	------	---	------	---	--	--	--	--	------	---	----	---	--	--

第四表第一分類W第二分類5の表第三分類1の項を次のように改める。

1	土地改良区	〃	3	土地改良区台帳	30	検査	3	設立認可	30	解散認可	30	定款変更	30	水土里ビシヨン認可	30				
---	-------	---	---	---------	----	----	---	------	----	------	----	------	----	-----------	----	--	--	--	--

第四表第一分類X第二分類4の表第三分類2の項を次のように改める。

	消費・安													食の安全					
--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--

2	全対策交付金	〃	5	〃	10	魚病対策	10	貝毒	5	・食育	5	赤潮	5	養殖衛生	5					
---	--------	---	---	---	----	------	----	----	---	-----	---	----	---	------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類X第二分類4の表第三分類4の項を次のように改める。

4	浅海増養殖	〃	5	〃	10	〃	10	協議会	3	共進会	3	ノリ養殖	5	カキ養殖	5	その他の養殖・貝類養殖	5	漁場改善計画	5	
---	-------	---	---	---	----	---	----	-----	---	-----	---	------	---	------	---	-------------	---	--------	---	--

第四表第一分類X第二分類5の表第三分類0の項から2の項までを次のように改める。

0	総括	総括	5	例規	30	強い水産業づくり交付金	10	漁業士認定	30											
1	水産業普及事業	〃	5	補助金	10	普及計画指導	3	交付金	10											
		普及指導員資格試験	10																	
2	内水面振興対策	総括	5	補助金	10	実施計画	10	指導監督	5											

第四表第一分類X第二分類5の表第三分類4の項を次のように改める。

4	漁業振興対策事業	〃	5	〃	5	〃	10	放魚祭	3	よみがえれ豊かな海再生事業	10	水産業再生委員会	5	栄養塩類管理	5					
---	----------	---	---	---	---	---	----	-----	---	---------------	----	----------	---	--------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類Y第二分類9の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	30	積算関係	5	技術指導研修	3	検査監査	3	調査照会	3	会議	3	防災	3			
---	----	----	---	----	----	------	---	--------	---	------	---	------	---	----	---	----	---	--	--	--

第四表第一分類Y第二分類9の表第三分類2の項から5の項までを次のように改める。

2	実行	〃	3	国庫林道	5	単県林道	5		変更協議	5	繰越	5		起債	5				
3	路線別計画	〃	3	実態調査	5			事業評価	10										
4	管理	〃	3	民有林林道台帳	30						譲渡契約	30	賠償責任保険	5	森林クワ	5			
5	林道災害	〃	3	災害報告	5	高率適用申請	5	残事業調査	5	施越承認報告	5	災害査定	5						

第四表第一分類Z第二分類3の表第三分類1の項を次のように改める。

1	河川管理	〃	3	河川区域指定	30	河川敷地の公用廃止・所管換	30	水防	5	水利権、許可・承認	30	水利権協議	5	砂利採取・採石	5	河川しゅんせつ	3	河川・海岸維持修繕	3	兼用工作物管理協定	30
---	------	---	---	--------	----	---------------	----	----	---	-----------	----	-------	---	---------	---	---------	---	-----------	---	-----------	----

第四表第一分類A第二分類2の表第三分類7の項を次のように改める。

7	屋外広告物	〃	3	調査	3	許可	5	指導監督	3	屋外広告業届	10	屋外広告物審議会	30	屋外広告業登録	10						
---	-------	---	---	----	---	----	---	------	---	--------	----	----------	----	---------	----	--	--	--	--	--	--

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行し、令和八年度以降に完結した文書から適用し、令和七年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百三十七号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等（昭和六十一年岡山県告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表第一早島町の項及び別表第二早島町の項中「第一種中高層住居専用地域」の下に「第二種中高層住居専用地域」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百三十八号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等（昭和六十一年岡山県告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表早島町の項中「第一種中高層住居専用地域」の下に「第二種中高層住居専用地域」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百三十九号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成十一年岡山県告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本則の表早島町の項中「第一種中高層住居専用地域」を「第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第四百十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和八年三月二十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 液化石油ガス販売事業者の名称及び代表者の氏名

上野油業株式会社

代表取締役 上野 洋輔

二 液化石油ガス販売事業者の住所

倉敷市玉島八島一三〇二番地

三 保安確保機器の設置及び管理の方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商

産業省令第十一号）第四十六条第一号に掲げる方法

四 認定年月日

令和八年三月二十三日

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

◎岡山県告示第四百一十一号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和八年三月二十七日

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	ムラキナコトバ	きえときえ	岡山県知事	伊原木 隆 太
2	ねえしってた？「おいしいね」ってね	しらい らばん 塚本 やすし	文芸社 文芸社	幼 児
3	生きる なーぜ なーぜ 心と体のふしぎえほん	はせがわ こうへい はやし はなえ しもま あやえ	小学館	小学生（低）
4	ミオのコンパス	わたてるこ	逆 旅 出 版	”
5	隠れ最強動物図鑑	今泉 忠明	サンマーク出版	小学生（中）
6	池江璃花子	池江璃花子 北川チハル	世界文化社	”
7	おれたちはギロンする	安田 夏菜	静 山 社	小学生（高）
8	おやつのおぼうさん	井出 留美	く も ん 出 版	中 学 生
9	視線の先のきみと	坂内 拓 神戸 遥真 よそ町	く も ん 出 版	中 学 生

◎岡山県告示第四百十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	裏ネタJACK 2026年4月号	ダイアプレス
2	〃	裏ネノJAPAN 2026年4月号	鉄人
3	〃	劇画シーケレット vol. 33	大図書
4	〃	COMIC LO 2026年4月号	描新
5	〃	笑話BUNKAKAタワー 2026年4月号	コアマガジン

◎岡山県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市西片上字城ヶ谷二〇六二の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
瀬戸内市邑久町虫明字瀬二四四八の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

- 一 解除に係る保安林の所在場所
瀬戸内市邑久町虫明字瀬二四四六、二四四七、二四四八の四
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

◎岡山県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 位田飯岡線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市英田青野字川屋敷八八六番一地先から	美作市英田青野字川屋敷八九〇番一地先まで	新	七・五 一・三	九六・七
美作市英田青野字川屋敷八八六番一地先から	美作市英田青野字川屋敷八九〇番一地先まで	旧	六・八 一・〇	九六・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤戸連島線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市粒江字三反地二一六三番地先から	倉敷市粒江字溜池新田二一六九番二地先まで	新	一〇・三 一四・九	一六四・二
倉敷市粒江字三反地二一六三番地先から	倉敷市粒江字溜池新田二一六九番二地先まで	旧	七・三 一・三	一六四・二

◎岡山県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	箕島高松線	倉敷市栗坂字三谷二一番一地从先から 倉敷市下庄字山道八四一番一地从先まで	令和八年三月二十七日 (十時)
県道	位田飯岡線	美作市英田青野字川屋敷八八六番一地从先から 美作市英田青野字川屋敷八九〇番一地从先まで	令和八年三月二十七日

◎岡山県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町都市整備部建設課

〔二一三〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、次に掲げる農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

早島農業振興地域

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

〔一一三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市、津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町、勝田郡奈義町、英田郡西栗倉村、久米郡美咲町、及び加賀郡吉備中央町	基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）	令和八年五月十八日から令和九年三月三十一日まで

〔二一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

倉敷市水島川崎通 地内	測量区域
公共測量（深淺測量）	測量の種類
令和八年三月十二日から同 月三十一日まで	測量期間

〔一一五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市北木島町地内	測量区域
公共測量（基準点測量、水準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和八年三月十三日	終了年月日

〔二一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

総社市日羽地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線測量）	測量の種類
令和八年三月十六日	終了年月日

〔二一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田八一番一、八一番六、八一番七、八一番八、八一番九、八一番一〇、八一番一一、八一番一二、八一番一三、八一番一四、八一番一五、八一番一六、八一番一七、八一番一八、八一番一九、八一番二〇、八一番二一、八一番二二、八一番二三、八一番二四、八一番二五

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区中仙道二丁目九番一―号
ライフデザイン・カバヤ株式会社

代表取締役 窪田健太郎

三 許可年月日及び許可番号

令和八年二月十七日岡山県指令建指第二七八号

〔二一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年三月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市下市字寺田八一番一、八一番六、八一番七、八一番八、八一番九、八一番一〇、八一番一一、八一番一二、八一番一三、八一番一四、八一番一五、八一番一六、八一番一七、八一番一八、八一番一九、八一番二〇、八一番二一、八一番二二、八一番二三、八一番二五

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市北区中仙道二丁目九番一―号

ライフデザイン・カバヤ株式会社

代表取締役 窪田健太郎

五 許可年月日及び許可番号

令和八年二月十七日岡山県指令建指第二七八号

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和八年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大 林 裕 一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石原高志後援会	石原高志	石原高志	備前市吉永町吉永中四六九―一	令和八・二・二七
尾尻雄平後援会	尾尻雄平	尾尻雄平	麻宇那七〇―一	二・二四
藤原智恵後援会	藤原智恵	藤原智恵	香登本九八五―二	二・二
やまべ美由紀後援会	妹尾昌明	山部泰大	小田郡矢掛町小田五五七三―三	二・二五

◎岡山県選管告示第四十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。
令和八年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

丸本敬和

二木美峰子

令和八・一・一

自由民主党岡山県環境保
全支部

末澤由博

会計責任者の氏名

丸本敬和

二木美峰子

令和八・一・一

立憲民主党岡山県支部連
合会

高原俊彦

代表者の氏名

高原俊彦

柚木道義

令和八・二・二二

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

赤木いさお後援会

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・一・二八

赤木いさお後援会

赤木功

主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・一・二八

芦田元後援会

植月貴男

会計責任者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

小椋あけみ後援会

小椋明美

会計責任者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

加藤やすひろ後援会

土屋直人

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

神原一寿後援会

上原正之

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

栗山康彦後援会

福嶋啓祐

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

塩津心後援会

福嶋啓祐

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

全日本不動産政治連盟岡
山県本部

塩津心

主たる事務所の所在地

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

橋本きょう子後援会

堀良道

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

晴れの国の未来をつくる
会

早原淳人

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

政岡あきひろ後援会

井上定夫

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

正岡かずき後援会

正岡和貴

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

村木理英後援会

秋山満志

代表者の氏名

浅口郡里庄町里見五二〇一五

浅口郡里庄町里見五二〇一五

令和八・二・二〇

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和八年三月二十七日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

- 政治団体の名称
- 浅田たけし後援会
- 今と10年先の倉敷の話をする会
- 氏平篤正後援会
- 榎日出男後援会
- 沖田清明後援会
- 角田かつお後援会
- 川上修一後援会
- 本城宏道後援会
- 政岡あきひろ後援会
- 三船博之後援会
- 森安たかひろ後援会
- やない一徳後援会

代表者の氏名

- 水嶋忠男
- 武則史園
- 末原興隆
- 仲田興淳
- 沖田清明
- 角田勝生
- 川上修一
- 本城宏道
- 井上定夫
- 小島洋征
- 村上公代
- 曾根悟

解散年月日

- 令和七・一二・三一
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 令和八・一・三一
- 〃
- 令和七・一二・三一

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

◎岡山県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和八年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

赤木 功	赤木いさお後援会	主たる事務所の所在地	浅口郡里庄町里見五五〇―五	浅口郡里庄町里見五二〇―一	令和八・一・二八
正岡 和貴	正岡かずき後援会	政治団体の名称	正岡かずき後援会	まさおかずき後援会	二・一六

◎岡山県選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和八年三月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

森元末信

資金管理団体の名称

森元すえのぶ後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和八・二・一七

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和七年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒島
岡山県監査委員	渡辺
岡山県監査委員	榎尾
岡山県監査委員	飛山
	俊知
	美典
	保之
	造

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和6年度

② 監査対象団体

- ・ 出資団体 …… 県が資本金等の4分の1以上を出資している団体
- ・ 補助金交付団体 …… 県が1千万円以上の補助金を交付している団体
- ・ 負担金・交付金交付団体 …… 県が5千万円以上の負担金又は交付金を交付している団体
- ・ 貸付金貸付団体 …… 県が1億円以上の貸付金を貸し付けている団体
- ・ 指定管理者 …… 県が公の施設の指定管理を行わせている団体

③ 監査実施団体

監査対象団体のうち、次の表に掲げる20団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	27	14
補 助 金 交 付 団 体	27	5
負 担 金 ・ 交 付 金 交 付 団 体	9	3
貸 付 金 貸 付 団 体	2	0
指 定 管 理 者	30	6
合 計	95	28
() は実団体数	(75)	(20)

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施団体に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（9団体）

監査委員が、監査実施団体に出向き、当該団体の職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（11団体）

監査委員が、監査実施団体から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が財政的援助等の目的に沿って行われ、おおむね適正に処理されていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した20団体のうち、2団体について改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。
- ② 指摘事項には至らないが、4団体について、改善を要すると認められる事案（注意・指導

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

事項)があった。

③ その他の14団体については、適正に処理されていると認められた。

監査実施団体 (監査実施団体を所管する 県の部局)	監査対象区分	監査 年月日	指摘 事項	区 分	
				実 地	書 面
公立大学法人 岡山県立大学 (総務部)	【出資団体】 出資総額 12,091,632,943 円 県の出資額 12,091,632,943 円 (出資比率 100.0%) 【補助金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学施設等整備 事業費補助金等 122,831,079 円 【交付金交付団体】 公立大学法人岡山県立大学運営費交付 金 2,174,254,000 円 岡山県授業料等減免費交付金 71,504,500 円	令和8年 1月21日	—	○	
株式会社吉備 高原都市サー ビス (県民生活部)	【出資団体】 出資総額 150,000,000 円 県の出資額 50,000,000 円 (出資比率 33.3%) 【指定管理者】 岡山県吉備高原都市センター区広場 9,401,000 円	令和7年 12月19日	—		○
井原鉄道株式 会社 (県民生活部)	【出資団体】 出資総額 700,000,000 円 県の出資額 203,000,000 円 (出資比率 29.0%) 【補助金交付団体】 井原線鉄道基盤設備維持費補助金等 207,603,000 円	令和8年 1月29日	—	○	
一般社団法人 岡山県トラッ ク協会 (県民生活部)	【補助金交付団体】 岡山県運輸事業振興助成補助金 418,192,000 円	令和7年 12月10日	—		○
公益財団法人 児島湖流域水 質保全基金 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 243,812,569 円 県の出資額 100,000,000 円 (出資比率 41.0%)	令和7年 12月2日	—		○
公益財団法人 岡山県郷土文 化財団 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 621,728,890 円 県の出資額 490,099,776 円 (出資比率 78.8%) 【指定管理者】 犬養木堂記念館 32,608,487 円 岡崎嘉平太記念館 25,418,960 円	令和8年 1月30日	—	○	

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

おかやまマラソン実行委員会 (環境文化部)	【負担金交付団体】 おかやまマラソン実行委員会負担金 114,120,417 円	令和8年 1月27日	有	○	
公益財団法人岡山県武道振興会 (環境文化部)	【指定管理者】 岡山武道館 8,813,815 円	令和7年 12月9日	—		○
公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター (保健医療部)	【出資団体】 出資総額 5,000,000 円 県の出資額 2,000,000 円 (出資比率 40.0%)	令和8年 1月5日	—		○
公益財団法人岡山県動物愛護財団 (保健医療部)	【出資団体】 出資総額 100,000,000 円 県の出資額 55,000,000 円 (出資比率 55.0%)	令和7年 12月9日	—		○
社会福祉法人健康の森学園 (子ども・福祉部)	【出資団体】 出資総額 21,000,000 円 県の出資額 21,000,000 円 (出資比率 100.0%) 【指定管理者】 岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び障害者支援施設 3,613,570 円	令和7年 12月9日	—		○
大林F・合人社・岡経研共同事業体 (産業労働部)	【指定管理者】 岡山リサーチパークインキュベーションセンター 51,276,000 円	令和7年 12月22日	—		○
株式会社オービス (産業労働部)	【出資団体】 出資総額 420,000,000 円 県の出資額 158,100,000 円 (出資比率 37.6%)	令和8年 1月5日	—		○
「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会 (産業労働部)	【負担金交付団体】 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」実行委員会負担金 93,100,000 円	令和8年 1月30日	—	○	
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 500,000,000 円 県の出資額 375,000,000 円 (出資比率 75.0%) 【指定管理者】 岡山県立青少年農林文化センター三徳園 27,895,633 円	令和8年 1月27日	—	○	

公益財団法人 中国四国酪農 大学校 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 61,607,356 円 県の出資額 51,607,356 円 (出資比率 83.8%) 【補助金交付団体】 岡山県畜産振興事業補助金 17,934,800 円	令和8年 1月19日	—	○	
株式会社岡山 県食肉センタ ー (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 42,000,000 円 県の出資額 14,000,000 円 (出資比率 33.3%)	令和7年 12月18日	—		○
水島港国際物 流センター株 式会社 (土木部)	【出資団体】 出資総額 792,500,000 円 県の出資額 300,000,000 円 (出資比率 37.85%)	令和8年 1月21日	—	○	
公益財団法人 岡山県育英会 (教育庁)	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 44,062,169 円	令和7年 12月16日	有		○
公益財団法人 岡山県暴力追 放運動推進セ ンター (警察本部)	【出資団体】 出資総額 1,486,447,577 円 県の出資額 1,225,597,577 円 (出資比率 82.5%)	令和8年 1月29日	—	○	

(2) 個別的事項

① おかやまマラソン実行委員会

ア 指摘事項

令和6年度の収支決算について、補正措置等を講じることなく、予算額を超過して支出が行われていた。

イ 所見

収支決算について、3年連続して予算額を上回る支出が行われていた。

その収入の多くは、県民等からの参加料や協賛金が占めていることから、適宜、補正措置等の予算管理を行うことにより、透明性の高い委員会運営に努められたい。

② 公益財団法人岡山県育英会

ア 指摘事項

令和6年度末の奨学金未収償還金が、前年度末に比べ総額は減少しているものの、280,966,614円と多額になっており、早期解消が必要である。

イ 所見

奨学金の未収償還金について、年度末残高は4年連続して減少し、かつ、令和6年度の収入率は上昇に転じ取組の成果が認められるものの、年度末時点での総額は、依然として多額である。

適正に返還している人との公平性の確保の観点や制度の運営上の観点から、大きなリスクとなっており、今後とも、債権管理に万全を期し、新たな未収償還金の発生を防止するとともに、未収償還金の回収に向け、引き続き効果的・効率的な対策を推進されたい。

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒島
岡山県監査委員	渡辺
岡山県監査委員	榎尾
岡山県監査委員	飛山
	俊知
	美典
	保之
	造

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県健康づくり財団 (保健医療部)	令和7年8月25日	令和7年11月21日
<p>監査の結果（指摘事項）</p> <p>病院会計における調査研究事業において、過年度に入金処理されるべき合計1,598,974円が計上されておらず、不明金となっていることが令和6年度に判明し、当該年度の決算で処理されていた。</p> <p>（所見）</p> <p>引き続き、財団役員や幹部職員の役割と責任をより明確化し、ガバナンスの強化に努めるとともに、内部統制制度の充実、公益通報制度の実効性ある運用等、再発防止に万全を期されたい。</p> <p>発せられた「コンプライアンス最優先宣言」に基づき、14項目の改善策を着実に実施することにより、財団の信頼回復に努められたい。</p>		
<p>措置の状況</p> <p>昨年度の病院会計における不適切な会計処理を踏まえ、役員主導の下、幹部職員・一般職員と十分な意思疎通を図りながらガバナンスの強化に努める。</p> <p>内部統制制度については、財団本部で使用している会計ソフトに統一し、病院会計で作成する伝票を財団本部においても確認できるようにするとともに、病院会計の日々の入出金の状況を本部会計職員もチェックする体制とした。</p> <p>さらに、公認会計士の監査を決算時の2回に加え、おおむね3か月に1回追加で実施するなど、同制度の充実を図った。</p> <p>公益通報制度については、職員に対し研修会を開催し、同制度の趣旨、活用のメリット等を周知するとともに、新たに外部に公益通報の窓口を設けることで、職員がより通報しやすい体制を整えるなど、実効性ある運用への取組を行い、再発防止に努めている。</p> <p>また、この度新たに判明した不適切な会計処理を踏まえ発した「コンプライアンス最優先宣言」に基づき、強化した会計処理の組織的なチェック体制の徹底、職員の資質向上のための研修の実施等、業務プロセス及び内部統制システム等に関する14項目の改善・再発防止策を着実に実施している。</p> <p>今後も、上記の取組の推進と役職員の一層の意識改革を図り、引き続き信頼回復に努める。</p>		

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒
岡山県監査委員	渡
岡山県監査委員	榎
岡山県監査委員	飛
	島
	辺
	知
	俊
	美
	保
	之
	典
	造

1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(知事直轄関係)

消防学校	令和7年7月23日
------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ① 再度の入札に付し落札者が不在案件について、最初競争入札に付するときに定めた予定価格を変更しているにもかかわらず、競争入札に付さず随意契約により契約を締結したものが認められた。

措置の内容

- ① 以前の競争入札において、地方自治法施行令第167条の2第2項（前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。）の確認が不十分であった。
- 再発防止策として、令和7年7月、会計課作成の会計事務着眼点チェックリストを基に、同施行令の確認を盛り込んだ独自のチェックリストを作成し、契約起案には必ず当該チェックリストを添付することとした。また、職員会議で職員全員に周知し、起案時は厳重に確認することを徹底した。

(総務部関係)

総務部	令和7年10月20日
-----	------------

監査結果（指摘事項）

- ① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は主管課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

(県民生活部関係)

県民生活部	令和7年11月7日																				
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p>																					
<p>措置の内容</p> <p>① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は県民生活課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。</p>																					
岡南飛行場管理事務所	令和7年7月31日																				
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 小型航空機の停留料について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。</p> <p style="padding-left: 20px;">停留料収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">収入未済額（円）</th> <th colspan="2">収入率（％）</th> </tr> <tr> <th>現年</th> <th>過年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度末</td> <td style="text-align: right;">1,898,650</td> <td style="text-align: center;">74.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和6年度末</td> <td style="text-align: right;">5,705,167</td> <td style="text-align: center;">70.2</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">3,806,517</td> <td style="text-align: center;">△3.8</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table>					収入未済額（円）	収入率（％）		現年	過年	令和5年度末	1,898,650	74.0	—	令和6年度末	5,705,167	70.2	0.0	比較増減	3,806,517	△3.8	0.0
	収入未済額（円）	収入率（％）																			
		現年	過年																		
令和5年度末	1,898,650	74.0	—																		
令和6年度末	5,705,167	70.2	0.0																		
比較増減	3,806,517	△3.8	0.0																		
<p>措置の内容</p> <p>① 未納停留料4件のうち、令和5年5月に提訴した事案（160,908円）及び令和6年12月に提訴した事案（3,806,517円）について、令和7年3月までに県の勝訴が確定したことから、弁護士委託を通じて財産調査等を行うなど、相手方財産の特定を進めている。</p> <p style="padding-left: 20px;">令和6年7月に提訴した残る2件の事案（1,737,742円）について、同年11月に県の勝訴が確定したことから、弁護士委託を通じて財産調査等を行ったが、相手方財産の特定には至らなかったため、財産開示手続を進めている。</p> <p style="padding-left: 20px;">いずれの件も、相手方財産の特定ができ次第、債務名義に基づく強制執行を</p>																					

行い未納停留料の回収を行う予定である。

また、これらの事案の再発防止策として、令和6年2月20日付けで岡山県岡南飛行場管理業務処理規程を改正し、新たに停留期間の上限を原則1か月と定めるとともに、停留料等に滞納がある場合には停留期間の更新をしないこととしたところである。

(環境文化部関係)

環境文化部	令和7年10月21日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は環境企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。</p>	

(保健医療部関係)

保健医療部	令和7年11月10日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p> <p>② 動物愛護センター照明LED化工事設計委託の支払について、検査調書を作成していなかったものが認められた。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設借上げに係る損害賠償請求訴訟の判決確定に伴い100万円以上の賠償金が支払われたものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠</p>	

- として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は主管課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。
- ② 検査調書が必要となる班内の事務処理を洗い出し、検査の必要性、調書作成の要否基準等の一般知識について班内で回覧にて周知を行った。
 なお、今回の事例は、通常業務で扱っていない工事関係業務での発生であったことから、再発防止のため、工事関係業務の事務処理を行う際は会計課のチェックリストを活用し、起案に添付することとした。
- ③ 再発防止のため、施設借上げ契約を締結する際には、十分な交渉期間を確保するとともに、相手方に対して、契約の確約を誤信させることのないよう、交渉に当たっては、相当の注意を払うことについて、課内会議で周知徹底した。

(子ども・福祉部関係)

子ども・福祉部	令和7年11月10日		
監査結果（指摘事項）			
① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。			
② 児童扶養手当返納金について、現年及び過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。			
児童扶養手当返納金収入未済状況			
	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	1,809,583	91.2	31.5
令和6年度末	1,227,255	87.2	30.4
比較増減	△582,328	△4.0	△1.1
措置の内容			
① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠			

として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は福祉企画課において収入伺を作成のうえ、伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

- ② 債務者に対し、督促状の送付や電話による督促、給与差押えを行ったことから、債務額の一部について償還があった（令和7年8月から11月にかけて6件。令和7年12月末現在110,495円）。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、所得証明の請求等で債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。

福祉相談センター
（中央児童相談所を含む。）

令和7年9月4日

監査結果（指摘事項）

- ① 児童保護弁償金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	4,965,370	67.3	5.2
令和6年度末	4,570,610	81.1	1.9
比較増減	△394,760	13.8	△3.3

- ② 収入未済に対する措置として必要な財産調査が行われていないことが認められた。

措置の内容

- ① 児童保護弁償金の未納に対しては、適宜、文書や電話、訪問による督促を行うとともに、滞納状況一覧表に加え、令和5年度に作成した対応マニュアルにより、児童相談所内で情報共有を図っている。

年3回設定している「児童保護弁償金徴収強化月間」では、催告の状況を所内で周知・確認するとともに集中的な取組を行っている。以前は、当該月間における滞納繰越分の収入額が年度の半分を占めるなど成果があったものの、近年は期待した成果が上がらなくなっている。

新規の納入義務者には、児童の施設入所に際して発生する費用とその負

担についてのチラシを作成の上、丁寧に説明するとともに、口座振替による納入を促す等の啓発に取り組んでいる。その結果、口座振替の利用率は令和6年度の30%から、35%とわずかながら上昇した。

また、更なる滞納額の縮減に向け、より実効性のある対応に資するため、現行の対応マニュアルを見直す。

未収分に対する今年度の回収状況（令和7年12月末時点）

・ 児童保護弁償金

過年度分	6件	87,650円
計	6件	87,650円

② 中央児童相談所独自の取組である、「児童保護弁償金徴収強化月間」での成果が上がらなくなってきたことから、滞納処分の一環としての財産調査の実施に向け、令和6年度に多くの事例を持つ倉敷児童相談所に出向き、担当者からノウハウなどに関するヒアリングを行った。

前回実施した財産調査から相当の期間が空いていたことから、令和7年度には、財産調査に必要な金融機関の情報を作成し、定期的に納付のある一部を除いたすべての滞納者を対象にした財産調査を令和8年1月に実施した。財産調査の結果を元に、差押え等の法的手段の検討を行う。

倉敷児童相談所

令和7年8月21日

監査結果（指摘事項）

① 児童保護弁償金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	7,043,545	79.7	11.4
令和6年度末	7,074,916	83.8	23.8
比較増減	31,371	4.1	12.4

措置の内容

① 児童保護弁償金について、新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めた。また、文書催告に加えて、金融機関等を対象とした財産調査を行い、滞納処分の執行について検討するなど、公平かつ適正な執行に努めた。

[令和7年12月末現在の収入額]

・児童保護弁償金

令和6年度未収分のうち令和7年度における収入

	収入件数	収入額	(収入率)
現年度分	37件	517,470円	87.8%
過年度分	107件	1,109,822円	39.5%
計	144件	1,627,292円	

津山児童相談所

令和7年8月6日

監査結果（指摘事項）

- ① 児童保護弁償金について、現年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（%）	
		現年	過年
令和5年度末	7,127,160	68.5	9.6
令和6年度末	6,280,760	60.2	21.7
比較増減	△846,400	△8.3	12.1

措置の内容

- ① 児童保護弁償金については、滞納者に対して、納入計画の履行を守るよう保護弁償金事務担当者と児童福祉司が連携し、文書・電話及び訪問により督促を実施している。滞納者のうち約束の不履行が続く11人に対して、県税における財産調査の手法による金融資産等の調査に向け準備を行っている。

また、時効の援用による債権の消滅を防ぐため、1人の滞納者に対して、債務承認による時効の更新を図った。その結果、93件804,440円の徴収を行った。

なお、新規債務者に対しては、口座振替の利用推進（令和7年度新規口座振替2名）を行うことにより、滞納防止にも取り組んでいる。※数値はいずれも令和7年12月末時点

（産業労働部関係）

産業労働部

令和7年10月31日

監査結果（指摘事項）

- ① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。
- ② 指定管理者制度導入施設である岡山セラミックスセンターの職員駐車場について、長年、行政財産使用許可手続を行わず、使用料も徴収していなかったものが認められた。
- ③ 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は産業企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。
- ② 本件については事案の把握後、速やかに対応を行い、令和7年4月から使用料の徴収を開始した。行政財産使用許可手続についての理解・確認不足が原因と考えられることから、職場会議において事案を周知し、今後は条例等の内容を十分理解し、該当する事例がないか注意深く確認するよう徹底した。
- ③ 公用車の損傷の把握について、使用者の使用前後の車両確認が不十分で、報告ができていなかったことから、再発防止のため、公用車使用時にはチェックリストにより乗車前後の車両確認を徹底し、何かあればすぐに報告することを職員に周知し、再発防止に取り組んでいる。

(農林水産部関係)

農林水産部	令和7年11月5日
監査結果（指摘事項）	
① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。	
措置の内容	
① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことか	

<p>ら、今後は主管課の農政企画課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。</p>	
農林水産総合センター	令和7年8月29日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。</p> <p>② 農林漁業生産物売払代金を現金で研究所に保管したままとし、収納出納員による公金領収を約4か月遅延させ、出納員への引継ぎ及び指定金融機関等への払込を遅延させたものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① センター所長会議及び安全衛生会議において、各所属に対し、事故の発生状況及び再発防止、使用前後の損傷確認の徹底について注意喚起を行った。 また、事故未然防止に向けた取組として、外部講師を招き、安全運転講習会（座学・実技）を開催した。 令和7年2月から、車両使用前後の点検にチェックシートを導入している。</p> <p>② 再発防止策として、売払いの都度、出納員への引継ぎ及び指定金融機関等への払込期限を担当者と所長による複数名で確認し、岡山県財務規則に定める手続きに従い適正な処理を行った。</p>	

(土木部関係)

土木部	令和7年10月20日							
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p> <p>② 住宅使用料について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。</p> <p>住宅使用料収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 30%; text-align: center;">収入未済額（円）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">収入率（％）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現年</td> <td style="text-align: center;">過年</td> </tr> </table>				収入未済額（円）	収入率（％）		現年	過年
	収入未済額（円）	収入率（％）						
		現年	過年					

令和5年度末	50,149,054	98.3	17.4
令和6年度末	52,609,958	98.0	18.6
比較増減	2,460,904	△0.3	1.2

③ 行政財産である県有地に無許可で電話柱が設置されていたものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は監理課において収入伺を作成のうえ、同伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。
- ② 指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促や、明渡請求訴訟等の提起に取り組んでいる。また、弁護士への委託等により、令和7年12月末現在、5件427,000円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。
- ③ 目的外使用許可の更新時に、申請漏れの電話柱がないか相手方に確認させるため、新たに関係書類として現地写真の提出を求めるとともに、通知文において申請漏れがないか改めてチェックするよう注意喚起した。

(出納局関係)

出納局	令和7年10月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>① 原因不明による亡失損傷の早期発見を図るため、本庁集中管理車両については、令和6年12月に運用を開始した車両点検チェックシートの活用による運行前後の損傷確認を徹底するとともに、損傷があった場合は、用度課がドライブ</p>	

レコーダーの確認や使用者への聞き取り等を行い、原因究明に努めた。また、出先機関についても、上記チェックシートの活用などによる損傷確認や原因究明の取組を促した。

更に、全庁共通システムの掲示板や研修等で事故防止の啓発を行うとともに、バックモニターの導入を進めるなど、損傷そのものの低減に努めた。

(県民局及び地域事務所)

備前県民局	令和7年10月23日		
監査結果(指摘事項)			
① 県税(滞納繰越分)について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。			
県税(滞納繰越分)収入未済状況			
	収入未済額(円)	収入率(%)	
令和5年度末	522,692,209	48.5	
令和6年度末	569,237,293	45.4	
比較増減	46,545,084	△3.1	
② 税外収入(県税関係)について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。			
税外収入(県税関係)収入未済状況			
	収入未済額(円)	収入率(%)	
令和5年度末	37,987,553	67.0	
令和6年度末	51,924,669	64.6	
比較増減	13,937,116	△2.4	
③ 雑入(生活保護費返還金・徴収金)について、現年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。			
雑入(生活保護費返還金・徴収金)収入未済状況			
	収入未済額(円)	収入率(%)	
		現年	過年

令和5年度末	3,100,144	81.2	5.9
令和6年度末	3,131,512	65.8	7.6
比較増減	31,368	△15.4	1.7

- ④ 農業改良資金貸付金元金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金元金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	3,595,000	－	22.1
令和6年度末	2,875,000	－	20.0
比較増減	△720,000	－	△2.1

- ⑤ 農業改良資金貸付金違約金について、未済額が前年度以上となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金貸付金違約金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	17,116,403	－	1.5
令和6年度末	19,793,225	0.0	3.5
比較増減	2,676,822	0.0	2.0

措置の内容

- ①② 滞納案件については、預金や生命保険だけでなく、勤務先など幅広い財産調査を行い、財産を発見した場合は、迅速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、搜索、タイヤロック、給与差押え等の強化月間を設け、大口案件についてはベテラン職員を中心とする大口担当者に案件を引き継いで、集中的に滞納整理を進めるとともに、財産調査により担税力を喪失していると認められる者については、徴収の緩和措置を講じて滞納繰越

額の縮減を行うこととしている。

なお、市町が賦課徴収を行っている個人県民税については、管内市町と県職員が相互に併任するなど連携・協力し、収入未済額の縮減に努めている。

- ③ 滞納者に対して家庭訪問や文書、電話による償還指導等を繰り返し行った結果、令和6年度収入未済額について、令和7年12月現在で、13件221,404円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、保護開始時に正しい収入を申告するよう強く指導するとともに、定期的な家庭訪問等により生活実態の把握に努めた。

- ④⑤ 令和7年12月末までに、借受者4名から元金570,000円、違約金195,000円が納付されているところである。引き続き、償還計画どおりの返済を促すなど、今後も電話連絡や面談による指導を行い、収入確保に努める。

なお、このうち2名については、交渉等により毎月の償還計画額を増額した。

また、違約金現年度分の収入未済額が増加しているのは、元金完済により確定した違約金を令和6年度に調定した事務処理によるものである。

備中県民局

令和7年10月16日

監査結果（指摘事項）

- ① 税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	17,233,824	82.7
令和6年度末	17,781,607	78.9
比較増減	547,783	△3.8

- ② 雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	6,040,358	37.6	6.5

令和6年度末	6,067,864	72.4	1.4
比較増減	27,506	34.8	△5.1

- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年及び過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	3,432,059	94.2	47.2
令和6年度末	3,301,765	93.9	32.7
比較増減	△130,294	△0.3	△14.5

- ④ 農業改良資金貸付金元金について、過年の収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

農業改良資金元金収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	4,695,000	－	3.7
令和6年度末	4,545,000	－	3.2
比較増減	△150,000	－	△0.5

- ⑤ 雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	3,567,040	0.0
令和6年度末	3,567,040	0.0

比較増減	0	0.0
------	---	-----

措置の内容

① 未収額の多くを占める延滞金滞納額の縮減に向け、本税徴収時に延滞金も含めて滞納がなくなるよう配慮して滞納整理を行うとともに、滞納となっているものについては、定期的に催告書を送付し、差押可能財産が見つかり次第滞納処分を行うなど、税外収入の収入率向上に努めている。

② 対象者が経済的に困窮している者が多いことを十分考慮し、生活保護受給中の者に対しては毎月の保護費支給時や面接時において計画的な徴収に努めている。

また、生活保護廃止済の者に対しては世帯状況を確認のうえ、返還可能額を協議等により徴収しているところである。

引き続き、文書や訪問による納付指導を行っていくが、誠意が見られない者については、資産の状況等を確認のうえ滞納処分を含めた対応を検討する。また、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、生活保護受給世帯に対し、収入申告義務に関する繰返しの説明や、課税調査、資産申告書徴収等による世帯状況等の確認を実施している。

(参考)

上記収入未済額に係る令和7年12月末時点収入状況

生活保護費返還金・徴収金

現年度分	1件	18,716円
過年度分	1件	52,000円
計	2件	70,716円

③ 滞納者に対し、電話や文書に加え居宅訪問による償還指導を行っている。特に連絡が取りにくい滞納者へは、電話する時間を工夫したりメールを活用したりするなど接触の機会を増やし、連絡を途切れさせないようにしている。

病気や転職、事故等不測の事態により所得が下がり、それをきっかけに滞納が始まるケースが散見される中、所得調査等により家計状況を確認しつつ、償還方法見直しの相談にあたるなど、償還につながる指導を丁寧に行っている。

また、回収困難な事例に関する専門的知識や助言を得るため、担当者が滞納債権実務研修等へ積極的に参加し対応力向上を図るほか、必要に応じて本庁担当課や嘱託弁護士へ相談を行うなど、引き続き収入未済の削減に努めているところである。

(参考)

上記収入未済額に係る令和7年12月末時点収入状況

母子父子寡婦福祉資金貸付金

現年度分	30件	256,853円
過年度分	56件	648,869円
計	86件	905,722円
(内訳：元利金)		
現年度分	30件	256,853円
過年度分	56件	648,869円
計	86件	905,722円
(内訳：違約金)		
現年度分	0件	0円
過年度分	0件	0円
計	0件	0円

④ 農業改良資金貸付金の滞納事案については、履行延期の特約承認を行っており、償還計画に沿った償還が行われている。令和6年度は一時的に収入率の低下が見られたが、償還計画全体としては確実な履行がなされている。

令和7年1月に専門家（弁護士）相談を行い、同年8月には滞納者との面談を実施した。引き続き、債務者の収入や資産状況を把握しながら、償還計画に沿った償還がなされるよう指導を行い、一層の収入確保に努める。

（参考）

上記収入未済額に係る令和7年12月末時点の収入状況

農業改良資金貸付金元利収入（元金）

過年度分	1件	150,000円
計	1件	150,000円

⑤ 債務者について、財産調査を行うとともに、自宅への訪問、連絡等も行い、弁済能力はないことを確認した。確認した状況から、滞納処分の停止の要件に該当することとなったため、手続きを行い、債務者に通知した。今後も債務者の弁済能力の確認を継続的に行う。

美作県民局	令和7年10月6日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ① 庁用自動車による交通事故での100万円以上の亡失損傷が生じているものが認められた。
- ② 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。
- ③ 県税（現年課税分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前

年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	60,428,480	99.63
令和6年度末	64,030,021	99.59
比較増減	3,601,541	△0.04

- ④ 県税（滞納繰越分）について、収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

県税（滞納繰越分）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	92,386,233	38.6
令和6年度末	94,851,067	28.0
比較増減	2,464,834	△10.6

- ⑤ 税外収入（県税関係）について、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。

税外収入（県税関係）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）
令和5年度末	5,308,501	84.3
令和6年度末	3,761,367	81.1
比較増減	△1,547,134	△3.2

- ⑥ 雑入（生活保護費返還金・徴収金）について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	2,978,746	75.6	12.6

令和6年度末	3,387,848	77.1	8.3
比較増減	409,102	1.5	△4.3

措置の内容

①② 事故後、直ちに職場会議を開催し、事故情報を共有するとともに、未経験の道路を走行する際は、速度を落とし、より慎重に路面の状況を把握するよう、注意喚起を行った。

また、事故の未然防止と再発防止に努めるため、事故防止実地研修に職員を積極的に参加させ、運転に係る知識及び技能等を再認識させたほか、バック時には同乗者が降車し、誘導を行うことを徹底した。

さらに、車両点検チェックシートを利用し、車両使用前後の点検を徹底するとともに、損傷を発見した場合は、速やかに適切な事務処理を行うよう、改めて周知を行った。

③④⑤ 滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にしたりするなど、収入未済額の縮減に努めている。

県税の収入未済総額の約8割を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分さらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

なお、これらの取組により、上記収入未済額（現繰合計）のうち、県税については36,142,126円、税外収入については436,090円が収入に至っている。（令和7年12月末現在）

⑥ 生活保護費返還金・徴収金については、滞納者の大半が生活に困窮しており、訪問や電話連絡等により滞納者の生活状況も確認しながら督促及び返還指導を継続し、徴収に努めている。

その結果、債務額の一部について償還があり、上記収入未済額のうち2名が完済し計5件、91,000円（令和7年12月末現在）を縮減している。

真庭地域事務所

令和7年10月6日

<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）について、100万円以上の収入未済があるものの、収入されていないことから、早期改善が必要である。</p> <p>雑入（備中川河川区域内からの重機撤去費用）収入未済状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収入未済額（円）</th> <th>収入率（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度末</td> <td>1,364,000</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>令和6年度末</td> <td>1,364,000</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>			収入未済額（円）	収入率（％）	令和5年度末	1,364,000	0.0	令和6年度末	1,364,000	0.0	比較増減	0	0.0
	収入未済額（円）	収入率（％）											
令和5年度末	1,364,000	0.0											
令和6年度末	1,364,000	0.0											
比較増減	0	0.0											
<p>措置の内容</p> <p>① 令和5年10月に以後の法的措置も想定して弁護士に債権整理回収業務を委任し、文書発送や電話、自宅訪問等の取組を行ったが、債務者が話し合いに応じないため、訴訟を提起し、令和7年5月に請求を認める判決が確定した。現在は、財産調査を実施し、差押えに向けた準備を進めている。</p>													
<p>勝英地域事務所</p>	<p>令和7年10月6日</p>												
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>① 庁用自動車の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。</p>													
<p>措置の内容</p> <p>① 車両点検チェックシートを用いて、使用前後の点検を実施するよう所属職員に周知し、原因者不明の損傷が発生しないように努めた。また、損傷が発生した場合は、速やかに報告するよう呼びかけた。事故防止策としては、地域事務所における安全運転研修に所属職員が参加し、安全運転意識と技術の向上を図った。</p>													

2 企業局関係

<p>監査実施機関</p>	<p>監査実施年月日</p>
<p>企業局</p>	<p>令和7年7月15日</p>

監査結果（指摘事項）			
① 営業未収金（給水料金）について、過年の金額は減少しているものの、収入率が前年度以下となっており、早期改善が必要である。			
営業未収金（給水料金）収入未済状況			
	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	80,671,512	100.0	0.33
令和6年度末	80,421,512	100.0	0.31
比較増減	△250,000	0.0	△0.02
措置の内容			
① 平成29年に、債務者所有の土地及び建物へ抵当権を設定し、累積滞納額を確保したが、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り滞納額が増加したことから、弁護士との協力を得て納付交渉を行うなど債権回収の強化に努めた。			
その結果、令和4年9月に、現年度分の期限内納付及び過年度分の具体的な支払計画を定めた和解が成立し、その後は、支払が履行され、滞納額は減少してきている。			
令和5年9月からの支払額の増額については、債務者から猶予の申出があり、弁護士とも協議の上、他の債権者と歩調を合わせ状況を見守ってきたが、債務者の財務状況等を踏まえ粘り強く交渉を重ねた結果、令和7年9月から増額が行われ、和解に沿った支払が継続されている。引き続き債務者の財務状況等を把握しながら債権管理を適切に行い、滞納額の減少に努めてまいりたい。			
令和7年12月末現在収入状況 500,000円			

3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日
教育庁	令和7年11月5日
監査結果（指摘事項）	
① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。	
② 大学奨学金貸付金元利収入について、過年の収入率が前年度以下となってお	

り、早期改善が必要である。

大学奨学金貸付金元利収入未済状況

	収入未済額（円）	収入率（％）	
		現年	過年
令和5年度末	4,087,751	80.9	76.3
令和6年度末	3,314,592	93.5	10.5
比較増減	△773,159	12.6	△65.8

措置の内容

① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は主管課において収入伺を作成のうえ、伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

② 滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。

また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

これらの取組により、令和7年12月末現在で、28件315,700円分の納付があった。

岡山朝日高等学校

令和7年7月29日

監査結果（指摘事項）

① 複数の生徒に係る高等学校就学支援金の認定（不認定）結果等が授業料システムに適切に入力できておらず、のべ41か月分の授業料徴収遅延及びのべ16か月分の授業料誤徴収が生じているものが認められた。

② 財務監査に併せて実施した行政監査において、事務職員が、学校徴収金（PTA会費等）12,759,500円を着服していたものが認められた。

措置の内容
<p>① 授業料の収入伺を作成する際は、担当・副担当・班長の3名で就学支援金の認定（不認定）結果と読み合わせを行うこととした。また、授業料徴収事務の進行状況を毎月班長が確認することとした。</p> <p>② 再発防止策として、改めて学校徴収金等取扱マニュアルの収支に係る部分を再確認し、実施不十分であった点、新たに改正された点について業務方法の見直しを行い、マニュアルに沿った実務を実践した。</p> <p>具体的には、払出票押印時に、支出調書と払出票の金額の確認を徹底するとともに、月締め処理の際には、従来の収支調書と出納簿との突合と通帳残高の確認に加え、当該月の1件毎の通帳の収支を確認し、出納簿とも突合することにより、適正な会計の確認を行った。さらに、最も被害額の多かった学校代表口座については、収支調書、出納簿、通帳確認による管理が機能していなかったことから、今回のマニュアルの改正に合わせ、他の口座と同様の月締めチェックによる確認管理を行った。</p> <p>また、出納責任者のみで行っていた書類確認の現状を正し、班長を含む複数人での証拠書類のチェック体制を構築するとともに、新たにインターネットバンキングを導入し、口座振替件数を増やし、極力、現金収受を減らしている。</p>

4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日														
警察本部	令和7年11月7日														
監査結果（指摘事項）															
<p>① 県債の借入において、収入伺を作成せずに調定決議書を作成しているものが認められた。</p> <p>② 放置違反金等について、過年の収入率が前年度以下であり、未済額も前年度以上となっており、早期改善が必要である。</p> <p>放置違反金等収入未済状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">収入未済額（円）</th> <th colspan="2">収入率（％）</th> </tr> <tr> <th>現年</th> <th>過年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度末</td> <td>1,122,200</td> <td>97.9</td> <td>74.5</td> </tr> <tr> <td>令和6年度末</td> <td>1,197,500</td> <td>98.1</td> <td>73.4</td> </tr> </tbody> </table>			収入未済額（円）	収入率（％）		現年	過年	令和5年度末	1,122,200	97.9	74.5	令和6年度末	1,197,500	98.1	73.4
	収入未済額（円）			収入率（％）											
		現年	過年												
令和5年度末	1,122,200	97.9	74.5												
令和6年度末	1,197,500	98.1	73.4												

比較増減	75,300	0.2	△1.1
------	--------	-----	------

- ③ 警察車両の使用状況（維持・管理）が適正でなく、原因者不明の亡失損傷（1件10万円以上のもの）が生じているものが認められた。

措置の内容

- ① これまでは、総務部財政課が作成した県債の借入に係る伺の決裁を根拠として調定決議書を作成していたが、当該伺は収入を決定するものではないことから、今後は警務部会計課において収入伺を作成のうえ、伺の決裁を根拠として調定決議書を作成するよう改める。なお、県債に係る調定決議書の作成及び決裁には複数名で関与し、収入伺が決裁済みであることの確認を徹底するよう関係職員に周知した。

- ② 毎週木曜日、毎月26,27日を徴収強化日として、滞納者の自宅や勤務先を訪問して面会し、放置違反金の徴収及び早期納付を促すとともに、年に2回実施した徴収強化期間（合計30日）においては、交通指導課全体で体制を確立して、朝夕の時間帯にシフトして訪問活動を実施するとともに、県外滞納者の自宅や勤務先を訪問した。

また、任意納付に応じない滞納者に対しては、銀行や社会保険事務所等に照会を実施し、預貯金口座を判明させて差押えを実施するとともに、長期収入未済の原因となっている、連絡不能状態の滞納者については、SNS情報の検索や全国に捜査手配を実施するなどして所在調査を徹底した。

これらの継続的な取組の結果、時効による不納欠損の発生を抑止するとともに、令和7年12月末現在、上記収入未済額のうち、延滞金は未徴収であったが、放置違反金については現年度分を5件75,000円に、過年度分を9件138,000円に圧縮させた。

今後も、現在までの取組を継続して実施していくほか、登記情報のオンライン照会が可能となる登記情報連携システムを導入するなどして照会業務のデジタル化を図り、更なる収入未済の圧縮に努めていく。

- ③ 各所属を巡回して車両の管理状況等を確認するとともに、物品管理の重要性や、亡失損傷による財政や業務への影響についての教養を実施している。

また、岡山県警察車両管理規程に基づく運行開始前点検の徹底や愛車精神の涵養について指導し、不具合箇所や異常の早期発見を図るとともに、異常を発見した際にはドライブレコーダーや監視カメラ等の精査による発生原因の調査を実施し、原因究明に努めている。

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。
令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒島俊造
岡山県監査委員	渡辺知典
岡山県監査委員	榎尾俊之
岡山県監査委員	飛山美保

令和7年度

包括外部監査結果報告書

「特別会計に関する財務事務の執行について」

令和8年3月

岡山県包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 特定の事件(監査テーマ)の選定理由	1
4. 監査対象.....	1
5. 包括外部監査の対象期間.....	2
6. 包括外部監査の方法.....	3
7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
8. 利害関係	4
第2 岡山県の財政状況	5
1. 歳入歳出の概要	5
2. 県財政の現状と今後の目標	10
第3 特別会計の概要	13
1. 特別会計の状況	13
2. 監査対象とする特別会計	22
第4 包括外部監査手続の概要	23
1. 各特別会計について実施した手続.....	23
第5 包括外部監査の結果	25
1. 監査の結果及び意見について.....	25
2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見	25
第6 監査の結果(各論)	27
1. 岡山県国民健康保険事業特別会計	27
(1) 目的.....	27
(2) 事業概要	27
(3) 直近5年間の歳入歳出推移.....	30
(4) 実施監査手続と結果	31
(5) 意見・指摘事項	43
2. 岡山県営電気事業会計	45
(1) 目的.....	45
(2) 事業概要.....	45
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	54
(4) 実施監査手続と結果.....	54
(5) 意見・指摘事項	56
(6) 現場視察.....	60
3. 岡山県営工業用水道事業会計	64
(1) 目的.....	64
(2) 事業概要	64
(3) 直近5年間の歳入歳出推移.....	68
(4) 実施監査手続と結果	68

(5) 意見・指摘事項	70
(6) 現場視察	74
4. 岡山県流域下水道事業会計	79
(1) 目的	79
(2) 事業概要	79
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	83
(4) 実施監査手続と結果	83
(5) 意見・指摘事項	84
(6) 現場視察	88
5. 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	92
(1) 目的	92
(2) 事業概要	93
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	102
(4) 実施監査手続と結果	103
(5) 意見・指摘事項	109
6. 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	110
(1) 目的	110
(2) 事業概要	110
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	112
(4) 実施監査手続と結果	114
(5) 意見・指摘事項	118
7. 岡山県港湾整備事業特別会計	120
(1) 目的	120
(2) 事業概要	120
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	128
(4) 実施監査手続と結果	130
(5) 意見・指摘事項	135
第7 おわりに	138

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。)第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

特別会計に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件(監査テーマ)の選定理由

県の「令和7年度当初予算のあらまし」における当初予算の概要は以下となっている。

【予算額】 (単位:百万円)

区分	令和6年度 当初予算額A	令和7年度 当初予算額B	増減額 B-A	増減率(%) (B-A)/A
一般会計	750,551	776,861	+26,310	+3.5%
特別会計※1	378,517	375,069	△3,448	△0.9%
企業会計※2	19,854	20,973	+1,119	+5.6%
合計	1,148,922	1,172,903	+23,981	+2.1%

※1:特別会計(14会計)・・・母子父子寡婦福祉資金貸付金、国民健康保険事業、岡山県営食肉地方卸売市場、造林事業等、林業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、中小企業支援資金貸付金、内陸工業団地及び流通業務団地造成事業、公共用地等取得事業、後樂園、港湾整備事業、収入証紙等、用品調達、公債管理

※2:企業会計(3会計)・・・岡山県営電気事業、岡山県営工業用水道事業、流域下水道事業

上述の特別会計と企業会計の予算額の合計は396,042百万円であり、全体の約34%を占める規模であることから、企業会計も含む特別会計の金額的規模は岡山県の全体の財政状況においても重要であるといえる。

「令和7年度当初予算のあらまし」においても、歳出面における物価高騰や賃金上昇の影響に加え、社会保障関係費の増加などにより、今後も多額の財政調整基金の取崩しが続く見通しであるなど、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、特に自己が提供する財貨又はサービスの対価を財源とする地方公営企業の性格を持った企業会計を含む特別会計の活用は、必要不可欠な状況であるといえる。

また、岡山県における公営事業会計(地方財政法等の規定により、特別会計を設けて経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計)を直接監査テーマとした包括外部監査は過去に実施されていない。

そこで、特別会計に関する県の基本方針を検証するとともに、当該基本方針と特別会計の現状が整合しているか、また、各特別会計における財務事務が適切かつ有効に実施されているか等について検討することは、今後の県の財政運営の観点からも有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象

(1) 監査対象

岡山県において公営事業会計として整理している以下の特別会計

1. 岡山県国民健康保険事業特別会計
2. 岡山県営電気事業会計(企業会計)
3. 岡山県営工業用水道事業会計(企業会計)
4. 岡山県流域下水道事業会計(企業会計)
5. 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計
6. 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計
7. 岡山県港湾整備事業特別会計

(2) 監査対象部署

上記の特別会計に関する財務事務の執行に関わる全部署

5. 包括外部監査の対象期間

原則として令和6年度分の執行分(必要に応じて他の年度分も対象とした。)

6. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

監査対象とする特別会計に関する財務事務について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の着眼点とした。

- ▶ 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らして適切に運営されているか。
- ▶ 特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、これらの支出は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。
- ▶ 恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。
- ▶ 特別会計に係る収益及び事業経費、事務経費等は、適切に計上されているか。
- ▶ 特別会計の財産の維持管理は適切に行われているか。

(2) 監査手続

- 各特別会計に関する関連法規や公開情報等を確認するとともに、担当部署へのヒアリングを実施し、各特別会計の概要を把握する。
- 各特別会計における意思決定や承認について、適切な内部統制が整備され有効に運用されているかを、会議体の議事録や関連証憑の閲覧及び担当者へのヒアリングによって確認する。
- 各特別会計における会計事務や税務事務が、関連法規、地方公営企業会計基準、税法等に準拠して適切に行われているかを、関連証憑の閲覧及び担当者へのヒアリングによって確認する。
- 各特別会計における収益及び事業経費、事務経費等について、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑等を閲覧し、その処理の妥当性等について検討する。
- 必要に応じて、各特別会計等の施設や事業所に赴き、現地視察、財産維持管理状況等について、現物実査、担当者へのヒアリング、関係書類の閲覧等により、事業の実施状況について確認する。

7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

(2) 補助者

公認会計士	黒田 直樹	公認会計士	大森 浩二
公認会計士	服部 紘児	公認会計士	富岡 真衣
弁護士	石井 克典		

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 表示数値等

報告書の表の合計(または差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(または差額)と一致しない場合がある。

また、表示単位以下の数値がある場合にはゼロ(0)表記とし、数値がない場合にはバー(-)表記としている。

第2 岡山県の財政状況

1. 歳入歳出の概要

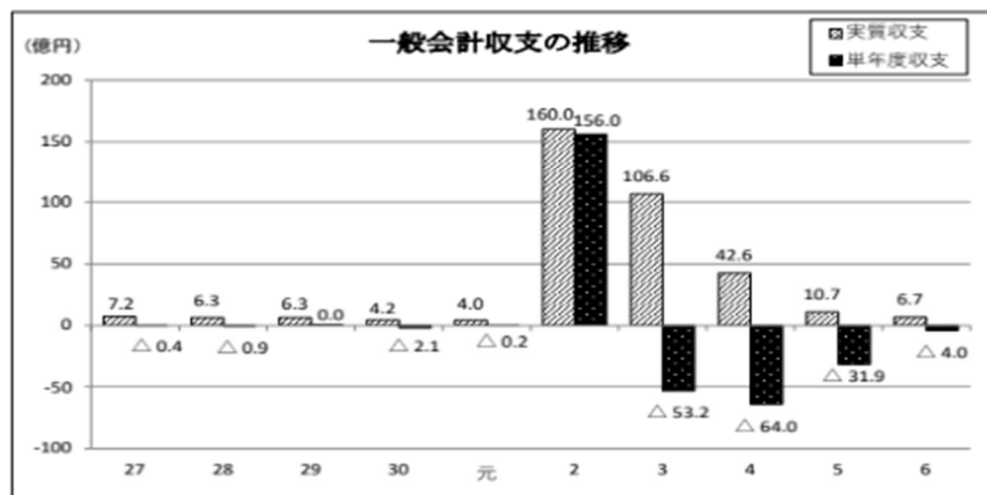
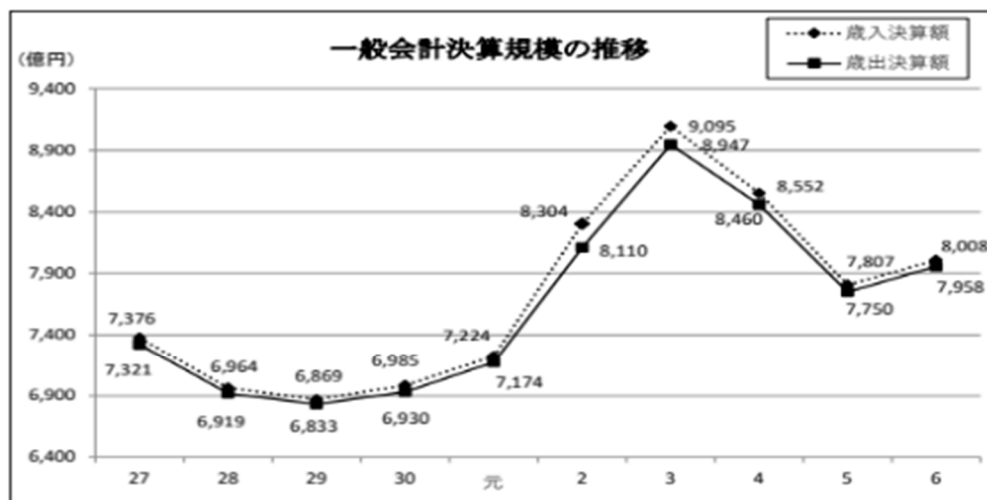
(1) 予算・決算事務について

令和6年度決算については、令和7年8月31日までに会計管理者が岡山県知事に決算書を提出し、知事の承認後、監査委員へ提出する。監査委員での決算承認後、県議会定例会に議案が提出され、決算特別委員会での審議を経て令和7年11月県議会定例会で決算認定の決議がされ、内容がホームページにて公表される。

(2) 歳入・歳出の状況

① 一般会計の収支状況(直近10年間の推移)

令和6年度の予算総額は8,603億円で、前年度の8,396億円に比べて207億円、2.47%の増となった。歳入額は8,008億円(対前年度比+2.57%)、歳出額は7,958億円(同+2.68%)とそれぞれ増加した。歳入額から歳出額と翌年度へ繰越すべき財源を差し引くと、実質収支は7億円の黒字、単年度収支は4億円の赤字となった。



② 一般会計の款別歳入の状況(対前年度比)

歳入を款別にみると、対前年度比で県税は225億57百万円(同+8.6%)、繰入金で67億27百万円(同+32.7%)増加し、国庫支出金で143億35百万円(対前年度比△15.8%)、県債で97億2百万円(同△17.2%)減少するなどしたが、歳入全体では前年度に比べて200億90百万円増の8,007億97百万円(同+2.6%)となった。

(単位：百万円、%)

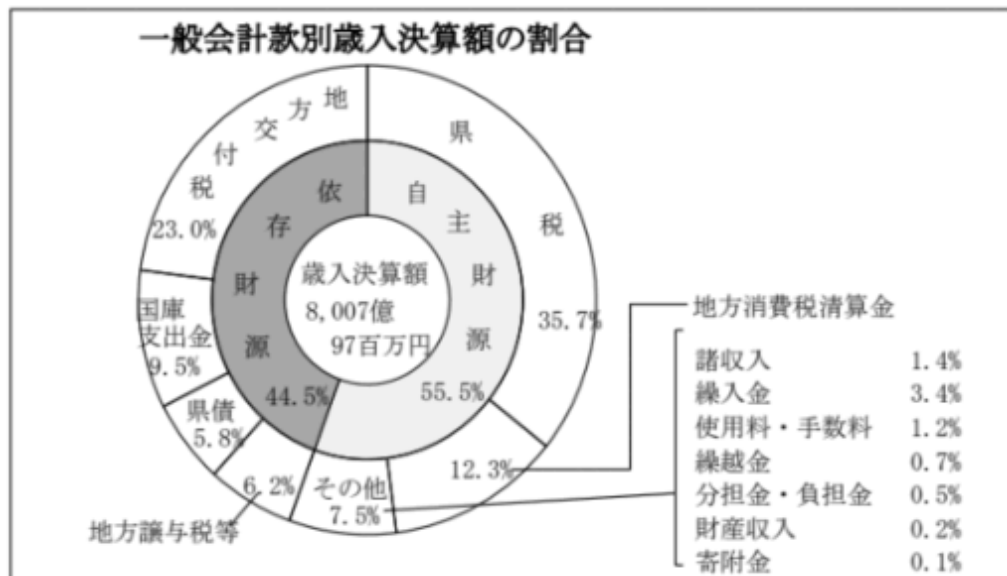
款別	決算額		対前年度	
	6年度	5年度	増減額	増減率
県税	285,961	263,404	22,557	8.6
地方消費税清算金	98,223	91,631	6,592	7.2
地方譲与税	43,546	38,490	5,056	13.1
地方特例交付金	5,432	1,124	4,308	383.3
地方交付税	183,936	178,510	5,426	3.0
交通安全対策特別交付金	304	314	△10	△3.2
分担金及び負担金	4,435	4,161	274	6.6
使用料及び手数料	9,436	9,361	75	0.8
国庫支出金	76,246	90,581	△14,335	△15.8
財産収入	1,959	1,530	429	28.0
寄附金	346	520	△174	△33.5
繰入金	27,296	20,569	6,727	32.7
諸収入	11,390	15,019	△3,629	△24.2
県債	46,591	56,293	△9,702	△17.2
繰越金	5,696	9,199	△3,503	△38.1
合計	800,797	780,707	20,090	2.6

(注) 端数処理の関係上、決算額と増減額の各項目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(出典：令和6年度決算説明資料)

歳入を財源構成比で見ると、自主財源である県税が増加し、依存財源である国庫支出金が減少したため、相対的に自主財源比率が高まり、前年度に比べ2.3ポイント増の55.5%となった。

令和6年度 一般会計款別歳入の割合



(出典：令和6年度決算説明資料)

③ 一般会計の款別歳出の状況(対前年度比)

歳出を款別にみると、対前年度比で総務費は96億25百万円(対前年度比+16.1%)、教育費で94億17百万円(同+6.9%)増加し、衛生費で107億93百万円(同△42.1%)、商工費で46億90百万円(同△26.1%)減少するなどしたが、歳出全体では前年度に比べ207億90百万円増の7,958億円(同+2.7%)となった。

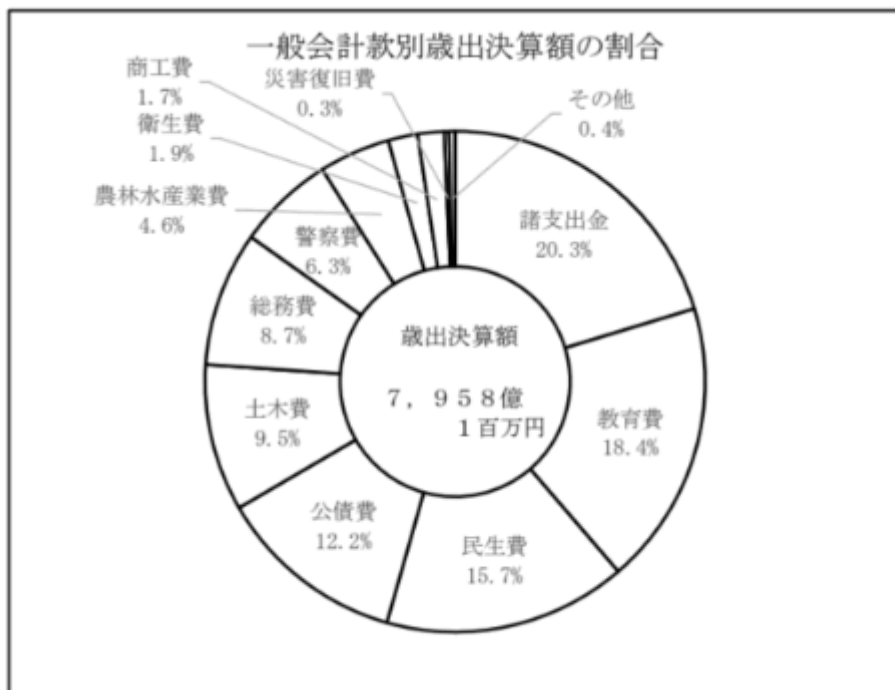
(単位：百万円、%)

款 別	決 算 額		対前年度	
	6年度	5年度	増減額	増減率
議 会 費	1,556	1,543	13	0.8
総 務 費	69,225	59,600	9,625	16.1
民 生 費	125,210	122,236	2,974	2.4
衛 生 費	14,846	25,639	△ 10,793	△ 42.1
労 働 費	1,245	1,146	99	8.6
農 林 水 産 業 費	36,836	37,792	△ 956	△ 2.5
商 工 費	13,258	17,948	△ 4,690	△ 26.1
土 木 費	75,165	76,198	△ 1,033	△ 1.4
警 察 費	50,123	47,461	2,662	5.6
教 育 費	146,694	137,277	9,417	6.9
災 害 復 旧 費	2,658	1,586	1,072	67.6
公 債 費	97,006	98,192	△ 1,186	△ 1.2
諸 支 出 金	161,979	148,394	13,585	9.2
予 備 費	-	-	-	-
合 計	795,801	775,011	20,790	2.7

(注) 端数処理の関係上、決算額と増減額の各項目の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(出典:令和6年度決算説明資料)

令和6年度 一般会計款別歳出の割合



(出典:令和6年度決算説明資料)

④ 県税収入の状況

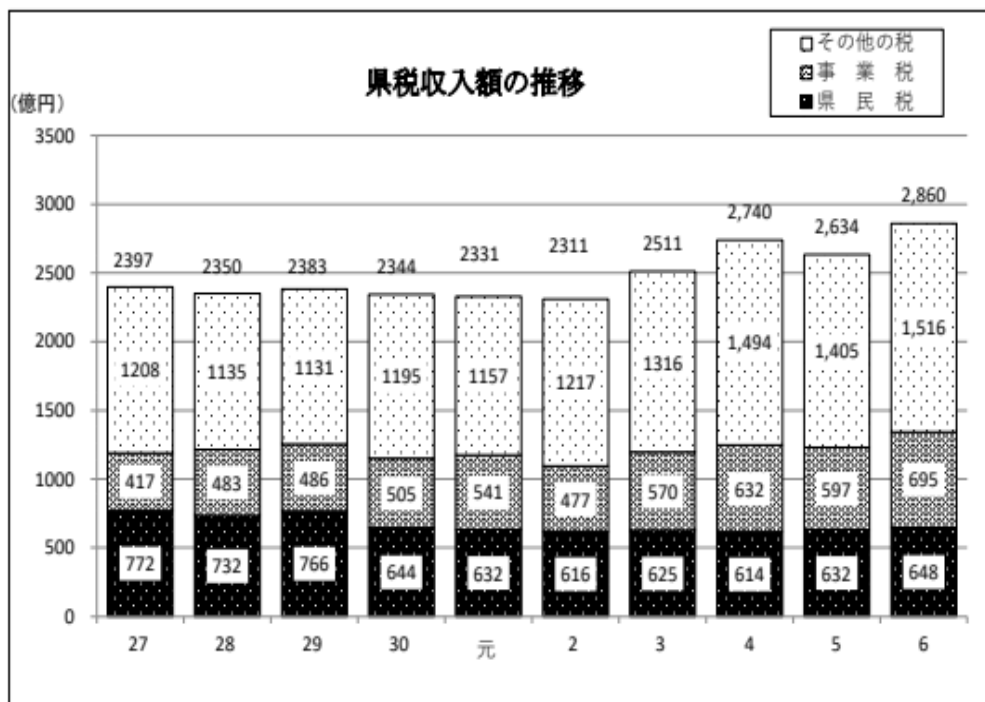
対前年度比で、県税収入は、定額減税の実施により個人県民税が32億27百万円(対前年度比△6.3%)の減収となったものの、企業業績の好調を受け、法人事業税で97億93百万円(同+17.0%)の増収となった。また、物価高騰の影響を受け、地方消費税で119億16百万円(同+13.9%)の増収となったほか、マイナス金利政策解除等の影響を受け、県民税利子割をはじめとした金融所得課税税目の大幅増もあり、県税合計で225億57百万円(同+8.6%)増の2,859億61百万円となった。

令和6年度 県税収入(決算対比)

(単位:百万円、%)

区分		調定額	収入額	収入率	収入額対前年度増減額	対前年度伸率
県民税	個人県民税	49,449	48,033	97.1	△ 3,227	△ 6.3
	法人県民税	6,313	6,279	99.5	797	14.5
	県民税利子割	359	359	100.0	172	92.3
	県民税配当割	4,461	4,461	100.0	1,459	48.6
	県民税株式等譲渡所得割	5,654	5,654	100.0	2,370	72.2
	小計	66,236	64,786	97.8	1,572	2.5
事業税	個人事業税	2,274	2,181	95.9	38	1.8
	法人事業税	67,527	67,348	99.7	9,793	17.0
	小計	69,801	69,529	99.6	9,832	16.5
その他	地方消費税	97,485	97,485	100.0	11,916	13.9
	自動車税	27,529	27,425	99.6	29	0.1
	軽油引取税	19,549	19,218	98.3	△ 172	△ 0.9
	その他	7,594	7,518	99.0	△ 619	△ 7.6
	小計	152,157	151,646	99.7	11,154	7.9
合計		288,194	285,961	99.2	22,557	8.6
法人二税(再掲)		73,840	73,627	99.7	10,590	16.8

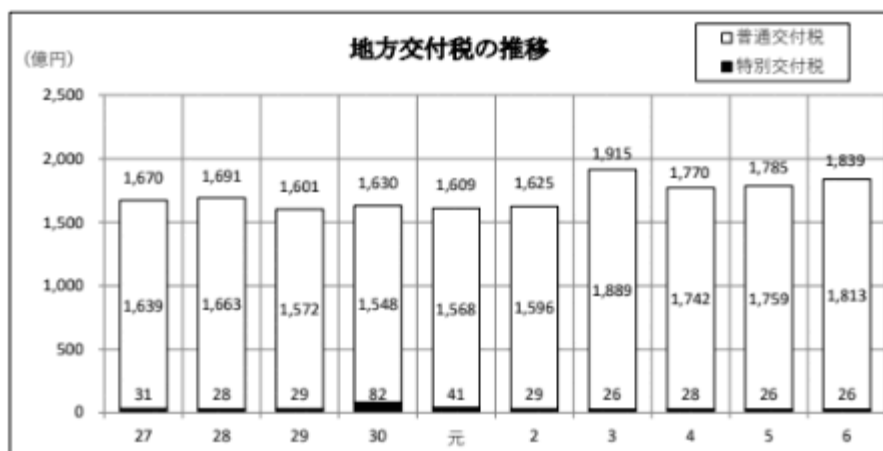
(注) 端数処理の関係上、各項目の合計と合計欄が一致しない場合がある。



(出典:令和6年度決算説明資料)

⑤ 地方交付税の状況

令和6年度の地方交付税は前年度に比べ、54億円(+3.0%)増の1,839億円となった。

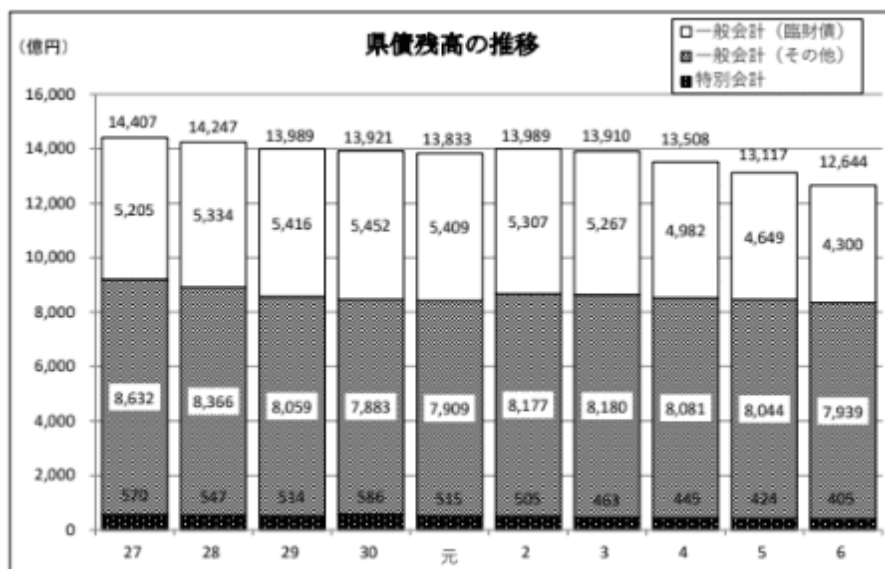


(注) 特別交付税には、次の額の「震災復興特別交付税」を含む。

・平成27年度	184百万円	・平成28年度	24百万円
・平成29年度	24百万円	・平成30年度	16百万円
・令和元年度	16百万円	・令和2年度	18百万円
・令和3年度	36百万円	・令和4年度	8百万円
・令和5年度	8百万円	・令和6年度	4百万円

⑥ 県債残高の状況

令和6年度末の県債残高は、前年度に比べ、473億円(△3.6%)減の1兆2,644億円となった。



2. 県財政の現状と今後の目標

(1) 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標により、また、公営企業は、資金不足比率により判断される。

岡山県の実質公債費比率及び将来負担比率は、国の示す基準を下回っており、実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業会計の資金不足比率、についてはいずれも該当がない。よって、現状はただちに財政健全化すべき緊張状態にはないと言える。

<健全化判断比率>

項目	6年度	5年度	4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	10.9%	10.9%	11.0%	25%	35%
将来負担比率	157.5%	164.6%	169.9%	400%	

<資金不足比率>

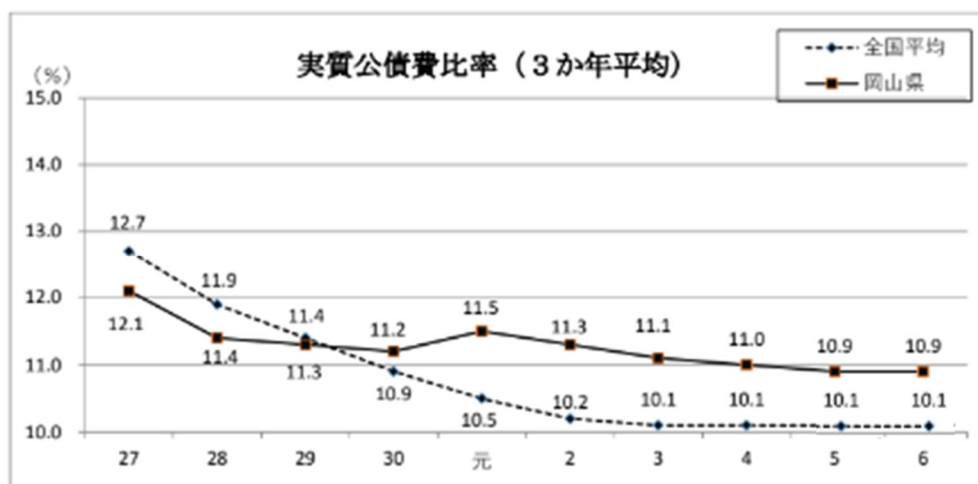
項目	6年度	5年度	4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20%

(2) 主な財政指標の推移

① 実質公債費比率

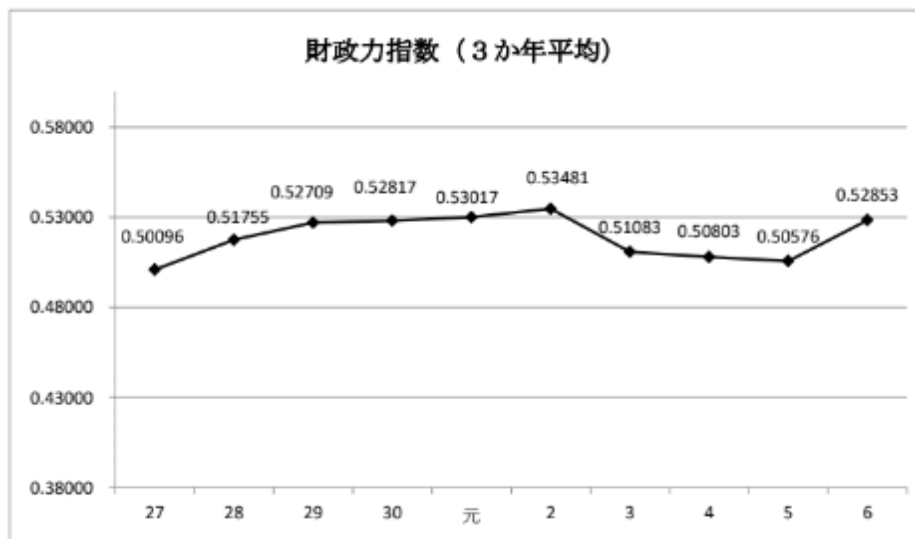
起債管理の指標で、標準財政規模に対する実質的な公債費負担(他会計における起債の償還に要する繰出金等、公債費に準ずるものを含む)の比率である。この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に当たり、国の許可を要する。

直近10年間の推移をみると、比率は改善傾向にあるが、全国平均値10.1には達していない状況である。(令和6年度 全国第22位)



② 財政力指数

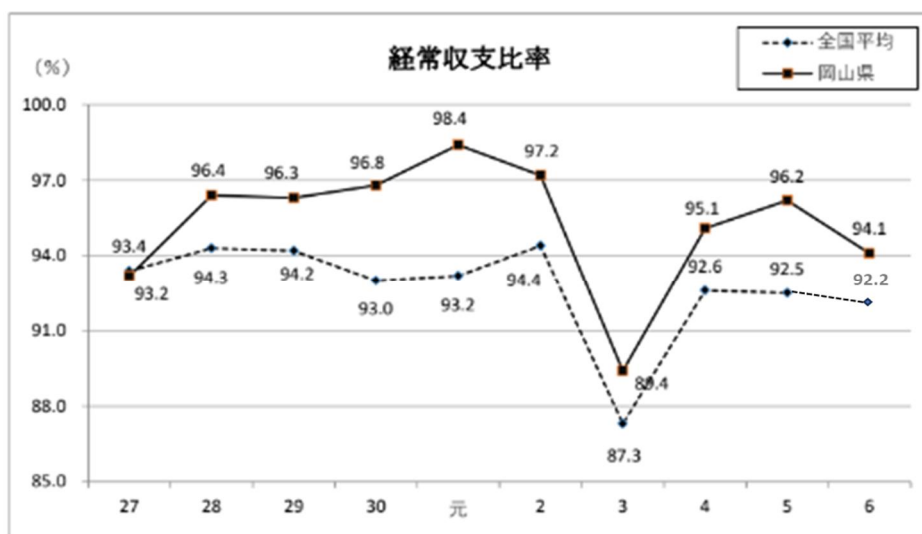
地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3年間の平均値で、財政力を示す指標として用いられる。指標は1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされる。令和6年度は全国平均0.512を上回っている。(全国第19位)



③ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税など経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を表す指標である。比率が低い程、弾力性が大きいことを示す。

近年は改善傾向にあるが、全国平均に未達の状況であり、財政の硬直化が続いている。(令和6年度 全国第28位)



(3) 財政調整基金の積立状況と県財政の今後の目標

税収は引き続き増加が見込まれるものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増に加え、給与改定に伴う人件費の増加や金利上昇を受けた公債費の増加、さらには自然災害や感染症対策への備えも必要であり、今後も80～90億円程度の財政調整基金の取崩しが見込まれる。収支不足等に備えるための財政調整基金の残高について、令和6年度末残高は194億円で、標準財政規模に対する割合は4.4%である。

令和5年度における標準財政規模に対する割合は4.4%であり、これは全国平均(8.6%)や類似5団体(※)平均(10.8%)を大きく下回り、備えは十分とはいえない。(※栃木、群馬、長野、岐阜、三重)



岡山県は、財政健全化判断比率を全国平均以下に抑えることを目標とし、財政調整基金を標準財政規模の5%(約220億円)まで積み増す方針である。あわせて、公共施設の長寿命化基金や県債管理基金を充実させ、将来の財政負担に備える構えである。

第3 特別会計の概要

1. 特別会計の状況

(1) 一般会計と特別会計

地方公共団体の会計は、単一予算主義の原則に基づき、すべての歳入歳出を包含した単一会計として処理することが原則である。しかし、地方公共団体の事務は広範多岐にわたるため、単一会計とすることで事業の状況や資金の運用実績を把握することがかえって困難となる場合があることから、特定の事業について、一般会計とは区分して特別会計を設けている。

特別会計については地方自治法第209条において次のように規定されている。

[地方自治法]

(会計の区分)

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを定めることができる。

特別会計は、法律で特別会計とすることが定められているものと、地方自治体が独自に条例に基づき設置するものに大別することが出来る。

各会計用語の内容については以下のとおりである。

「一般会計」

福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり、主な歳入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等がある。

「特別会計」

一般会計のほかに、特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられた会計である。法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分される。

「普通会計」

公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたものである。一般会計及び特別会計のうち比較可能なものを合算した会計であり、各自治体間の比較を行いやすくするための統計上の会計区分である。

「公営事業会計」

法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計である。利用者負担を原則として事業者ごとの収益を明らかにすることを目的としている。

「公営企業会計」

病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがある。

(2) 岡山県の特別会計

① 特別会計の設置状況

岡山県では一般会計の他に、条例等に基づき以下の17の特別会計を設けている。
 No.1「岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」、No.3「岡山県林業改善資金貸付金特別会計」、No.4「岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計」、No.11「岡山県国民健康保険事業特別会計」、No.12「岡山県営電気事業会計」、No.13「岡山県営工業用水道事業会計」については、法律に基づき特別会計を設けており、その他は独自に条例に基づき設置している。

No.	名称	担当部局課	根拠法令・条例
1	岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	子ども・福祉部子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法
2	岡山県造林事業等特別会計	農林水産部林政課	岡山県造林事業等特別会計条例
3	岡山県林業改善資金貸付金特別会計	農林水産部林政課	林業・木材産業改善資金助成法
4	岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	農林水産部水産課	沿岸漁業改善資金助成法
5	岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	産業労働部経営支援課	岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例等
6	岡山県公共用地等取得事業特別会計	土木部監理課	岡山県公共用地等取得事業特別会計条例
7	岡山県後楽園特別会計	土木部都市計画課	岡山県後楽園特別会計条例
8	岡山県収入証紙等特別会計	出納局会計課	岡山県収入証紙等特別会計条例
9	岡山県用品調達特別会計	出納局用度課	岡山県用品調達特別会計条例
10	岡山県公債管理特別会計	総務部財政課	岡山県公債管理特別会計条例
11	岡山県国民健康保険事業特別会計	子ども・福祉部長寿社会課	国民健康保険法
12	岡山県営電気事業会計	企業局総務企画課	地方公営企業法、地方財政法
13	岡山県営工業用水道事業会計	企業局総務企画課	地方公営企業法、地方財政法
14	岡山県流域下水道事業会計	土木部都市計画課	岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例
15	岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	農林水産部畜産課	岡山県営食肉地方卸売市場特別会計条例
16	岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	産業労働部企業誘致・投資促進課	岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計条例
17	岡山県港湾整備事業特別会計	土木部港湾課	岡山県港湾整備事業特別会計条例

(出典:監査人作成)

② 地方公営企業

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業であり、例えば、上下水道・交通・ガス・電気・工業用水道等の事業がある。地方公営企業法第2条1項に公営企業となる対象事業が限定列举され、これらの事業は地方公営企業法を当然適用する必要がある。一

方、地方自治体が独自に条例に基づき、地方公営企業法を全部または一部適用することも可能である。(地方公営企業法第2条3項)

地方公営企業法より一部抜粋

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。)にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

一般行政事務に要する経費が、権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置する必要がある。

地方公営企業法より一部抜粋

(特別会計)

第17条 地方公営企業の経理は、第2条第1項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を2以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で2以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

なお、地方財政法施行令第46条では、地方財政の比較や統計作成を目的として、地方公営企業法よりも広い概念として「公営企業に準ずる事業(公営企業的事業)」が定義されている。ここには、港湾整備事業、と畜場事業、宅地造成事業、公共下水道事業など、公営企業法の適用対象ではないが、企業的・独立採算的な運営が求められる多様な事業が含まれている。

このため、自治体における「公営企業」という言葉は、地方公営企業法で定義される「狭義の公営企業」と地方財政法施行令第46条で定義される財政統計上の「広義の公営企業的事業」の2つの文脈で使われており、その範囲は一致しない。

本報告書では、後者の「広義の公営企業的事業」を営むものを「公営企業」とし、岡山県の特別会計においては、計6つの事業が「公営企業」となる。

地方財政法施行令より一部抜粋

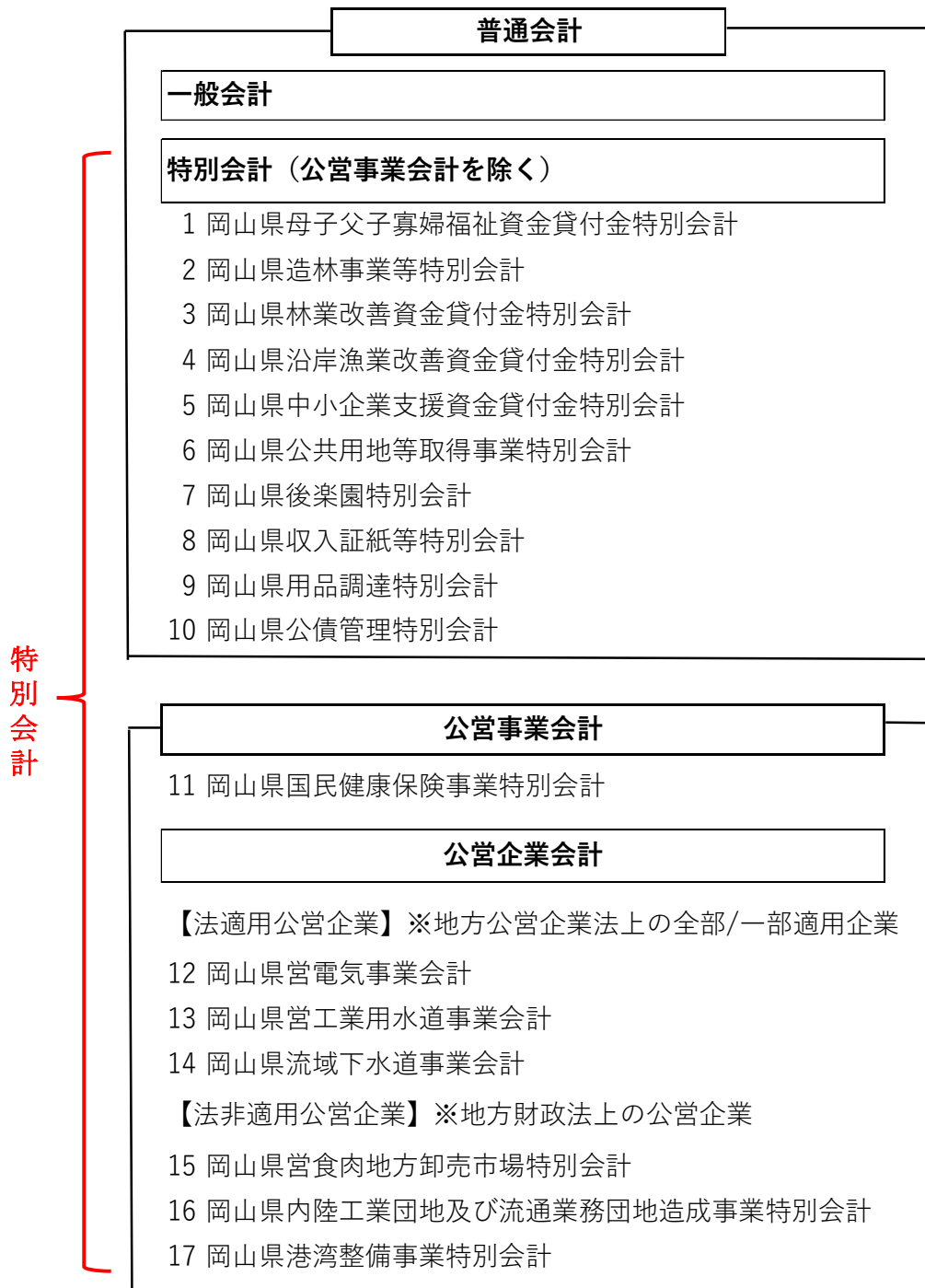
(公営企業)

第46条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 1 水道事業
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業
- 4 電気事業
- 5 ガス事業
- 6 簡易水道事業
- 7 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
- 8 病院事業
- 9 市場事業
- 10 と畜場事業
- 11 観光施設事業
- 12 宅地造成事業
- 13 公共下水道事業

③ 岡山県における会計上の区分

岡山県における「普通会計」、「公営事業会計」の区分、さらに「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」の区分は以下のとおりである。



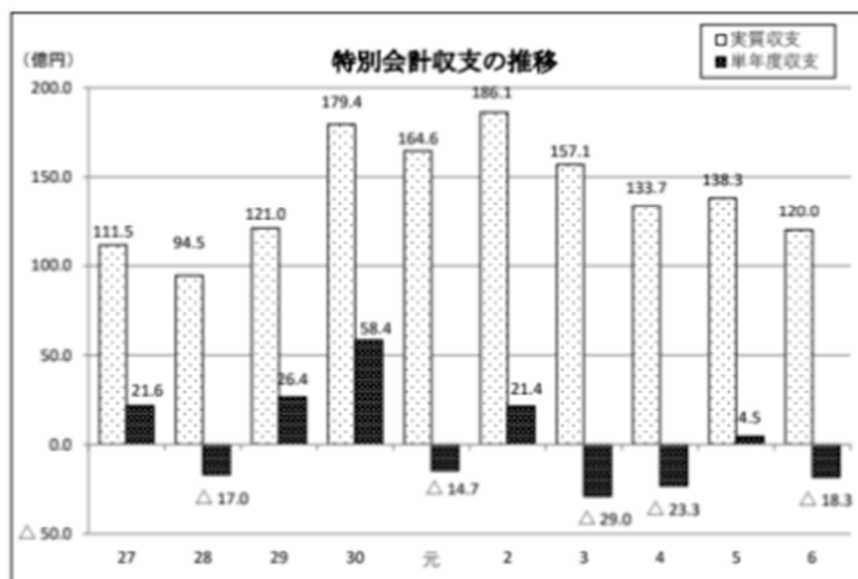
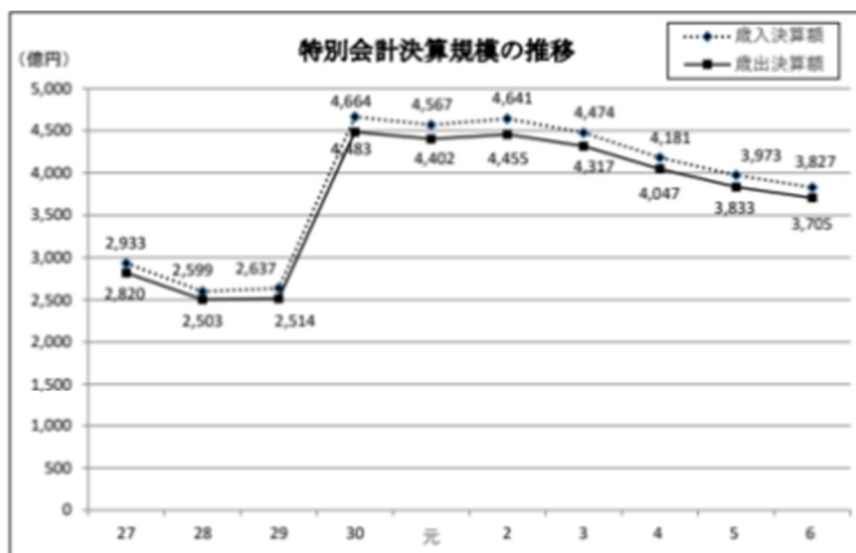
(出典:監査人作成)

No.12「岡山県営電気事業会計」及びNo.13「岡山県営工業用水道事業会計」の2つの事業について、地方公営企業法第2条に基づき当然適用事業として地方公営企業法を全部適用している。No.14「岡山県流域下水道事業会計」については、国が適用を推進している事業であることから、現在、条例に基づき地方公営企業法のうち財務規定等のみを適用している。

No.15「岡山県営食肉地方卸売市場特別会計」、No.16「岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計」、No.17「岡山県港湾整備事業特別会計」については、地方財政法施行令第46条で定義される広義の公営企業的事業であるため、地方公営企業法を適用していない。なお、岡山県では、No.12～17の6つの公営企業の内、法適用公営企業であるNo.12～14の3つの事業については企業会計に基づく会計処理を行っていることから、他の特別会計とは区分して、公営企業の決算情報として開示している。また、No.12及びNo.13の全部適用公営企業は、岡山県企業局が運営している。

④ 特別会計の歳入・歳出の推移と内訳

令和6年度の特別会計（法適用公営企業3つを除く）においては、予算総額は3,744億円で、前年度の3,870億円に比べて126億円、3.26%の減少となった。歳入額は3,827億円（対前年度比△3.67%）、歳出額は3,705億円（対前年度比△3.34%）とそれぞれ減少した。歳入額から歳出額と翌年度へ繰越すべき財源を差し引くと、実質収支は120億円の黒字、単年度収支は18億円の赤字となった。



(出典:令和6年度 決算説明書(概要))

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

令和6年度における特別会計の歳入・歳出の内訳は以下のとおりである。

令和6年度 特別会計(法適用公営企業3つを除く)歳入・歳出 (単位:千円)

No.	会計種別	歳入額	歳出額
1	岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	139,416	59,164
2	岡山県国民健康保険事業特別会計	168,456,521	162,902,705
3	岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	932,769	924,614
4	岡山県造林事業等特別会計	32,153,005	32,130,988
5	岡山県林業改善資金貸付金特別会計	841,735	661,914
6	岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	272,487	6
7	岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	2,613,257	424,333
8	岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	1,202,265	221,991
9	岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,187,998	180,905
10	岡山県後楽園特別会計	310,685	305,013
11	岡山県港湾整備事業特別会計	4,059,351	2,225,761
12	岡山県収入証紙等特別会計	2,793,499	2,721,920
13	岡山県用品調達特別会計	339,056	317,928
14	岡山県公債管理特別会計	167,442,950	167,442,950
	合 計	382,744,994	370,520,195

(出典:監査人作成)

⑤「一般会計からの繰入金」及び「一般会計への繰出金」

「一般会計からの繰入金」とは、一般会計から特別会計への資金の移動であり、一方で「一般会計への繰出金」とは、特別会計から一般会計への資金の移動である。

特に、「一般会計からの繰入金」については、特別会計を設置することを定めた各々の根拠法令に定められているものもあるが、特別会計の赤字を補填する意味合いを有しているものについては、一般会計を圧迫する危険性があるため注視する必要がある。

直近3年度において、「一般会計からの繰入金」のある事業の繰入金の推移及び各年度における一般会計歳出総額に占める繰入金の割合は以下のとおりである。

会計種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	3,195	3,178	3,197
岡山県造林事業等特別会計	1,865,690	1,868,004	1,864,238
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	40	12	6
岡山県公共用地等取得事業特別会計	311,678	276,495	138,785
岡山県後樂園特別会計	47,903	28,330	-
岡山県収入証紙等特別会計	122,529	210,350	23,823
岡山県用品調達特別会計	772	6,250	435
岡山県公債管理特別会計	98,946,627	98,191,929	97,011,869
岡山県国民健康保険事業特別会計	10,251,573	10,275,382	10,017,100
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	822,762	842,697	738,759
岡山県港湾整備事業特別会計	95,805	61,115	-
合計(A)	112,468,574	111,763,742	109,798,211
一般会計歳出総額(B)	845,961,820	775,010,567	795,800,899
構成比(A)/(B)×100	13.3%	14.4%	13.8%

(出典:監査人作成)

「岡山県公債管理特別会計」及び「岡山県国民健康保険事業特別会計」が一般会計繰入総額総額のほとんどを占めている。前者については、県債(一般会計)の元利償還等の適正管理を目的とした事業であり、一般会計からの繰入金を元手に公債費(元本及び利息)の支払いを行っているため、金額が大きいことは想定通りである。後者は、近年の社会保障費増に伴う支出増による決算補填であり、一般会計からの繰入金が今後も増加することが見込まれるため留意する必要がある。

「岡山県後樂園特別会計」について、令和6年の一般会計からの繰入金が無いのは、後樂園の入園料及び駐車料金の引き上げにより補填が不必要であったことによる。また「岡山県湾岸整備事業特別会計」について、令和6年度の一般会計からの繰入金が無いのは、干拓地内分譲地の売却収入により補填が不必要であったことによる。

なお、一般会計歳出総額に占める一般会計繰入金割合は、直近2年度と比較して異常値ではない。

⑥ 一般会計繰入金の各特別会計の歳入に占める割合

(単位：千円)

会計種別	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	歳入合計	174,274	152,792	139,416
	うち一般会計繰入額	3,195	3,178	3,197
	一般会計繰入額の占める割合	1.8%	2.1%	2.3%
岡山県造林事業等特別会計	歳入合計	35,131,841	33,695,686	32,153,005
	うち一般会計繰入額	1,865,690	1,868,004	1,864,238
	一般会計繰入額の占める割合	5.3%	5.5%	5.8%
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	歳入合計	383,362	385,619	272,487
	うち一般会計繰入額	40	12	6
	一般会計繰入額の占める割合	0.0%	0.0%	0.0%
岡山県公共用地等取得事業特別会計	歳入合計	1,152,014	1,175,528	1,187,998
	うち一般会計繰入額	311,678	276,495	138,785
	一般会計繰入額の占める割合	27.1%	23.5%	11.7%
岡山県収入証紙等特別会計	歳入合計	5,784,391	4,370,628	2,793,499
	うち一般会計繰入額	122,529	210,350	23,823
	一般会計繰入額の占める割合	2.1%	4.8%	0.9%
岡山県用品調達特別会計	歳入合計	263,219	321,767	339,056
	うち一般会計繰入額	772	6,250	435
	一般会計繰入額の占める割合	0.3%	1.9%	0.1%
岡山県公債管理特別会計	歳入合計	186,722,300	169,683,511	167,442,950
	うち一般会計繰入額	98,946,627	98,191,929	97,011,869
	一般会計繰入額の占める割合	53.0%	57.9%	57.9%
岡山県国民健康保険事業特別会計	歳入合計	177,655,487	175,096,537	168,456,521
	うち一般会計繰入額	10,251,573	10,275,382	10,017,100
	一般会計繰入額の占める割合	5.8%	5.9%	5.9%
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	歳入合計	1,042,922	1,768,217	932,769
	うち一般会計繰入額	822,762	842,697	738,759
	一般会計繰入額の占める割合	78.9%	47.7%	79.2%

(出典：監査人作成)

「岡山県営食肉地方卸売市場特別会計」について、令和5年度の一般会計繰入額の占める割合が低いのは、歳入額が大きく増加した一方で、一般会計からの繰入額が微増であったことによる。これは、令和5年度において、大規模工事の実施に伴い、県債による歳入が大きく増加したためであり、決算補填のための一般会計からの繰入額は例年どおりの高い水準となっている。

当事業は歳入以上に歳出が多い状況が続いており、採算性が低く、事業の性質から民営化も困難であるが、食肉流通及び地域経済への貢献が大きいことから一般会計からの繰入金に依存した運営となっている。

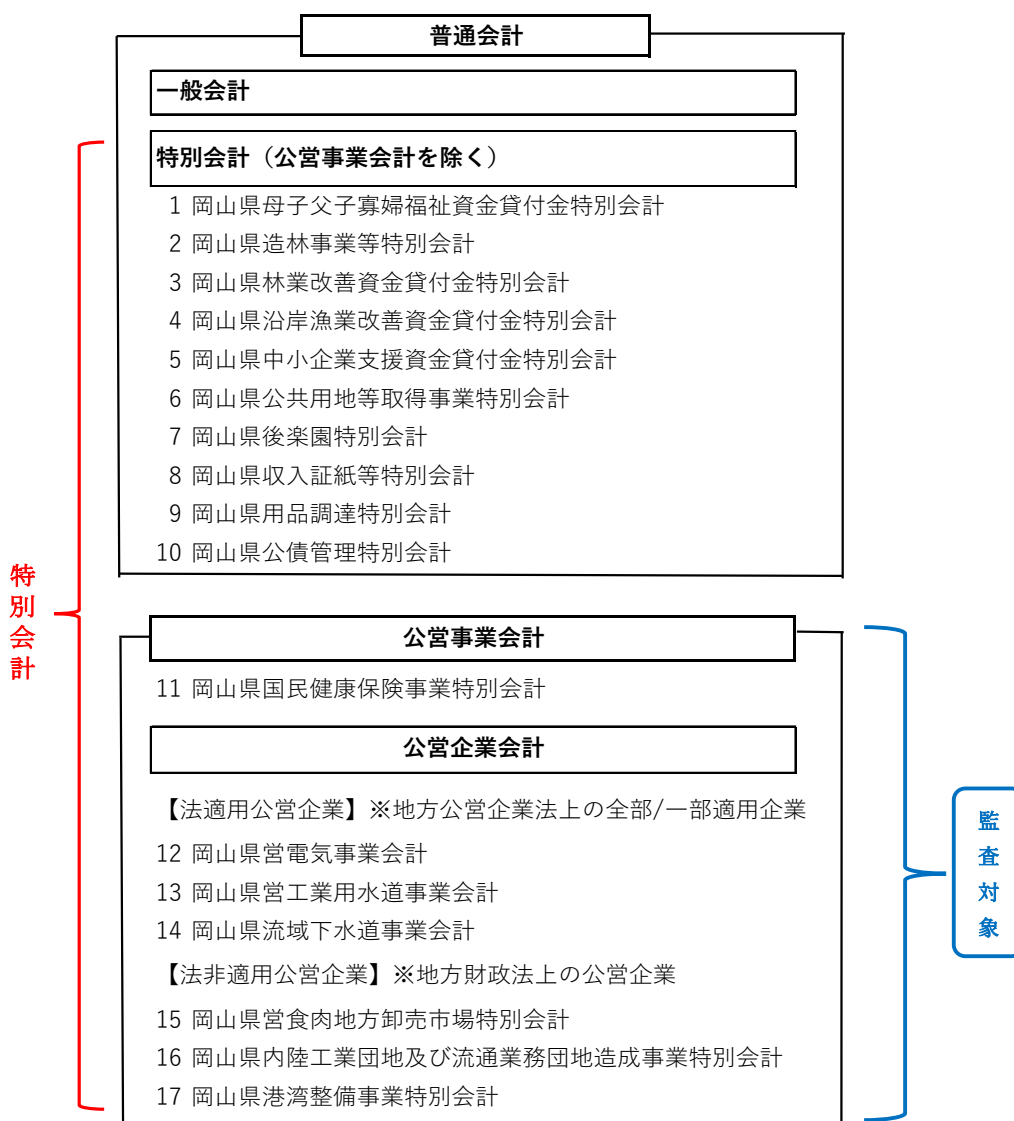
本来、一般会計から独立した特別会計について、決算補填のために一般会計からの繰入金が常態化している状況は望ましくない。今後も、各特別会計において、収支改善を図る取り組みが必要である。

2. 監査対象とする特別会計

(1) 特別会計の分類

17の特別会計のうち、法律の規定により特別会計を設ける必要のある公営企業及び事業に係る7つの特別会計を監査対象とした。

これらは、利用者負担を原則として、事業者ごとの収益を明らかにすることを目的とした地方公営事業会計に含まれる事業であり、一般会計とは別に独立採算型による事業評価をしているため、重点的に分析をする必要がある。



(出典:監査人作成)

第4 包括外部監査手続の概要

1. 各特別会計について実施した手続

(1) 概要の把握

特別会計の概要を把握するため、各所管部局に対し、以下の資料を徴求し、概要についてのヒアリングを実施した。

No	項目	質問及び関係資料
1	概要及び全般	<p>岡山県における特別会計（一般会計10会計、公営企業会計7会計）の全体概要をご説明のうえ、実施部署及び管理体制についてご説明ください。</p> <hr/> <p>【依頼資料】</p> <p>① 岡山県における特別会計と担当部署一覧 ② 各特別会計の基本的概要 ③ 各特別会計に関する条例・規則及びその下部規則 ④ 過去5年間における各特別会計の財政状況一覧</p>
2	特別会計 詳細 (1)国民健康保険 (2)電気 (3)工業用水道 (4)下水道 (5)食肉 (6)工業団地 (7)港湾整備	<p>特別会計（公営企業会計等の7会計）について、以下の詳細資料をそれぞれご提供ください。</p> <hr/> <p>【依頼資料】</p> <p>⑤ 会計目的及び事業概要が分かる資料 ⑥ 組織図 ⑦ 過去5年間における各特別会計の決算書及び申告書</p>
3	過去の包括外部監査結果に関連して	<p>過去の包括外部監査報告のうち、特別会計の財務事務に関連した指摘事項の措置状況についてご説明ください。</p> <hr/> <p>【依頼資料】</p> <p>⑧ 過去の包括外部監査報告書における特別会計に関する指摘箇所及び措置状況を把握できる資料</p>

4	監査委員監査	<p>過去5年間の監査委員監査における特別会計の財務事務に関する指摘内容と対応状況についてご説明ください。</p> <hr/> <p>【依頼資料】</p> <p>⑨ 監査結果報告書、措置状況等</p>
---	--------	--

(2) 対象各特別会計の個別ヒアリング及び詳細手続

原則として、令和6年度に係る事務を対象として、各特別会計の事業の性質に応じて、質問・資料閲覧・現場視察等の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第6 監査の結果(各論)において、それぞれ記載している。

<具体的手続>

- ① 特別会計の目的、事業内容及び組織や管理体制の把握
- ② 直近5年間の歳入歳出推移の把握
- ③ 関連条例及び意思決定書類(起案書・決裁書等)の査閲
- ④ 事業収入及び支出の概要把握と個別取引の詳細テスト
- ⑤ 固定資産・物品管理状況の把握
- ⑥ 決算財務報告プロセス(会計事務及び税務事務)の把握
- ⑦ 重要事業所の現場視察(必要に応じて)

(3) 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

県では、過去において特別会計に関する包括外部監査を受けたことがない旨を確認した。

第5 包括外部監査の結果

1. 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反、又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は 検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

上記記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の実務上における多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分ができない場合があることを、ご承知おきいただきたい。

2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見

監査の着眼点		指摘事項	意見
①	特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らして適切に運営されているか。	指摘事項No.6-1	意見No.1-1 意見No.1-2 意見No.1-3 意見No.5-1 意見No.5-3 意見No.6-1 意見No.7-3
②	特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、これらの支出は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。	指摘事項No.2-2 指摘事項No.2-5 指摘事項No.3-2 指摘事項No.4-4 指摘事項No.4-5 指摘事項No.4-6 指摘事項No.4-7 指摘事項No.4-8 指摘事項No.4-9 指摘事項No.4-13	意見No.2-2 意見No.2-6 意見No.2-7 意見No.2-8 意見No.2-9 意見No.2-10 意見No.2-11 意見No.2-12 意見No.2-13 意見No.3-2 意見No.3-3 意見No.3-4 意見No.3-7 意見No.3-8 意見No.3-9 意見No.3-10 意見No.3-11

			意見No.3-12 意見No.3-13 意見No.3-14 意見No.3-15 意見No.3-16 意見No.3-17 意見No.3-18 意見No.4-1 意見No.4-2 意見No.4-3 意見No.4-4 意見No.4-5 意見No.4-6 意見No.4-8 意見No.4-9 意見No.4-10 意見No.5-2 意見No.6-2 意見No.6-3 意見No.7-1 意見No.7-2
③	恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。	—	—
④	特別会計に係る収益及び事業経費、事務経費等は、適切に計上されているか。	指摘事項No.7-1	意見No.2-5
⑤	特別会計の財産の維持管理は適切に行われているか。	指摘事項No.2-1 指摘事項No.2-3 指摘事項No.2-4 指摘事項No.3-1 指摘事項No.3-3 指摘事項No.3-4 指摘事項No.4-1 指摘事項No.4-2 指摘事項No.4-3 指摘事項No.4-10 指摘事項No.4-11 指摘事項No.4-12	意見No.2-1 意見No.2-3 意見No.2-4 意見No.3-1 意見No.3-5 意見No.3-6 意見No.4-7
合計		24件	53件

第6 監査の結果(各論)

1. 岡山県国民健康保険事業特別会計

(1) 目的

国民健康保険制度の改革に伴い、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等のために国民健康保険の運営に中心的な役割を担うとともに、制度の安定化を図ることを目的としている。なお、都道府県及び市町村は、国民健康保険法において、国民健康保険に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならないと規定されている(国民健康保険法第10条)。

(2) 事業概要

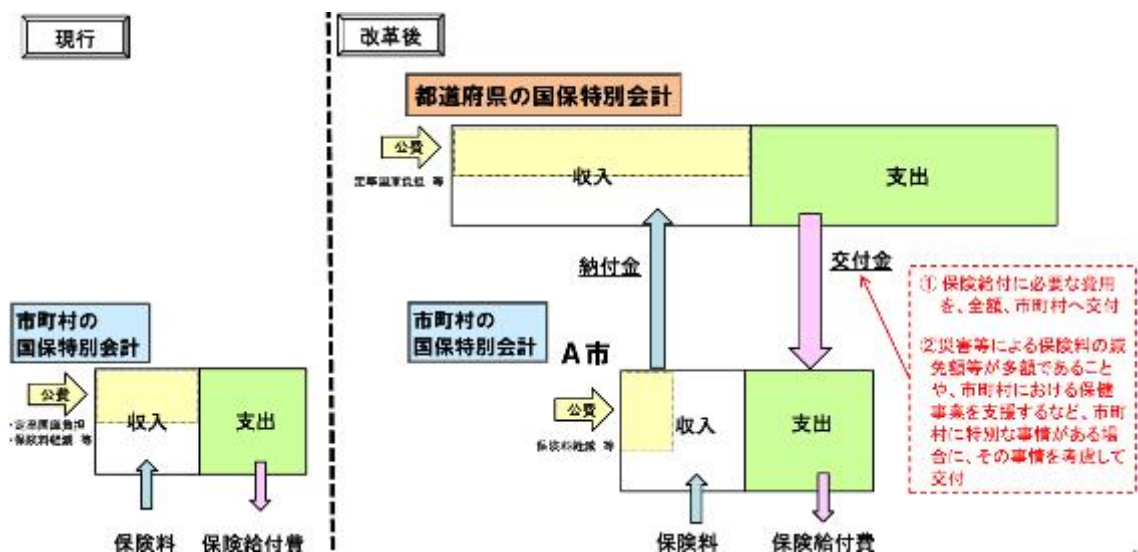
①事業内容

市町村が運営する国民健康保険(市町村国保)は、勤務先の会社の健康保険など他の医療保険に加入していない方々(農業や自営業者や無職・短時間労働の方々)が加入する公的医療保険であるが、下記の構造的な課題を抱えている。

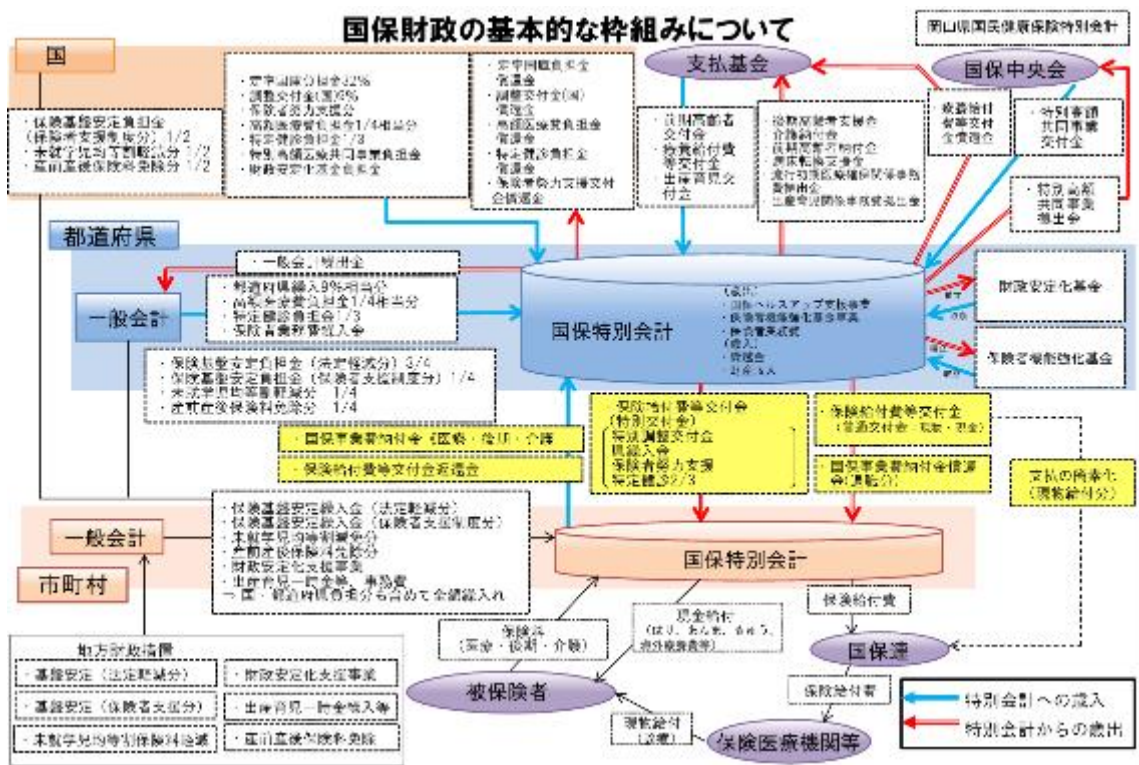
- ・加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い。
- ・所得水準に比較して保険料負担が重い。
- ・一般会計からの多額の繰入や繰上充用など財政赤字の負担が重い。
- ・財政運営が不安定になるリスクが高い小規模市町村が多く、市町村ごとの保険料水準の格差が大きい。

持続可能な医療保険制度を実現し、国民皆保険を維持するため、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」が制定され、同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされた。

都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。市町村は、都道府県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。



(出典:厚生労働省、国民健康保険制度における改革について)



②組織及び管理体制

子ども・福祉部 長寿社会課国民健康保険班の7名が担当。

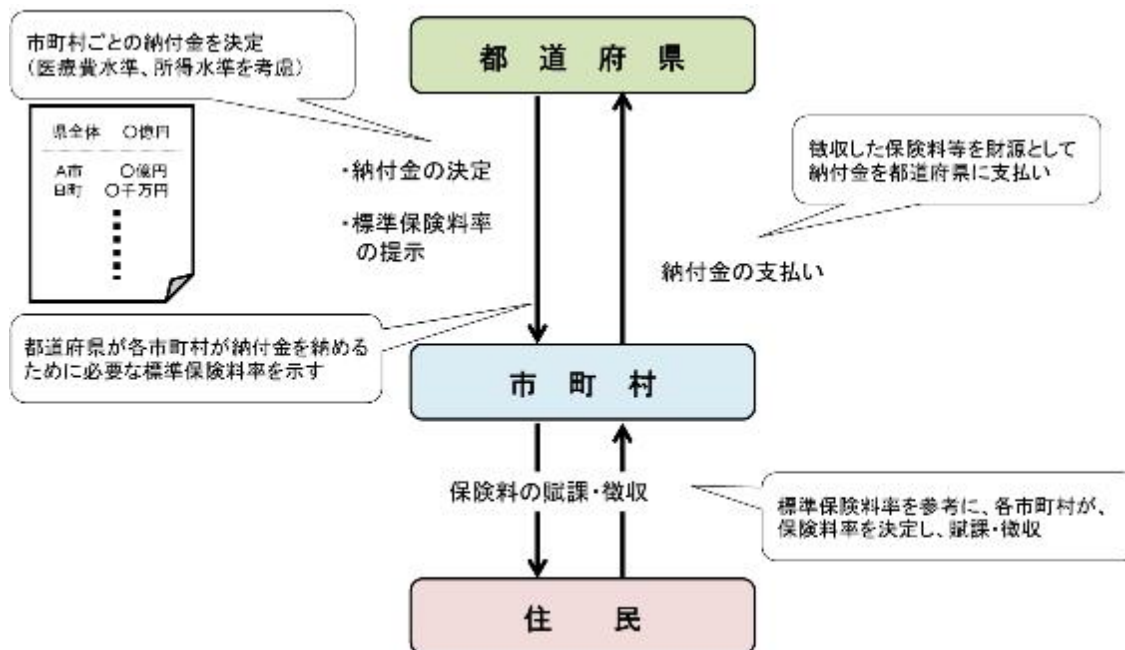
③業務の内容(経緯、管理方法(委託、指定管理など)、料金設定方法

県は、医療費水準と所得水準を考慮した市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を決定し、市町村は県の決定した額を県に納付する。また、県は、市町村に保険給付費等交付金の交付を行う。

1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
2. 財政運営	都道府県の主な役割 財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置、運営	市町村の主な役割 国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 保険者事務 (資格管理等)	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定、賦課、徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた賦課、徴収

5.保険給付	納付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い、市町村が行った保険給付の点検	保険給付の決定。個々の事情に応じた窓口負担減免等
6.保健事業	市町村に対し、必要な助言、支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保険事業を実施(データヘルス事業等)

(出典:厚生労働省、第133回社会保障審議会医療保険部会 資料2-4)



(出典:厚生労働省、国民健康保険制度における改革について)

④国民健康保険事業方針の内容

県は国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定した「国民健康保険事業方針」に基づき、国保事業の安定的な運営、市町村が担う事務の標準化・効率化・広域化等の推進及び医療費の適正化等を推進するため、毎年度、本運営方針に定める県、市町村及び国保連合会等の取組状況を把握して評価をし、必要な見直しを行っている。現在は「国民健康保険事業方針(第3期)」を実施中である(対象期間:令和6年4月1日から令和12年3月31日)。

「第3期岡山県国民健康保険運営方針」の概要

【第2章】 国民健康保険の財政運営の考え方	医療費の動向と将来見通し	○被保険者の現況(被保険者数、被保険者年齢構成・職業別世帯数等) ○医療費の動向(1人当たり医療費及び診療種別地域差指数等) ○医療費の将来見通し
	財政収支の改善と均衡	○財政運営の現状(決算状況、決算補填等目的の法定外繰入の状況等) ○赤字削減・解消の取組 (新たな法定外繰入の発生防止のため、連携会議の場等で情報共有・周知を行う。)
	財政安定化基金の活用	基金(財政調整事業)を活用し、納付金の著しい上昇の抑制を図るなど財政運営の

		更なる安定化を図る。
【第3章】 納付金及び標準保険料(税)の算定方法	保険料(税)水準の統一	将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)とすることを目指していくこととし、ワーキンググループ等において、引き続き、統一に係る諸課題の整理やその解決に向けた検討を行う。なお、その過程において、市町村間で合意できた国民健康保険事業等については、順次、共通の取扱いとする。
	納付金及び市町村標準保険料率の算定方式	○納付金の算定方式(3方式) ○医療費水準の反映(市町村ごとの医療費水準を反映) ○標準保険料率の算定方式(3方式)
【第4章】 保険料(税)徴収の適正な実施	収納率目標の設定	長期的には全国上位10%の水準、短期的には全国上位30%の水準を目標
	収納率目標達成に向けた取組	口座振替促進等広報事業、収納担当職員研修
【第5章】 保険給付の適正な実施	○診療報酬明細書(レセプト)点検、第三者行為求償事務、患者調査等の実施状況 ○県による保険給付の点検、事後調整の実施 ○療養費の支給の適正化 ○第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化	
【第6章】 医療費適正化の取組	予防・健康づくりへの取組がますます必要となっているため、医療費適正化計画との整合性を踏まえ、医療費適正化を積極的に推進	
	医療費適正化に向けた取組	特定健診受診率・特定保健指導実施率向上、生活習慣病対策、後発医薬品使用促進、データヘルス計画の標準化の推進、被用者保険との連携
【第7章】 事務の広域的及び効率的な運営の推進	○事務の共同化(事務の標準化・広域化により住民サービスの向上に努める。) ○国民健康保険に係る業務支援システムの標準化	
【第8章】 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	保健医療サービス・福祉サービス等との連携	市町村における保健事業、地域包括ケアシステム構築、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る取組
【第9章】 国民健康保険運営における必要な措置	○県・市町村・国民健康保険団体連合会で構成する連携会議を設置 ○国保連との連携	

(出典:「第3期岡山県国民健康保険運営方針」の概要)

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

単年度の収支については、令和2年度及び令和6年度を除きマイナスとなっているが、基金からの繰入金や繰越金で補填可能な水準ではある。

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分担金及び負担金	46,408,686	46,231,360	45,335,436	47,116,897	44,894,281
国庫支出金	51,512,937	48,981,509	49,268,129	47,731,148	46,895,497
前期高齢者交付金	64,578,389	68,234,247	63,602,999	62,105,463	59,567,645
共同事業交付金	244,330	311,067	315,217	311,802	407,242
一般会計繰入金	10,040,391	9,856,120	10,251,573	10,275,381	10,017,100
諸収入	382,409	421,407	380,997	340,748	334,777
その他	62,052	3,487	3,642	3,362	10,438
単年度収入 小計	173,229,197	174,039,199	169,157,996	167,884,805	162,126,982
基金繰入金	91,497	92,439	90,422	554,321	12,308
繰越金	7,815,126	10,844,427	8,407,067	6,657,409	6,317,229
歳入 合計	181,135,821	184,976,065	177,655,487	175,096,537	168,456,520

保険給付費等交付金	138,619,937	142,235,760	139,060,804	136,295,838	130,309,512
後期高齢者支援金等	22,250,836	21,991,861	21,231,942	22,943,885	22,694,085
介護納付金	7,019,268	7,478,045	7,765,068	7,516,259	7,057,070
共同事業拠出金	225,240	270,056	296,239	357,458	415,022
保健事業費	36,006	69,219	78,082	67,692	90,622
諸支出金	2,014,279	4,393,414	2,076,565	1,144,447	44,114
その他	122,584	127,153	124,423	130,962	118,500
単年度支出 小計	170,288,153	176,565,510	170,633,127	168,456,545	160,728,927
基金積立金	3,241	3,487	364,950	322,762	2,173,777
歳出 合計	170,291,394	176,568,997	170,998,077	168,779,307	162,902,704

翌年度繰越額	10,844,427	8,407,067	6,657,409	6,317,229	5,553,815
--------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(出典:所管課提出資料)

(4) 実施監査手続と結果

① 条例レビュー

- ・国民健康保険法
- ・国民健康保険法施行令
- ・国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令
- ・国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令
- ・岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例
- ・岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則
- ・岡山県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例施行規則」に基づく納付金徴収事務取扱要領
- ・岡山県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱

② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト
事業収入については、下記の項目を検討した。

No.	科目名	令和6年度の実績金額 (単位:千円)
1	分担金及び負担	44,894,281
2	国庫支出金	46,895,497
3	前期高齢者交付金	59,567,645
4	共同事業交付金	407,242
5	諸収入	334,777

事業支出については、下記の項目を検討した。

No.	科目名	令和6年度の実績金額 (単位:千円)
6	保険給付費等交付金	130,309,512
7	後期高齢者支援金等	22,694,085
8	介護納付金	7,057,070
9	共同事業拠出金	415,022
10	保健事業費	90,622
11	諸支出金	44,114

1. 分担金及び負担金

1-1. 取引の概要

医療費水準と所得水準を考慮し決定した、市町村から県への納付金(国民健康保険事業費納付金)。県が各市町村の納付年額を算定後、8月から翌年3月までの8回に分割して納付される。

1-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	46,408,688	46,231,361	45,335,438	47,116,898	44,894,282
実績	46,408,686	46,231,360	45,335,436	47,116,897	44,894,281
差額	△1	△0	△1	△0	△0

(出典:所管課提出資料)

概ね予算通りで執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
国民健康保険事業費納付金		
医療給付費分(一般)	30,955,967	市町村別割合 ・岡山市38% ・倉敷市23% ・その他25市町村37%
医療給付費分(退職)	4,270	退職納付精算金
後期高齢者支援金等分	10,733,767	市町村別割合

(一般)		・岡山市37% ・倉敷市24% ・その他25市町村38%
介護納付金分	3,200,275	市町村別割合 ・岡山市39% ・倉敷市24% ・その他25市町村36%
計	44,894,281	

(出典:所管課提出資料)

1-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険事業費納付金算定シートの閲覧
- ・国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定結果通知書の閲覧
- ・岡山県国民健康保険事業費納付金についてのお知らせの閲覧
- ・領収済通知書の閲覧

1-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

2. 国庫支出金

2-1. 取引の概要

主に下記の内容である。

① 療養給付費等負担金

保険給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・介護納付金の32%を国が負担するもの。4月に負担金の年額(概算分)の通知があり、同月に年額の6/12が交付され、5月～7月の各月に年額の5/12の3分の1がそれぞれ交付される。そして、翌年3月に確定分の通知があり、既納付額との差額が交付される。

② 高額医療費負担金

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分のうち、4分の1を国が負担するもの。5月上旬までに交付申請を行い、6月に負担金の年額(概算分)が通知される。同月に年額の1/12の2ヶ月分が交付され、7月～翌年1月の各月に年額の1/12がそれぞれ交付される。そして、翌年1月上旬に追加交付申請を行い、翌年3月に確定分の通知があり、既納付額との差額が交付される。

③ 普通調整交付金

定率の国庫負担だけでは解消できない都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもの。6月に当初申請を行い、8月に決定通知があり、9月に交付される。翌年2月に事業実績報告と追加交付申請を行い、翌年3月に確定通知があり、既納付額との差額が交付される。

④ 特別調整交付金

画一的な財政力の算定方法によっては措置できない特別の事情がある場合にそれらの事情を考慮して交付されるもの。

⑤ 保険者努力支援制度交付金

保険者の保健事業等や医療費適正化に対する取組を評価し、基準を達成した保険者に交付されるもの。なお、保険者努力支援制度は、平成27年の国民健康保険法の改正により、保険

者(都道府県・市町村)における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度として創設された。保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度より本格実施された(取組評価分)。令和2年度からは上記に加え、予防・健康づくり事業の「事業費」として交付する部分を創設し、「事業費」に連動して配分する部分と合わせて交付することにより、保険者における予防・健康づくりの取組を抜本的に後押しすることとなった(事業費分・事業費連動分)。県や市町村の取組状況や取組内容に応じて評価されることになっており、交付金の額を増やすことが可能となっている。

2-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	48,703,685	48,025,025	48,530,092	47,898,660	46,995,948
実績	51,512,937	48,981,509	49,268,129	47,731,148	46,895,497
差額	2,809,252	956,484	738,037	△167,511	△100,450

(出典:所管課提出資料)

令和2年度を除き、概ね予算通りで執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
国庫負担金		
療養給付費等負担金	29,645,129	保険給付費・前期高齢者納付金67% 後期高齢者支援金24% 介護納付金7%
高額医療費負担金	1,554,736	
特別高額医療共同事業負担金	106,177	
特定健康診査等負担金	159,980	
国庫補助金		
普通調整交付金	12,574,783	保険給付費・前期高齢者納付金70% 後期高齢者支援金22% 介護納付金7%
特別調整交付金	1,167,254	保険給付費・前期高齢者納付金76% 後期高齢者支援金19% 介護納付金3%
保険者努力支援制度交付金	1,687,437	取組評価分 事業費分・事業費連動分
計	46,895,497	

(出典:所管課提出資料)

2-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険療養給付費等負担金等交付決定通知書の閲覧
- ・国民健康保険療養給付費等負担金等変更交付決定通知書の閲覧
- ・国民健康保険高額医療費負担金交付申請書の閲覧

- ・国民健康保険高額医療費等負担金等交付決定通知書の閲覧
- ・国民健康保険高額医療費等負担金等変更交付決定通知書の閲覧
- ・国民健康保険調整交付金交付申請書の閲覧
- ・国民健康保険普通調整交付金等交付決定通知書の閲覧
- ・国民健康保険調整交付金交付申請書並びに事業実績報告書の閲覧
- ・国民健康保険財政調整交付金等交付額確定通知書の閲覧
- ・国民健康保険保険者努力支援金等交付決定通知書の閲覧
- ・領収済通知書の閲覧

2-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.1-2】

保険者努力支援制度交付金の増額に向けての取組
詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

3. 前期高齢者交付金

3-1. 取引の概要

前期高齢者(65歳～74歳)の偏在による被用者保険を含む保険者間の負担の不均衡を調整するため、加入者数に応じた各保険者の拠出金を財源として、社会保険診療報酬支払基金が交付する交付金。納付年額を算定後、5月から翌年4月までの12回に分割して交付する。

3-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	64,578,390	68,234,248	63,603,000	62,105,464	59,567,646
実績	64,578,389	68,234,247	63,602,999	62,105,463	59,567,645
差額	△0	△0	△0	△0	△0

(出典:所管課提出資料)

概ね予算通りで執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

3-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・前期高齢者交付金決定額通知書の閲覧
- ・領収済通知書の閲覧

3-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

4. 共同事業交付金

4-1. 取引の概要

1件あたり420万円を超える特に高額な医療費に係る全国規模の再保険事業に対して(公社)国

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

民健康保険中央会からの交付金。県は1月から6月分を9月に、7月から12月分を翌年1月に申請し、支払額が通知された後、それぞれ10月と翌年3月に交付される。

4-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	203,784	315,555	402,712	503,343	555,307
実績	244,330	311,067	315,217	311,802	407,242
差額	40,546	△4,487	△87,494	△191,540	△148,064

(出典:所管課提出資料)

(公社)国民健康保険中央会から示される交付見込額に基づいて予算編成しているが、令和3年度以降、予算額に比べ実績額が少なくなっている。

県単独では管理できない側面もあり、予算管理に問題はないと思われる。

4-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険特別高額医療費共同事業交付金交付申請書の閲覧
- ・国民健康保険特別高額医療費共同事業交付金支払通知書の閲覧
- ・領収済通知書の閲覧

4-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

5. 国庫支出金

5-1. 取引の概要

令和5年度保険給付費等交付金(普通交付金)の精算により市町村から県へ返還となったものなど。6月に前年度分の保険給付費等交付金について、各市町村から返還申請があり、8月に決定後、翌年1月末までに返還納付される。

5-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	382,199	421,268	380,981	340,488	327,959
実績	382,409	421,407	380,997	340,748	334,777
差額	210	139	16	260	6,818

(出典:所管課提出資料)

概ね予算通りで執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
-----	-----	--------

保険給付費等交付金返還金(普通)	281,970	市町村別割合 ・岡山市34% ・倉敷市31% ・その他25市町村34%
保険給付費等交付金返還金(その他)	45,515	特別調整交付金及び保険者努力支援制度交付金に関する返還金
その他	7,291	預金利子
計	334,777	

(出典:所管課提出資料)

5-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険保険給付費等交付金返還・追加交付申請書
- ・国民健康保険保険給付費等交付金返還決定通知書
- ・領収済通知書の閲覧

5-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

6. 保険給付費等交付金

6-1. 取引の概要

主に下記の内容である。

① 普通交付金

市町村の保険給付に要した費用を交付するもの。現物給付分は、各市町村が岡山県国民健康保険団体連合会に収納に関する事務を委託し、当該連合会が県に対して毎月請求を行う。一方、現金給付分は各市町村が県に対して四半期ごとに請求を行う。なお、現物支給とは国民健康保険団体連合会を通して保険医療機関等が被保険者に対し行う診療行為であり、現金給付とは各市町村が直接被保険者に対し行う現金給付である。

② 特別交付金

市町村の財政状況や、その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整を行うもの(国特別調整交付金分、県特別調整交付金分、保険者努力支援交付金分、保健事業負担金分)。

6-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	142,897,948	145,465,050	141,806,692	138,873,390	133,173,904
実績	138,619,937	142,235,760	139,060,804	136,295,838	130,309,512
不用額	4,278,010	3,229,289	2,745,887	2,577,551	2,864,391

(出典:所管課提出資料)

不用額は比較的小さく、予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
保険給付費等交付金		
普通交付金	127,647,592	岡山県国民健康保険団体連合会
特別交付金	2,661,920	市町村別割合 ・岡山市35% ・倉敷市16% ・その他25市町村48%
計	130,309,512	

(出典:所管課提出資料)

6-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険診療報酬等請求内訳書及び当該一覧表の閲覧
- ・請求書及び請求内訳書の閲覧

6-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

7. 後期高齢者支援金等

7-1. 取引の概要

平成20年度から開始された後期高齢者医療制度に対して導入された制度で、後期高齢者医療制度の財源のうち、国民健康保険や健康保険組合など現役世代の医療保険から社会保険診療報酬支払基金に拠出される支援金。納付年額を算定後、5月から翌年4月までの12回に分割して納付する。

7-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	22,250,837	21,991,862	21,231,943	22,943,886	22,694,087
実績	22,250,836	21,991,861	21,231,942	22,943,885	22,694,085
不用額	0	0	0	0	1

(出典:所管課提出資料)

予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

7-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等通知書及び期別内訳の閲覧

7-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

8. 介護納付金

8-1. 取引の概要

40歳以上65歳未満の国保被保険者について賦課した介護保険料について、当該年度において介護保険法に規定する介護給付及び予防給付に要する費用に充てるための社会保険診療報酬支払基金への納付金。納付年額を算定後、5月から翌年4月までの12回に分割して納付する。

8-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	7,019,269	7,478,046	7,765,069	7,516,260	7,057,071
実績	7,019,268	7,478,045	7,765,068	7,516,259	7,057,070
不用額	0	0	0	0	0

(出典:所管課提出資料)

予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

8-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・介護給付費・地域支援事業支援納付金納付通知書の閲覧

8-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

9. 共同事業拠出金

9-1. 取引の概要

特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるための(公社)国民健康保険中央会への拠出金。前々年度までの3ヶ年度の実績を基に、8月に拠出金の総額が通知され、10月と翌年3月に納付する。

9-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	256,440	313,855	399,285	486,057	463,771
実績	225,240	270,056	296,239	357,458	415,022

不用額	31,199	43,798	103,045	128,598	48,748
-----	--------	--------	---------	---------	--------

(出典:所管課提出資料)

国から示される見込額で予算編成しているが、予算額に比べ実績額が少なくなっている。これは、実績に基づき(公社)国民健康保険中央会から示される決定額で支出しているためである。

不用額は比較的大きいが、県単独では管理できない側面もあり、予算内では執行されていることから、予算管理に問題はないと思われる。

9-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険特別高額医療費共同事業事業費拠出金決定通知書の閲覧
- ・国民健康保険特別高額医療費共同事業事業費拠出金納付額請求書の閲覧

9-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

10. 保健事業費

10-1. 取引の概要

岡山県内の特定健康診査受診率は令和3年度で31.5%(全国41位)、特定保健指導実施率18.8%(全国40位)と低い状況にある。そこで、国保ヘルスアップ支援事業として、市町村、保健所、関係団体等と連携を図りながら、特定健診・特定保健指導の実施率の向上や市町村の糖尿病性腎症重症化予防等の取組などを推進している。

10-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	57,689	95,318	95,942	75,474	110,726
実績	36,006	69,219	78,082	67,692	90,622
不用額	21,682	26,098	17,859	7,781	20,103

(出典:所管課提出資料)

令和2年度から令和4年度については、コロナ禍により普及啓発等の事業を中止したことで、予算額に比べ実績額が少なくなっている。また、令和5年度から令和6年度については、特定健診受診勧奨事業やデータ抽出業務など、実績に応じて支出する業務が多く、複数の研修会や会議をWEBで実施できたことで、会場の使用料・資料印刷代が不要となったことで、予算額に比べ実績額が少なくなっている。

不用額は比較的大きいが、予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
特定健診受診勧奨事業	51,027	AIやソリューションマーケティングを活用した特定健診の受診勧奨事業。 ・医師会向け情報提供事業制度普及啓発等

		・対象者(医療機関通院中で特定健診未受診)の抽出と通知
医療費等分析によるCKD重症化予防モデル事業	19,362	糖尿病や慢性腎臓病(CKD:Chronic Kidney Disease)に伴う透析治療患者の現状分析と新規患者数減少に向けての対策。
健診・医療・介護データ分析	3,971	国保データベースシステムが保有するデータの包括的解析と課題把握。各市町村への助言。
その他	16,261	
計	90,622	

(出典:所管課提出資料)

各事業の実績

事業名	特定健診受診勧奨事業
現状と課題	岡山県での特定健診受診率の状況は、毎年度少しずつ上昇しているが、令和3年度実績では、全国36.4%に対し、本県では31.5%と全国平均を下回っており、全国平均を下回る状況が継続している。全国順位では、40位以下の状況が継続しており実施率は低迷している。特定保健指導においても、利用者割合は全国27.9%に対し、本県は18.8%と低い。令和5年度県調査により、特定健診未受診の理由として最も多いものは「通院中のため」ということが明らかになっており、受診勧奨の周知と共に、みなし健診の活用促進が必要である。
取組状況	令和6年度より対象を全市町村に拡大、通院中未受診者に対する受診勧奨事業を開始。市町村毎に随時協議しながら23市町村が取組実施。全市町村を対象にナッジ理論に基づく効果的な受診勧奨方法の研修会を実施。医療機関向け・医師向け・住民向けの啓発チラシを作成し配布。
成果	特定健診受診率が上昇傾向。 ○特定健診受診率(市町村国保): 31.5%(令和3年度)→32.8%(令和4年度)→34.6%(令和5年度) ○医療機関から市町村への情報提供件数: 1,535件(令和3年度)→1,777件(令和4年度)→3,162件(令和5年度)→2,554件(令和6年度)
今後の課題	・経年の事業の積み重ねで効果が得られるため、事業を継続し、医療機関への説明・理解を図る。 ・市町村対象の研修会は県内好事例の共有や情報交換の要素を加えて実施する。

(出典:所管課提出資料)

事業名	医療費等分析によるCKD(慢性腎臓病)重症化予防モデル事業
現状と課題	岡山県では、県透析医部会の協力により、平成29年度から県下全透析施設67施設に透析患者数と地域分布の調査を実施している。令和5年度は、人口1,000人あたり維持透析患者数2.9人、新規透析導入患者数693人と横ばいで推移している。維持透析患者数について、増加傾向にあったが、令和4年度以降僅かに減少している。分析を開始した平成29年度と比較すると、令和5年度は、前年と比較すると新規透析導入患者数は増加しており、透析導入の抑制が必要である。また、糖尿病性腎症重症化予防においても、市町村により取組状況に差異があるため、実情に応じより効果的な取組みを推進する必要がある。
取組状況	医療費、透析患者の現状について、27市町村の分析を実施。普及啓発資材の作成、研修会を実施。全県的なCKDネットワークを構築。CKD重症化予防モデル事業に参加した市町村の支援を実施(6市町村)。
成果	透析導入の原疾患(糖尿病性腎症、腎硬化症)に対して、生活習慣病対策が効果的であり、対策の継続が透析への移行を予防・遅らせることにつながる

	推測される。
今後の課題	・モデル事業で得られた好事例を他の市町村へ横展開する。 ・小規模かつCKDモデル事業不参加の市町村への現状と課題のヒアリングを行い、実施可能な取組への助言等を行い、県全体の取組みの底上げを図る。

(出典:所管課提出資料)

事業名	KDB(国保データベース)を利用した生活習慣病にかかる医療費の現状分析
現状と課題	岡山県での内蔵脂肪症候群者の割合は、全国31.8%に対し、32.4%と全国平均を上回っている状況である。また、市町村においてはマンパワー不足や予算確保の困難等の課題があり、効果的な取組の根拠となる現状分析が必要である。
取組状況	KDBシステムの各市町村の健診・医療・介護データ(27市町村)及び、がん検診データ(25市町村)を用いた一体的なモデル分析を実施。令和7年2月末に結果報告を兼ねた研修会を実施。
成果	特定健診について、40代と50代の男性受診率の向上や、食習慣の適正化が重要であり、若年層へのアプローチが効果的である。 在宅患者について、訪問診療を継続受診できているが、予後が良いとは言えないため、より充実した環境整備が重要である。 大腸がんの効果検証を実施し、健診受診回数と重症度の低下について因果関係が確認でき、市町村の取組支援が図れた。
今後の課題	・効果検証を住民へのアプローチに活かす。 ・分析不参加の市町(2市町村)へ参加を働きかける。

(出典:所管課提出資料)

10-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、請求書の閲覧
- ・業務実績報告書の閲覧
- ・国保ヘルスアップ支援事業結果状況表の閲覧
- ・第9次保健医療計画の閲覧

10-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.1-3】

特定健診受診率アップに向けての継続的な取組
詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

11. 諸支出金

11-1. 取引の概要

療養給付費等負担金などの国庫支出金の精算により県から国へ返還するもの等。

11-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	2,014,280	4,393,417	2,076,567	1,144,449	44,114

実績	2,014,279	4,393,414	2,076,565	1,144,447	44,114
不用額	0	2	1	1	-

(出典:所管課提出資料)

予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
特定健康診査等負担金償還金	6,911	令和5年度分
特別調整交付金償還金	11,908	令和元年度～令和5年度分
保険者努力支援制度交付金償還金	25,295	令和5年度分
計	44,114	

(出典:所管課提出資料)

11-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・国民健康保険保険者努力支援交付金実績報告書の閲覧
- ・国民健康保険保険者努力支援交付金交付額確定通知書の閲覧

11-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

(5) 意見・指摘事項

【意見No.1-1】国民健康保険事業における財政の安定的な運営

国民健康保険は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、高齢化の進展等に伴い一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方、被保険者の所得水準は低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的な課題を抱えている。

県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な運営に努め、岡山県国民健康保険特別会計は、原則として、必要な支出を納付金と国庫負担金や県繰入金等の公費により賄い、年度ごとに収支を均衡させる必要がある。また、県及び市町村は、医療費適正化等に積極的に取り組むとともに、収納対策を強化することで、保険料(税)率の抑制に努めていく必要がある。

以上を踏まえ、県としては、各市町村への保険料の適正な設定(標準保険料率)、保険料の収納率の向上等の指導・助言を行うとともに、併せて国に対して財政支援要請を行うなど国民健康保険事業が将来にわたって安定的に事業継続していくため、年度ごとの収支を均衡させる財政の安定的な運営に向けて引き続き努めていただきたいと考える。

【意見No.1-2】保険者努力支援制度交付金の増額に向けての取組

保険者努力支援制度は、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度である。県や市町村の取組状況や取組内容に応じて評価され、評価結果によっては交付金の額を増やすことが可能となっているため、増額に向けてのさらなる取組が望まれる。

【意見No.1-3】特定健診受診率アップに向けての継続的な取組

令和6年度の調査結果で特定健診受診率が低調である要因が詳細に判明したことを受け、今後はよりコストがかからず効果的と考えられる啓発方法や取組を県内全体で共有し、受診率の向上と定着に向けての継続的な取組が望まれる。

2. 岡山県営電気事業会計

(1) 目的

県内三大河川の豊富な水資源による水力発電と「晴れの国おかやま」と呼ばれる好天を生かした太陽光発電を組み合わせながら地域にクリーンエネルギーを供給することを目的としている。

(2) 事業概要

① 事業内容

企業局電気事業は、旭川・高梁川・吉井川の三大河川を活用した18か所の水力発電所と、日照条件に恵まれた岡山空港太陽光発電所を合わせた19か所で、純国産かつクリーンな電力を安定的に供給している。

電気事業は昭和29年、旭川ダム完成に合わせて旭川第一・第二発電所を稼働させ、県内の深刻な電力不足を緩和させたことから始まった。その後も工業用水確保等を目的とした河本ダムの貯水を利用した新見発電所(昭和38年)、黒木ダムの貯水を利用した加茂発電所(昭和43年)などを整備し、事業を拡大してきた。

昭和48年のオイルショック以降は水力の価値が再評価され、小水力発電の開発を全国に先駆けて推進しており、既存ダムを活用した、黒木えん堤・越畑・久賀発電所、岡山県企業局として初めての水路式発電所となる倉見発電所を建設した。平成3年以降は、ゴム堰を利用した寄水発電所、大町発電所、真賀子発電所や新設ダムに津川・千屋・苫田・三室発電所を設置するなど、多様化が進んだ。

平成21年には電力自由化を見据えて発電総合管理事務所を開設し、全発電所の監視・保守を一元化することでコスト削減と運転高度化を実現した。また、再生可能エネルギー推進の取組として、平成25年には岡山空港南斜面に太陽光発電所を設置し、倉見発電所(平成29年)、阿波発電所(令和6年)など既設水力発電所のリニューアルも積極的に進めている。令和5年度からは大町発電所のリニューアル工事に着手し、発電量向上と寿命延伸を図っている。

今後は、小水力の新規開発や既設発電所のリニューアル等により、安定供給とコスト抑制を両立させながら電力市場の変化に適応し、持続的な経営を目指す。

このように、電気事業は県内三大河川の豊富な水資源と「晴れの国おかやま」の特性を生かし、純国産で環境負荷の少ない再生可能エネルギーの供給を通じて、県民生活の向上と地域産業の振興に貢献してきた。黒字経営を継続している一方で、事業開始から50年以上が経過し、施設老朽化や電力システム改革など大きな環境変化に直面している。

企業局では、「岡山県企業局経営計画2019～2028」を策定し、必要に応じて見直しを行っている。基本的な経営方針として「安定経営の実現」、「安定供給の継続」、「再生可能エネルギーの推進」を掲げ、さらに行動計画及び具体的な取組を設け、同計画に基づき事業を推進するとともに、毎年度の実績を評価し、事業運営へ反映させている。

② 施設の概要と状況

企業局電気事業において、電力量の多いNo.1から4までの発電所を主力発電所としている。

No.	発電所名	最大出力(kW) (注1)	年間目標供給 電力量(千kWh) (注1)	形式(注2)	運転開始年月
1	旭川第一	18,700	89,023	ダム式	昭和29年2月
2	旭川第二	3,700		ダム水路式	昭和29年11月
3	新見	10,900	27,529	〃	昭和38年9月
4	加茂	14,000	45,379	〃	昭和42年1月
5	黒木えん堤	100	550	ダム式	昭和54年4月
6	越畑	200	661	〃	昭和57年4月
7	久賀	190	1,141	〃	〃
8	倉見	660	2,521	水路式	昭和58年11月
9	滝ノ谷	120	138	〃	昭和59年4月
10	梶並	180	599	〃	昭和59年7月
11	阿波	360	992	〃	昭和61年11月
12	寄水	1,500	5,872	〃	平成3年6月
13	津川	360	1,729	ダム式	平成7年4月
14	大町	1,200	3,861	水路式	平成9年4月
15	千屋	3,000	12,410	ダム式	平成10年8月
16	真加子	1,200	3,341	水路式	平成13年4月
17	苫田	4,600	22,713	ダム式	平成17年4月
18	三室	460	2,528	〃	平成18年4月
水力発電 計		61,430	220,987	—	—
19	岡山空港	3,500	3,600	—	平成25年8月
太陽光発電 計		3,500	3,600	—	—
合計		64,930	224,587	—	—

(出典:令和7年度企業局の事業概要をもとに監査人が作成)

(注1)

W: 電気エネルギーを使って仕事をする能力の大きさ

Wh: 一定の電力(W)で一定時間(h) 仕事をした時の電気量

(注2)

ダム式: ダムの貯水を利用して、その落差により発電する方法

水路式: 河川から取水して水槽に導水し、そこからの落差を利用して発電する方法

ダム水路式: ダム式と水路式を結合したもので、ダムの貯水と導水路の双方による落差を利用して発電する方法

令和7年3月31日時点の企業局事業領域図は以下のとおりである。

◎企業局事業一覧



(出典:令和7年度企業局の事業概要)

各発電所の電力供給契約区分は以下のとおりである。

区分	対象発電所	受給契約期間
FIT以外 (注1)	旭川(第一、第二)新見、加茂、滝ノ谷、 寄水、真加子、梶並、津川、大町、千屋	令和6年4月～令和8年3月
FIT 適用	黒木えん堤	令和4年4月～令和10年4月
	越畑	令和2年9月～令和10年4月
	久賀	令和2年9月～令和10年4月
	阿波	運転開始から20年間
	倉見	平成29年10月～令和19年10月
	苫田	平成25年2月～令和7年10月
	三室	平成25年2月～令和8年10月
	岡山空港太陽光(1号)	平成25年8月～令和15年9月
	岡山空港太陽光(2号)	平成25年12月～令和16年1月

(注1)ゼロワットパワー(株)と電力受給契約を締結

(出典:企業局本局総務企画課作成資料)

•FIT(Feed-in Tariff)制度

再生可能エネルギーの固定価格買取制度。
再生可能エネルギーの導入を推進するため、発電事業者が発電した再生可能エネルギーを国が設定した固定価格で電力会社が一定期間買取する仕組みである。
発電事業者は収益を安定的に確保することができ、投資回収が容易となることから、特に太陽光発電の普及に大きく寄与してきた。一方で、市場価格との乖離によって国民負担となる賦課金が増加し、また電力市場の実勢を反映しない固定価格の仕組みが市場との統合にそぐわないといった指摘もなされている。適用要件として、一定規模以上の設備認定や、発電開始前の申請手続きが求められる点が特徴である。

FITは安定的な固定収入を得られる一方で、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、経済産業省から認定を受ける必要があり、その計画に基づき新たに発電を開始するため多額の工事費用が必要となる。

よって、企業局電気事業では、費用対効果等を考慮してFIT適用とするか、それ以外の売電契約とするかを意思決定している。

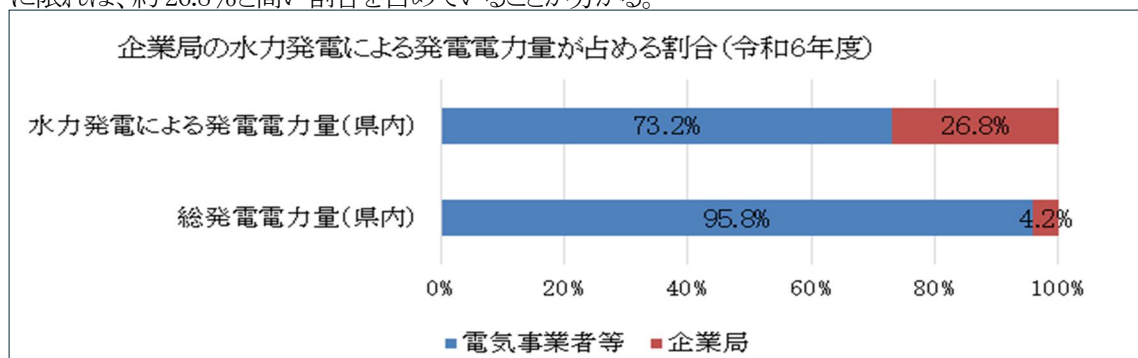
なお、企業局電気事業では現在認定を受けていないが、FITに代わる新制度であるFIPが近年注目を集めている。

•FIP(Feed-in Premium)制度

2022年度より導入された再生可能エネルギーの補助付き市場連動買取制度。
発電事業者が電力市場や相対取引を通じて電力を販売し、その市場価格に一定のプレミアムを上乗せする仕組みである。
市場の需給状況に応じて価格が変動するため、発電事業者は市場に即した取引を行うインセンティブを持ち、需給バランスに貢献することが可能となる。FIT制度が安定した収益確保を重視していたのに対し、FIP制度は市場との連動を通じた持続的な制度運営を目指す点に特色がある。ただし、発電計画の提出や需給予測の誤差に伴うコスト負担など、事業者にとって新たなリスク管理が必要となる点は留意すべき課題である。

県内の電力需要状況は以下のとおりである。

保有する水力発電所は18箇所、太陽光発電所は1箇所あり、その合計最大出力は64,930kWで、令和6年度の年間供給電力量は、2億2,641万kWhである。令和6年度の県内の総発電電力量のうち、企業局の水力発電による発電電力量が占める割合は、約4.2%と僅かであるものの、水力発電による発電電力量に限れば、約26.8%と高い割合を占めていることが分かる。

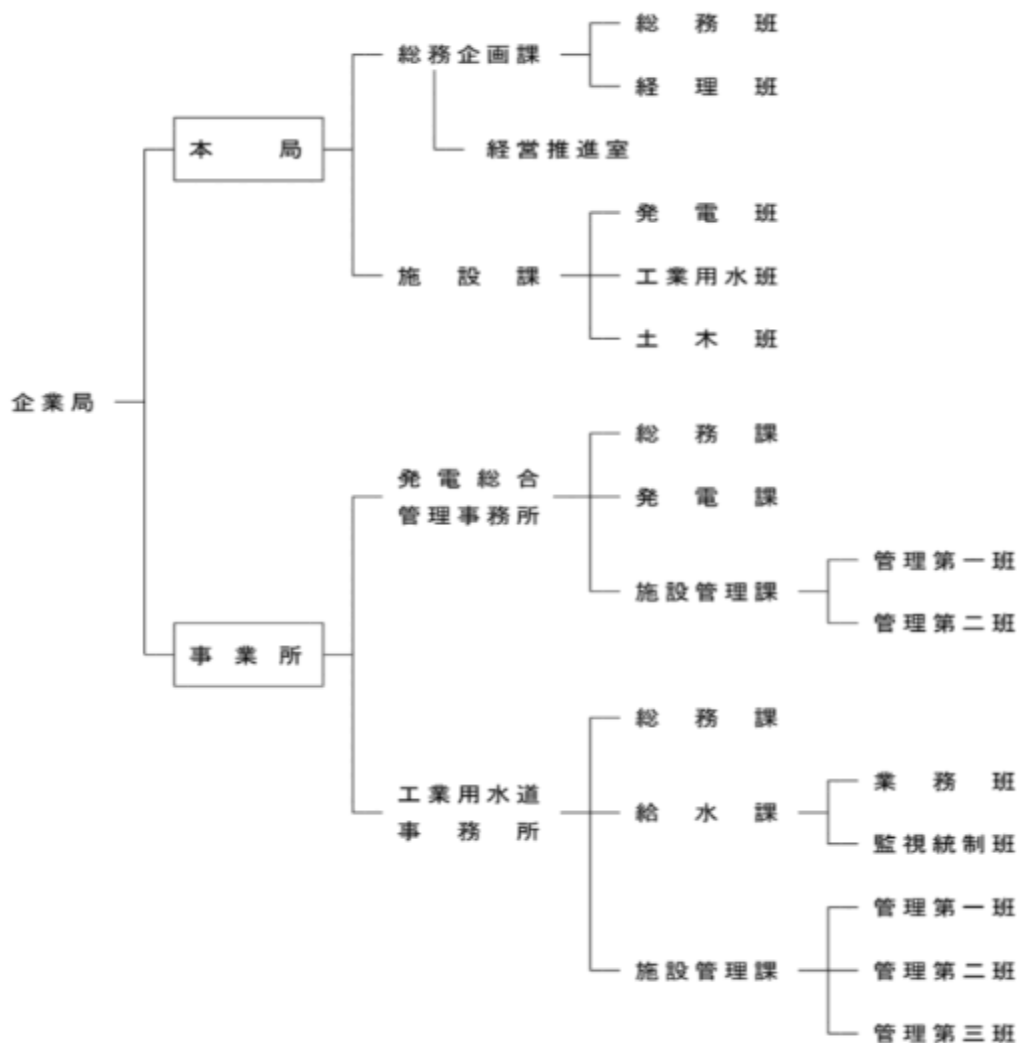


(出典:企業局本局総務企画課作成資料をもとに監査人が作成)

③ 組織及び管理体制

岡山県企業局では、電気事業と工業用水道事業を運営している。両事業を統括する公営企業管理者1名を含み、本局、事務所をあわせて113名の職員が在籍している。

電気事業は本局の総務企画課及び施設課に18名、発電総合管理事務所に39名の計57名が在籍している。



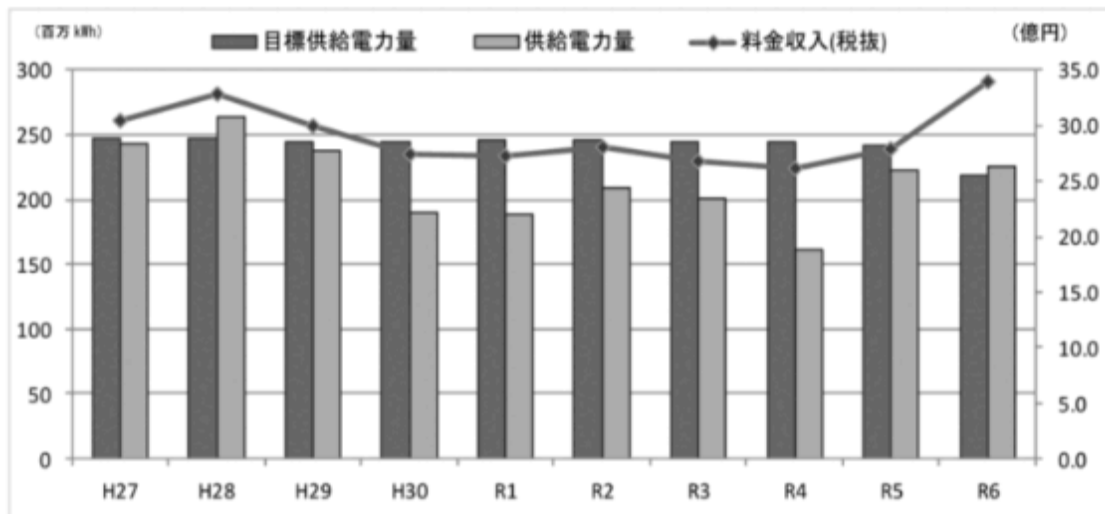
④ 供給電力量等の推移
直近3年間の供給電力量は以下のとおりである。

(単位:千kWh,%)

発電所	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	供給電力量	目標達成率 (実績/目標)	供給電力量	目標達成率 (実績/目標)	供給電力量	目標達成率 (実績/目標)	
水力	旭川	52,727	54.9%	88,805	92.4%	100,492	112.2%
	新見	18,501	60.50%	27,498	89.9%	31,415	116.7%
	加茂	37,459	77.1%	43,928	90.4%	41,253	94.5%
	小水力	47,894	73.8%	57,360	90.6%	48,977	89.9%
	小計	156,581	65.2%	217,591	91.2%	222,137	103.5%
太陽光	岡山空港	4,545	126.2%	4,218	117.2%	4,279	118.9%
合計		161,126	66.1%	221,809	91.6%	226,416	103.8%

(注1) 小水力の供給電力量は、黒木えん堤、越畑、久賀、倉見、滝ノ谷、梶並、阿波、寄水、津川、大町、千屋、真加子、苦田、三室発電所の合計である。

直近10年間の供給電力量と料金収入の推移は以下のとおりである。



※水力発電及び岡山空港太陽光発電の合計値

(出典:令和7年度企業局の事業概要)

水力発電については、雨量に大きく影響を受けるため、年によっては目標供給電力量に大きく未達となることもあるが、令和6年度の供給発電量は、前期比及び前々期比ともに増加しており、全体目標達成率は103.8%と安定した電力供給が出来ている。

令和6年度において、料金収入のみが大きく増加しているが、これは主に令和6年4月1日より契約開始したゼロワットパワー(株)との売電単価が以前の単価と比較して高いことによる。

⑤ 主な経営指標及び推移

直近3年間の主な経営指標の推移は以下のとおりである。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	129.1%	119.2%	148.9%
営業収支比率	131.6%	120.2%	149.3%
有形固定資産減価償却率	64.3%	65.5%	65.7%

(出典:令和6年度岡山県公営企業会計決算書)

令和6年度においては、経営の健全化を示す経常収支比率、料金水準の妥当性を示す営業収支比率ともに改善している。物価高騰に伴う営業費用の増加があったものの、一般競争入札により令和6年度に新たに契約締結した売電契約の単価上昇及び供給電力量の増加による営業収益の増加影響である。

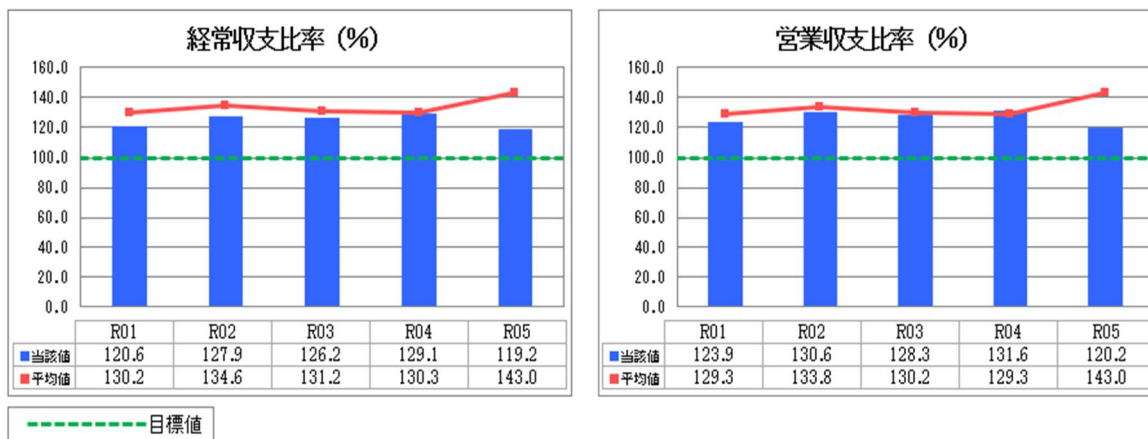
有形固定資産減価償却費率は、償却対象資産の減価償却の進捗状況を示す指標であり、基準となる数値は定められていないものの、100%に近付くと耐用年数に近付くため施設の更新を検討する必要性が高まる。企業局電気事業では、施設の状況に応じて老朽化対策に計画的に取り組んでいる。

⑥ 経営指標の他団体平均との比較(令和5年度)

令和5年度における経営指標の法適用企業団体(※)平均値との比較は以下のとおりである。

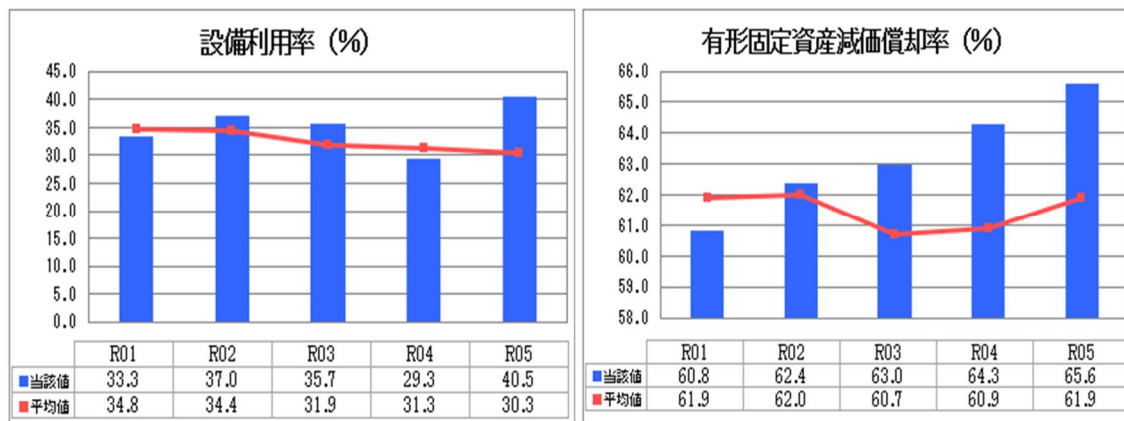
※電気事業を法適用企業団体として運営しているのは全国で30団体、施設数は380か所ある。

青い棒グラフは岡山県企業局電気事業の数値であり、水力及び太陽光発電を合わせた施設全体の数値である。



(出典:総務省 地方公営企業等令和5年度決算 経営比較分析表)

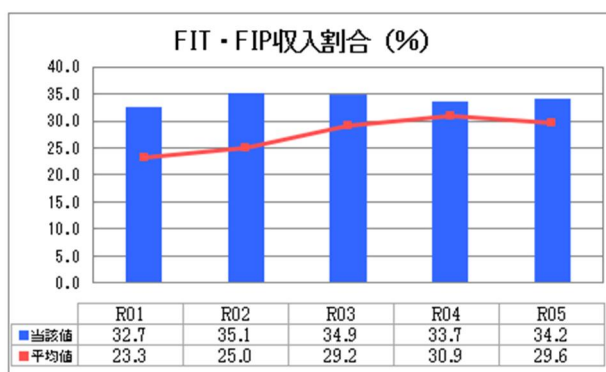
令和5年度は工事費高騰を受け、特別修繕引当金を上方修正した影響で経常収支比率及び営業収支比率ともに悪化し、団体平均値を下回る結果となっているが、上記の通り令和6年度には大きく改善しており経営状況に大きな問題はないと言える。



(出典:総務省 地方公営企業等令和5年度決算 経営比較分析表)

水力発電は降水量に影響されるが、令和5年度は団体平均値を大きく上回る利用率であり、令和6年度においても企業局電気事業の年間目標発電量を達成しており、更なる設備利用率の上昇が見込まれる。

有形固定資産減価償却率は每期上昇しており、団体平均値よりも高い水準にある。率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示すため、施設の更新等の必要性が高まっているといえる。企業局電気事業では、老朽化対策を計画的に見直しており、将来の大規模な更新工事等に備えたキャッシュフロー管理を実施している。



(出典:総務省 地方公営企業等令和5年度決算 経営比較分析表)

団体平均値と比較して高い状況にあり、引き続き、買取期間終了による収入の減少を考慮し、既存施設の発電効率を高めるための改良工事を計画的に実施していく予定である。太陽光については、100%となっており、買取期間終了後の処遇について検討する必要がある。

【経常収支比率】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、人件費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

【営業収支比率】

当該年度において、料金収入等の営業活動から生じる収益で、人件費や発電費等の営業費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の営業収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の営業収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

【設備利用率】

本来備えている発電能力と実際の発電電力量との割合であり、設備の利用状況や適正規模を判断する指標である。当該指標については、明確な数値基準はないが、一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や他団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、数値が低い場合には、設備が遊休状態ではないかといった分析が必要である。また、他団体との比較のほか、一般的な設備利用率との比較も行い、自団体の置かれている状況を適切に把握・分析する必要がある。経年比較した場合に上昇傾向となる場合には、発電施設の効率的な運用(適地での発電等)を行えているといえるが、減少傾向となる場合には、施設規模や維持管理方法についての見直しが必要である。

【有形固定資産減価償却率】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標である。当該指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や他団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか対外的に説明できることが求められる。一般的に、数値が 100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることから、施設の更新等を検討する必要がある。

【FIT・FIP収入割合】

料金収入のうち、再生可能エネルギー固定価格買取制度等により売電した収入の割合を表す指標である。当該指標については、明確な数値基準はないため、経年比較や他団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、FIT・FIP収入割合が高い場合には、固定価格買取制度等の調達期間終了後、買取単価が下落し、収入が減少するリスクがあることを踏まえた経営が必要となる。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

＜事業収支＞ (単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収入	3,166,085	3,019,846	2,910,321	3,202,442	4,011,971
事業費用	2,499,838	2,379,014	2,278,307	2,623,385	2,751,780
当年度純利益	666,247	640,832	632,014	579,058	1,260,191

＜資本的収支＞ (単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	700,000	215,134	3,608	0	0
資本的支出	1,086,680	1,707,384	934,973	898,340	1,300,463
資本的収支差引	△ 386,680	△ 1,492,250	△ 931,365	△ 898,340	△ 1,300,463

(4) 実施監査手続と結果

特段記載がないものについては、令和6年度決算数値を対象として監査手続を実施している。

No.	監査実施手続	結果
(会計に関するもの)		
1	現預金残高について期末日時点の現金実査結果及び残高証明書と照合する。	問題なし ただし、期末日時点で現金は保有していない
2	監査当日の現金実査を実施し、現金出納帳残高と照合する。また、現金、郵券の管理状況を検討する。	指摘事項 No.2-1 意見 No.2-1
3	未収金残高について、滞留債権の有無及び貸倒引当金計上の要否を検討する。	問題なし
4	貯蔵品残高に関連して、実地棚卸の実施状況及び結果について検討する。	意見 No.2-2 意見 No.2-3 意見 No.2-4
5	前払金残高について、内訳明細を入手し、会計処理が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.2-2
6	固定資産に関連して、固定資産台帳と貸借対照表計上額との一致を確かめる。	指摘 No.2-3
7	固定資産に関連して、新規取得資産について個別検証を実施する。	問題なし
8	固定資産に関連して、現物実査が適切に行われていることを確かめる。	指摘事項 No.2-4
9	固定資産に関連して、修繕費か資本的支出かの検討が適切になされているか(判断過程の文書化含む)について検討する。	意見 No.2-5
10	固定資産に関連して、減損の要否を検討する(適切に判断結果が文書化されているかを含む)。	問題なし
11	建設仮勘定残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
12	無形固定資産残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
13	リース会計基準に照らして、適切な会計処理がなされていることを検討する。	問題なし
14	賞与引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	意見 No.2-6

15	退職給付引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
16	長期前受金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
17	未払金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	指摘 No.2-2
18	営業収益(電力量)について、サンプルベースで契約書等と照合し計上金額、計上時期が妥当であることを検討する。	問題なし
19	その他営業収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
20	雑収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
21	その他特別利益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
22	請負工事、委託契約の中からサンプルベースで入札から請負工事(委託業務)の完了までの一連の書類を検討し、事務手続の適切性、及び、会計処理の妥当性について検討する。	意見 No.2-7 意見 No.2-8
23	雑支出について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
24	消耗品費について、見積書及び請求書を閲覧し、資産計上すべきものがないか検討する。	問題なし
25	その他特別損失について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
26	固定資産台帳以外に作成している台帳について、ヒアリング及び現物確認を実施する。	指摘 No.2-1
(内部統制に関するもの)		
27	当該事業の重要事項を意思決定または報告する会議体の議事録が適切に作成されていることを検討する。	意見 No.2-13
28	直近の内部監査の指摘事項及びその対応状況を検討する。	問題なし
29	会計システムへの伝票入力から承認までの一連の流れが規程等に則って適切に行われていることを確かめる。	問題なし
30	会計システムの運用(パスワード管理、バックアップ等)が適切になされていることを確かめる。	問題なし
31	取引先の与信管理の状況について検討する。	問題なし
32	固定資産、物品の管理が、規程等に則って適切に行われていることを検討する。	指摘事項 No.2-4 固定資産実査について 指摘事項あり
33	決算書作成時の承認プロセスについて検討する。	意見 No.2-9
34	消費税の申告について、申告書の作成状況を検討する(時間的制約から申告書の内容を精査するなど、その正確性について詳細な手続は実施しない)。	意見 No.2-10 意見 No.2-11
(その他)		
35	当該事業に関連する法令、規程等を閲覧する。	問題なし
36	決算書の表示の妥当性について検討する。	指摘事項 No.2-5 意見 No.2-12
37	現地視察を実施する。	問題なし。 視察結果は(6)に記載。

(5) 意見・指摘事項

上記手続の結果、発見された意見・指摘事項は以下のとおりである。

【指摘事項 No.2-1】 郵券の管理

「郵券等出納簿」について、電気事業と工業用水事業で共通となっており、郵券購入時には電気事業と工業用水事業と半分に按分して計上し、受払管理上も両者は区分されていない。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別会計であることから、保有する郵券も区分して管理すべきである。

【意見 No.2-1】 現金の管理

企業局本局において、往査日である令和7年7月 22 日時点の現金実査をしたところ、電気事業と工業用水事業の保有する現金が区分されずに保管されていた。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別々の会計であることから、保有する現金も区分して管理すべきである。

郵券、現金ともに電気事業と工業用水事業で区分されていないという点で同様であるが、現金は会計上の誤りが発生していないが、郵券については現在の管理方法と適切に区分した管理方法では各会計での計上額が異なるため、指摘事項としている。

【意見 No.2-2】 貯蔵品の評価に関する規程の整備

貯蔵品は、取得から一定期間を経過した場合に以下のとおり評価している。

- | |
|---|
| ①取得価額が 10 万円以上のもの
取得から 5 年経過したものについては、取得価額の 50%を減額する。
取得から 10 年経過したものについては、備忘価額まで減額する。
②取得価額が 10 万円未満のもの
取得から 3 年間経過したものについては、備忘価額まで減額する。 |
|---|

上記のとおり、評価減を実施しているが、規程等にはその具体的評価方法が明文化されていない。貯蔵品の評価について、規程等により明文化する必要がある。

【意見 No.2-3】 実地棚卸計画

年度末に実地棚卸を実施しているものの、棚卸の手順やその目的を定めた棚卸実施要領が存在しない。

さらに棚卸のエリアやロケーション、担当者毎の配置、注意事項等を定めた棚卸計画も存在しない。

これらが無い場合、担当者によってやり方が異なることや、カウント漏れ、カウントミスなどが起こる可能性が高くなり、棚卸の正確性が担保されない恐れがある。

以上より、これらの要領等を整備し、棚卸実施者に周知することが必要である。

【意見 No.2-4】 棚卸実施結果の記録

令和7年3月末に実施した棚卸結果の資料を閲覧したところ、棚卸の実施日、実施担当者、実際にカウントした数量が記載されていない。実地棚卸は、決算日時点の棚卸結果を会計に反映する重要な手続であるため、実施した日、実施担当者、数量のカウント結果等の証跡を残しておく必要がある。

【指摘事項 No.2-2】 前払金、未払金の両建計上

工事関連の取引において、請求書日が令和7年3月中で、支払いが令和7年4月以降のものを以下のとおり会計処理している。

(借方)前払金 5,450 千円/(貸方)未払金 5,450 千円

前払金は、実際に支出があった時に使用する勘定科目であり、令和7年3月末時点で請求を受けたとしても、実際に支払が完了していなければ前払金として計上することは適切でなく、当該会計処理は不要である。

なお、工事関連の取引及び消費税の中間納付について、請求があった時点で(借方)前払金(貸方)未払金として会計処理しているケースが複数(全 17 仕訳)あった。担当者が備忘の為、一旦(借方)前払金

(貸方)未払金で処理すること自体問題はないが、当該処理を期中にする場合には決算時に、支出を伴わない前払金がないかどうかを確認する必要がある。

【指摘事項 No.2-3】 固定資産台帳(補助簿)と試算表が不一致

岡山県企業局財務規程第15条及び第16条において、以下のとおり規定されている。

第15条(帳簿) 一部抜粋

本局及び局事務所においては、次に掲げる帳簿を備え、取引を記録整理しなければならない。

1 固定資産(備品)台帳

第16条 帳簿の記載は、伝票又は証拠となるべき書類により正確かつ明瞭に行なうものとする。

しかし、固定資産台帳について令和6年度中に、使用中のPC1台を誤って除却登録したため備品勘定に差異が生じ、さらに令和7年4月1日に売却した太陽光発電設備の売却日を令和7年3月31日と誤登録した結果、太陽光発電設備勘定でも差異が生じた。

本来、決算時に実施される会計数値と固定資産台帳との突合で発見できるはずの誤りであったが、令和6年度決算では検出されなかった。帳簿記載の正確性と突合手続の実効性を担保するため、今後は担当者が行った突合結果を上長が確認し、その確認記録を保存する運用を構築する必要がある。

【指摘事項 No.2-4】 固定資産実査

岡山県企業局財務規程第105条において、以下のとおり規定されている。

第105条(実地照合)

本局の課長及び局事務所長は、その所管に属する固定資産につき毎事業年度少なくとも一回、固定資産(備品)台帳及び備品保管簿と照合し、その実態を確認しなければならない。

現状では、保安規定に基づき実施する巡回点検において、固定資産の実査も行っているとのことであるが、対象資産は限定的であり、当該規程に定められている固定資産実査が網羅的に行われているとは言い難い。

ただし、当事業で保有する固定資産は多岐に渡り、毎年全ての固定資産や物品について現物実査を実施することは困難であるとも考えられるため、実務上の負担も考慮して、必要かつ実施可能な範囲に規程を改訂することも含めて検討されたい。

現状においては、規程どおり固定資産実査が実施されているとは言えない状況である。

【意見 No.2-5】 修繕費と資本的支出の判断過程の文書化

サンプルで検証した工事について、企業局本局の施設課にて修繕費と固定資産計上を区分しているものの、その判断根拠が文書として残っていない。

修繕費か資本的支出かの判断は期間損益計算に影響を与えることから、実務上論点になることが多く、その判断は慎重に行う必要があることから、判断根拠は適切に文書化しておくとともに、経理担当である総務企画課においても十分なチェックを行うことが必要である。

【意見 No.2-6】 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額に基づき当事業年度の負担に属する額を見積計上するものである。

ここで、支給見込額は予算の金額によっており、当該予算は個人別の評価等は反映されていない。実際の賞与の支給は、基本部分に個人別の評価を加減して支給されていることから、支給見込額と実際支給額とが大きく乖離する可能性がある。

見積項目である以上、実際支給額と差異が出ることはやむを得ないが、最善の見積りを行ったうえで計上することが求められることから、今後は実際支給額と引当金算定時に基礎とした見積額の比較(いわゆるバックテスト)を実施し、見積の精度を高めることも検討されたい。

【意見 No.2-7】 最低制限価格の設定方法

一定規模の案件については最低制限価格制度を用いて落札者を決定しているが、落札価格が最低制限価格と一致する事例が少なくない。また、複数の業者が最低制限価格と同額で入札した場合、電子入札

システム上でくじにより落札者を決定している。企業局は工事内容に応じて予定価格を基に金額を最低制限価格として設定しているものの、過去の公告情報等から業者が容易に最低制限価格を予測できるケースが少なくない。その結果、入札額が最低制限価格付近に集中し、くじによる落札や、わずかに下回って失格となる事例が発生している。

本来、最低制限価格制度の目的は工物品質の確保にあるが、金額が安易に推測可能であれば公正な競争を阻害するおそれがある。

これらの問題は、最低制限価格を予定価格を基に一律に算定している点に起因している。そのため、現行制度の趣旨や課題を踏まえつつ、一定範囲の入札価格を基礎として最低制限価格を算定する方法(変動型最低制限価格制度)を採用している他の自治体事例を含め、入札の競争性の確保と工物品質の確保を両立させる観点から、現在生じている課題の解消に資する方策について検討することが望ましい。

【意見 No.2-8】 入札に関する要綱の作成

入札方法及び落札者決定方法について、企業局では岡山県の実務上のルールを参考にしているが、企業局としての実務要綱などは作成していない。企業局では、大規模工事、その他修繕、測量・設計コンサル等の様々な工事契約を毎期契約しており、金額規模も大きいいため、適正な入札による契約を締結する必要がある。

以上より、入札に関するルールを明文化するべきである。

【意見 No.2-9】 決算報告書等の承認について

岡山県企業局財務規程第108条において、以下のとおり規定されている。

第108条 総務企画課長は、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度終了後二月以内に管理者に提出しなければならない。

上記のとおり、第108条においては、「提出しなければならない」としか定められておらず、管理者の承認については定めがない。

しかしながら、企業局として作成した決算報告書は、その最高責任者である管理者の承認を得たものを公表することが必要であり、また、その承認過程が分かるように、起案文書等で承認された証跡を残すことが必要である。規程の改訂及び実際の承認手続を検討されたい。

【意見 No.2-10】消費税の申告

消費税の申告を外部の専門家等に委託しておらず、企業局担当者のみで行っている。専門的な知識が必要となることや、金額的に多額であることを鑑みて、外部専門家に委託することや、県庁内で一括して専門部署にて対応するなどの方法も検討すべきである。

【意見 No.2-11】一括比例配分方式の有利不利判定

消費税の申告時に、過年度から継続的に一括比例配分方式を採用している。

ここで、一括比例配分方式とは、消費税の仕入税額控除を計算する方法であり、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、有利な方を自らが届出を出して選択するものである。

しかしながら、一括比例配分方式を選択後は、毎期、有利判定を行っておらず、有利な方法(納税額が最も少なくなる方法)を選択出来ているか不明である。

以上より、個別対応方式と一括比例配分方式の有利判定は、毎期行うべきである。

ただし、この有利判定は、意見 No.2-10 に記載のとおり、専門的な知識を要するため、外部専門家への委託も含めて検討されたい。

【指摘事項 No.2-5】貸借対照表の表示

貸借対照表において、以下の項目は控除項目であるため、金額の前に△を付して表示すべきであるが付されていない。

・減価償却累計額 ・長期前受金収益化累計額

【意見 No.2-12】 決算書作成チェックリストの活用

総務省 HP において、地方公営企業法等を適用して決算書を作成する団体が活用すべき「決算書作成チェックリスト」を公表しているものの、これを活用していない。当該チェックリストは、決算書内の金額の整合性や記載項目の網羅性を担保するために役立つものであるから、決算書作成時に活用することが望ましい。

【意見 No.2-13】 幹部会の議事録について

企業局においては、株式会社における取締役会のような意思決定機関は存在しないが、電気事業、工業用水事業共通で月に1回幹部会という会議体で重要事項の報告等が行われている。

しかしながら、この幹部会の議事録が残されていない。今後は、幹部会の議事録を残しておく必要がある。

(6) 現場視察

2025年8月21日に発電総合管理事務所及び旭川ダム及び旭川第一発電所の現場視察を実施した。

【岡山県企業局発電総合管理事務所】

(入口)



(監査人撮影)

岡山県企業局の全ての発電所等の運転監視・保守管理業務を行っている。屋根には、建材一体型太陽光パネルを、正面入口横には太陽光と風のエネルギーを利用したハイブリッド照明を設置している。

(監視制御室)



(出典:電気事業概要説明資料)

24時間体制で全ての発電所等を監視制御しており、各発電所には常駐職員はいない。

【旭川ダム及び旭川第一発電所】

(旭川ダム)



(監査人撮影)

岡山県企業局の発電所における最大出力を持つ旭川第一発電所は、隣接する旭川ダムの貯水を利用して発電している。ダムの高さは45m、長さは212m。

(旭川第一発電所)



(出典:電気事業概要説明資料)

旭川ダムの横にある白い建物が昭和29年に運転開始した岡山県企業局において最も古い旭川第一発電所である。

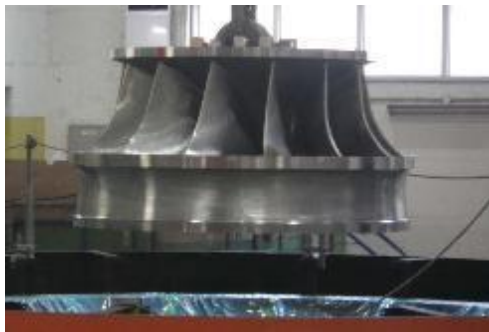
(旭川第一発電所 発電機2基)



(監査人撮影)

発電機は水車と同じ回転軸でつながっており、水車の回転の力が発電機に伝わることで発電が行われる。

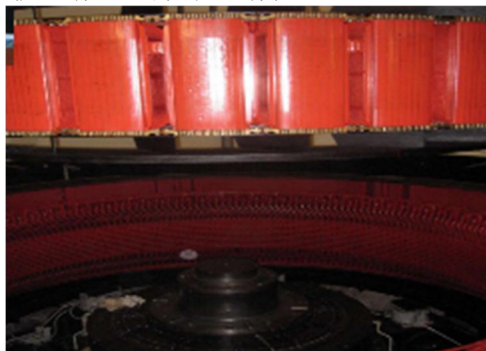
(発電機の内部 水車)



(出典:電気事業概要説明資料)

旭川第一発電所1階に2基ある。最大出力は18,700kW。

(発電機の内部 発電機)



(出典:電気事業概要説明資料)

取水口から鉄管を通った高速・高圧の水の流れが水車を回転させる。

(旭川第一発電所屋上からみたダム景色)



(監査人撮影)

発電に利用した水が放流されている。(左下)

(旭川ダム統合管理事務所側からみた旭川ダム)



(監査人撮影)

旭川第一発電所の裏に、岡山県の管轄下にある旭川ダム統合管理事務所がある。観光客は事務所側からダムを観覧することができる。

手続きNo.22で検討した令和6年度中の工事案件(旭川第一発電所 網場取替工事)について現場視察を行った。

(旭川ダムから見た景色)



(監査人撮影)

放流されていない状態。放流する場合には、関係機関への通知とともにサイレンを鳴らして警告する。

(旭川第二えん堤)



(監査人撮影)

旭川第二発電所では、旭川第一発電所の放流水を下流の旭川第二えん堤で逆調整して発電している。

3. 岡山県営工業用水道事業会計

(1) 目的

県内三大河川の豊富な水資源を生かし、水島・児島、笠岡、勝央の各地区で、企業の生産活動に欠かせない工業用水を安定的に供給し、本県経済の特徴である「ものづくり」産業の発展に寄与すること。

(2) 事業概要

① 事業内容

岡山県企業局では、県南の水島地域、児島地域及び笠岡地域、並びに県北の勝央地域において工業用水道事業を行っている。

水島工業用水道は、倉敷市水島地区を中心に、岡山県南新産業都市の指定をはじめ、諸施策の推進と相まって、一大重化学工業地帯を形成する石油精製、製鉄、石油化学等の企業に対し工業用水を安定的に供給する目的をもって建設された。

高梁川総合開発事業による河本ダムを水源として、昭和36年に一部給水を開始し、水島臨海工業地帯における工場の新設、既存工場の設備増設による水需要の拡大に対応するため、新成羽川ダムを水源とする水島第2期及び第3期工業用水道を整備し、第1期、第2期、第3期事業を合わせた給水能力は530,500 m³/日となった。さらに、これを上回る需要が見込まれたため、昭和46年から千屋ダム等を水源とした第4期工業用水道の建設を開始し、合計830,500 m³/日の施設能力を整備することとした。

しかし、その後の経済情勢の変動等により、当初の水需要の減少が見込まれたこと、また、第1期事業について施設の老朽化や河川管理上の制約等により廃止せざるを得なくなったことから、第1期の水源施設等を第4期事業に取り込み、昭和53年10月に、給水能力300,000 m³/日の第4期事業(水源施設を除く)を完成させ、第1期事業は昭和54年度末に廃止した。その後、第4期事業の水源施設である千屋ダムが、平成10年8月に完成し、水島工業用水道の給水能力は、第2期、第3期及び第4期事業を合わせ、708,000 m³/日となっている。

また、第4期事業の一環として、児島地区の地元企業に供給する拡張工事を行い、平成2年4月から給水区域を拡大している。さらに、新たな企業の立地が進む玉島ハーバーアイランドにおいて施設整備を進め、平成28年12月から給水を開始した。

笠岡工業用水道は、備後工業整備特別地域の指定を受けて笠岡地区に造成された工業用地と臨海部に立地する企業に工業用水を供給するもので、笠岡工業用水(企業局)、西南上水道用水(岡山県西南水道企業団)、寄島干拓用水(県農林水産部)、笠岡湾干拓用水(中国四国農政局)の共同事業として整備された笠岡共用導水路が昭和47年3月に完成し、昭和47年10月から、笠岡工業用水道第1期事業(33,000 m³/日)として給水を開始した。なお、この共用導水路は、中国四国農政局を事業主体として建設されたが、施設の維持管理については、現在、企業局が行っている。

その後、茂平地区の工業団地など地元企業からの給水要望に応えるため、第2期事業(3,700 m³/日)を昭和60年3月に完成させ、さらに、平成元年度からは、笠岡港(港町地区)工業用地等へ立地する企業に対して、13,000 m³/日を供給する第3期事業に着手し、平成5年3月に完成させた。この結果、笠岡工業用水道の給水能力は、第1期、第2期及び第3期事業を合わせて、49,700 m³/日となっている。なお、水島及び笠岡工業用水道施設については、工業用水道事務所(西之浦浄水場)で一元的に管理している。

勝央工業用水道は、内陸工業団地のモデルケースとして旧地域振興整備公団が建設した勝央中核工業団地に立地する企業の工業用水の需要に対応するため、昭和51年度から事業に着手し、給水能力4,200 m³/日の施設を昭和53年度に完成させ、昭和55年4月に給水を開始した。また、先端技術型企業の立地を図るために建設された新勝央中核工業団地(51.6ha)への企業立地促進のため、平成10年10月から給水区域を拡大している。

(出典:令和7年度企業局の事業概要)

② 施設の概要

■水島工業用水道



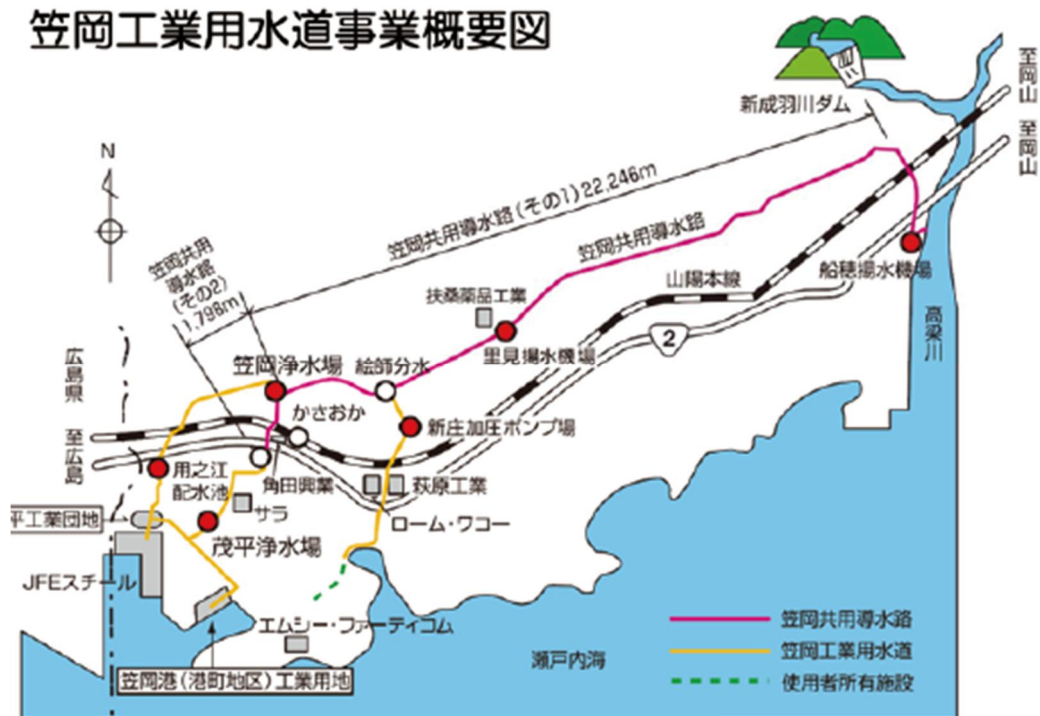
(出典:令和7年度企業局の事業概要)

図左上の高梁川から流れる水を西之浦浄水場で浄水し、第2期工業用水(緑)、第3期工業用水(赤)は地下にある配管を通して亀島配水場に届けられる。その後、さらに配管を通り、各工場(利用企業)に届けられる。

第4期工業用水(1種(青)、2種(黄色))は、西之浦浄水場を經由して、鶴新田浄水場にて浄水され、配管を通り、各工場(利用企業)に届けられる。

■ 笠岡工業用水道

笠岡工業用水道事業概要図



(出典: 令和7年度企業局の事業概要)

図右上の船穂揚水機場にて高梁川の水を汲み上げ、笠岡共用導水路を經由して笠岡浄水場にて浄水され、各工場(利用企業)に届けられる。

■勝央工業用水道

勝央工業用水道事業概要図

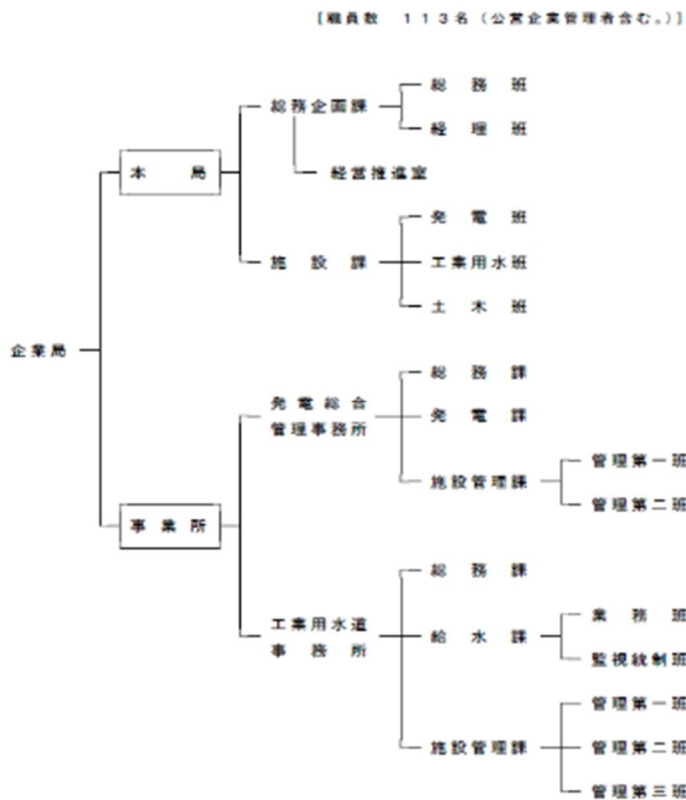


勝央地区は、比較的水が綺麗なことから、浄水場はない。

(出典:令和7年度企業局の事業概要)

③ 組織及び管理体制

組織図



岡山県企業局では、電気事業と工業用水道事業を行っている。両事業を統括する公営企業管理者1名を含み、本局、事務所をあわせて113名の職員が在籍している。

(出典:令和7年度企業局の事業概要)

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

<事業収支>

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収入	3,879,504	3,918,275	3,942,804	3,938,021	4,007,614
事業費用	2,872,512	3,157,708	3,510,713	3,230,267	3,338,335
当年度純利益	1,006,992	760,567	432,091	707,754	669,279

<資本的収支>

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	424,566	307,726	37,178	2,847	208,510
資本的支出	2,748,196	2,380,817	832,479	794,364	1,557,935
資本的収支差引	-2,323,630	-2,073,091	-795,300	-791,517	-1,349,425

(4) 実施監査手続と結果

特段記載がないものについては、令和6年度決算数値を対象として監査手続を実施している。

No.	監査実施手続	結果
(会計に関するもの)		
1	現預金残高について期末日時点の現金実査結果及び残高証明書と照合する。	問題なし ただし、期末日時点で現金は保有していない
2	監査当日の現金実査を実施し、現金出納帳残高と照合する。また、現金、郵券の管理状況を検討する。	指摘事項 No.3-1 意見 No.3-1
3	未収金残高について、滞留債権の有無及び貸倒引当金計上の要否を検討する。	意見 No.3-2 意見 No.3-3 意見 No.3-4
4	貯蔵品残高に関連して、実地棚卸の実施状況及び結果について検討する。	意見 No.3-5 意見 No.3-6 意見 No.3-7
5	前払金残高について、内訳明細を入手し、会計処理が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.3-2
6	固定資産に関連して、固定資産台帳と貸借対照表計上額との一致を確かめる。	問題なし
7	固定資産に関連して、新規取得資産について個別検証を実施する。	問題なし
8	固定資産に関連して、現物実査が適切に行われていることを確かめる。	指摘事項 No.3-3
9	固定資産に関連して、修繕費か資本的支出かの検討が適切になされているか(判断過程の文書化含む)について検討する。	意見 No.3-8
10	固定資産に関連して、減損の要否を検討する(適切に判断結果が文書化されているかを含む)。	意見 No.3-9
11	建設仮勘定残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
12	無形固定資産残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
13	リース会計基準に照らして、適切な会計処理がなされていることを検討する。	問題なし

14	賞与引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	意見 No.3-10
15	退職給付引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
16	長期前受金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
17	未払金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.3-2
18	営業収益(給水収益)について、サンプルベースで契約書等と照合し計上金額、計上時期が妥当であることを検討する。	問題なし
19	その他営業収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
20	雑収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
21	その他特別利益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
22	請負工事、委託契約の中からサンプルベースで入札から請負工事(委託業務)の完了までの一連の書類を検討し、事務手続の適切性、及び、会計処理の妥当性について検討する。	意見 No.3-11 意見 No.3-12
23	雑支出について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
24	その他特別損失について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
(内部統制に関するもの)		
25	当該事業の重要事項を意思決定または報告する会議体の議事録が適切に作成されていることを検討する。	意見 No.3-18
26	直近の内部監査の指摘事項及びその対応状況を検討する。	問題なし
27	会計システムへの伝票入力から承認までの一連の流れが規程等に則って適切に行われていることを確かめる。	問題なし
28	会計システムの運用(パスワード管理、バックアップ等)が適切になされていることを確かめる。	問題なし
29	取引先の与信管理の状況について検討する。	意見 No.3-13
30	固定資産、物品の管理が、規程等に則って適切に行われていることを検討する。	指摘事項 No.3-3 固定資産実査について指摘事項あり
31	決算書作成時の承認プロセスについて検討する。	意見 No.3-14
32	消費税の申告について、申告書の作成状況を検討する(時間的制約から申告書の内容を精査するなど、その正確性について詳細な手続は実施しない)。	意見 No.3-15 意見 No.3-16
(その他)		
33	当該事業に関連する法令、規程等を閲覧する。	問題なし
33	決算書の表示の妥当性について検討する。	指摘事項 No.3-4 意見 No.3-17
34	現地視察を実施する。	問題なし。 視察結果は(6)に記載。

(5) 意見・指摘事項

上記手続の結果、発見された意見・指摘事項は以下のとおりである。

【指摘事項 No.3-1】 郵券の管理

「郵券等出納簿」について、電気事業と工業用水事業で共通となっており、郵券購入時には電気事業と工業用水事業と半分に按分して計上し、受払管理上も両者は区分されていない。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別会計であることから、保有する郵券も区分して管理すべきである。

【意見 No.3-1】 現金の管理

企業局本局において、往査日である令和7年7月22日時点の現金実査をしたところ、電気事業と工業用水事業の保有する現金が区分されずに保管されていた。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別々の会計であることから、保有する現金も区分して管理すべきである。

郵券、現金ともに電気事業と工業用水事業で区分されていないという点で同様であるが、現金は会計上の誤りが発生していないが、郵券については現在の管理方法と適切に区分した管理方法では各会計での計上額が異なるため、指摘事項としている。

【意見 No.3-2】 貸倒懸念債権に対する要綱の整備と検討過程の文書化

令和7年3月末時点で、特定の相手先に対して80,421千円の回収遅延債権が発生している。企業局において、貸倒引当金の計上要否を検討するにあたり拠り所となるものは、「地方公営企業会計基準の見直しに係る事務取扱要領」であり、当該要領において、以下のとおり定められている。

第17条(貸倒引当金の定義)

貸倒引当金は、将来の損失に備えるため、債権から控除される引当金をいう。

第18条(貸倒引当金)

前条の対象となる債権は、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権(以下、「破産更生債権」という。)とする。

2 経営破綻に陥っている債務者とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者を行い、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等が生じている債務者をいう。

3 実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者をいう。

企業局では、当該債権が要領で定める破産更生債権には該当しないとして、貸倒引当金を計上していない。

しかしながら、当該債権は平成26年度から令和3年度までの間に発生したもので、発生から相当期間経過していること、過去に弁護士介入により返済計画を定めて和解に至っていること、さらには、和解後の返済計画では、未回収の債権残高80,421千円にする月々の回収が20千円と非常に少額であることから、債権全額の回収に重大な懸念が生じていることは明らかである。

このように、破綻債権や実質破綻債権に該当しない場合であっても、回収に重大な懸念がある、貸倒懸念債権について、要領に追加定義するとともに、該当する債権に対しては、貸倒引当金の計上要否を慎重に検討すべきである。

当該債権については、貸倒懸念の事実は存在するものの、保有する土地・建物について企業局が担保設定しており、担保評価額が債権金額を上回ることから、令和7年3月末の会計処理として、貸倒引当金を計上しないという結論は問題ないと判断した(ただし、担保価値の妥当性については検証しておらず、企業局からのヒアリングをもとに判断している)。

一方で、今後、債権金額がさらに膨らんだり、担保価値が下落した場合には、担保評価額では債権全額をカバー出来ない可能性もあることから、翌期以降も貸倒引当金の計上要否を慎重に検討すべきである。

以上より、要綱の整備とともに、当該債権については、毎期貨倒引当金の要否を慎重に検討するとともに、適切に文書化する必要がある。

【意見 No.3-3】 債権回収遅延時のルールの特化

現状、債権の回収が遅れた場合の対応方針が明確になっていない。指摘事項 No.3-2に記載した回収遅延債権については、長期間回収が出来ていないにもかかわらず給水を続けた結果、未回収金額が大きく膨らむ結果となった。現在は、毎月発生した債権は通常の回収サイトで回収し、過去の滞留分を月額 20 千円追加で回収している状況である。

事業の性質上、回収が遅れた場合に直ちに給水をストップすることは相手先企業の存続にも関わることから、その判断は難しいものの、結果として回収遅延が起こった後にも未回収残高が膨らんでしまったことも事実であり、対応が十分であったとは言い難い。

以上より、通常の回収サイトから遅延が発生した債権については、相手先の支払い能力の調査等を行うために決算書の提出を義務付けることや、給水の量を制限するなどのルール作りが必要である。

【意見 No.3-4】 工業用水給水申込時の決算書入手

工業用水の給水申込に当たり、申込企業から決算書等の財務情報を入手していない。工業用水道事業は工業用水道事業法に基づき給水義務を負うものであり、申込企業の信用力のみを理由として給水を拒否することは想定しにくい。一方で、給水義務の存在は、料金債権の回収が当然に担保されることを意味するものではない。供給の停止・拒否が制度上または運用上容易でない事業特性を踏まえ、支払遅延が生じた場合には未収金が累積し、回収不能(貸倒)に至るリスクが生じ得る。

このため、給水の可否を判断する目的ではなく、未収金発生時の対応方針(督促・回収手順の整理等)を適切に行うため、申込企業の事業規模や財務状況を一定程度把握しておくことには意義がある。したがって、今後新たに給水申込を受ける際には、申込企業から決算書等の提出を求め、事業規模・財務安全性等を確認した上で、未収金の発生抑制・早期回収に向けた管理に活用することが望まれる。

【意見 No.3-5】 貯蔵品の評価に関する規程の整備

貯蔵品は、取得から一定期間を経過した場合に以下のとおり評価している。

①取得価額が 10 万円以上のもの

取得から 5 年経過したものについては、取得価額の 50%を減額する。

取得から 10 年経過したものについては、備忘価額まで減額する。

②取得価額が 10 万円未満のもの

取得から 3 年間経過したものについては、備忘価額まで減額する。

上記のとおり、評価減を実施しているが、規程等にはその具体的評価方法が明文化されていない。貯蔵品の評価について、規程等により明文化する必要がある。

【意見 No.3-6】 実地棚卸計画

年度末に実地棚卸を実施しているものの、棚卸の手順やその目的を定めた棚卸実施要領が存在しない。さらに棚卸のエリアやロケーション、担当者毎の配置、注意事項等を定めた棚卸計画も存在しない。

これらが無い場合、担当者によってやり方が異なることや、カウント漏れ、カウントミスなどが起こる可能性が高くなり、棚卸の正確性が担保されない恐れがある。

以上より、これらの要領等を整備し、棚卸実施者に周知することが必要である。

【意見 No.3-7】 棚卸実施結果の記録

令和 7 年 3 月末に実施した棚卸結果の資料を閲覧したところ、棚卸の実施日、実施担当者、実際にカウントした数量が記載されていなかった。実地棚卸は、決算日時点の棚卸結果を会計に反映する重要な手続であるため、実施した日、実施担当者、数量のカウント結果等の証跡を残しておく必要がある。

【指摘事項 No.3-2】 前払金、未払金の両建計上

工事関連の取引で、請求書日付が令和7年3月中で、支払いが令和7年4月以降のものを、以下のとおり会計処理している。

(借方)前払金 15,400 千円/(貸方)未払金 15,400 千円

前払金は、実際に支出があった時に使用する勘定科目であり、令和7年3月末時点で請求を受けたとしても、実際に支払が完了していなければ前払金として計上することは適切でなく、当該会計処理は不要である。

【指摘事項 No.3-3】 固定資産実査

岡山県企業局財務規程第105条において、以下のとおり規定されている。

第105条(実地照合)

本局の課長及び局事務所長は、その所管に属する固定資産につき毎事業年度少なくとも一回、固定資産(備品)台帳及び備品保管簿と照合し、その実態を確認しなければならない。

現状では、保安規定に基づき実施する巡回点検において、固定資産の実査も行っているとのことであるが、対象資産は限定的であり、当該規程に定められている固定資産実査が網羅的に行われているとは言い難い。

ただし、当事業で保有する固定資産は多岐に渡り、毎年全ての固定資産や物品について現物実査を実施することは困難であるとも考えられるため、実務上の負担も考慮して、必要かつ実施可能な範囲に規程を改訂することも含めて検討されたい。

現状においては、規程どおり固定資産実査が実施されているとは言えない状況である。

【意見 No.3-8】 修繕費と資本的支出の判断過程の文書化

サンプルで検証した工事について、企業局本局の施設課にて修繕費と固定資産計上を区分しているものの、その判断根拠が文書として残っていない。

修繕費か資本的支出かの判断は期間損益計算に影響を与えることから、実務上論点になることが多く、その判断は慎重に行う必要があることから、判断根拠は適切に文書化しておくとともに、経理担当である総務企画課においても十分なチェックを行うことが必要である。

【意見 No.3-9】 固定資産減損についての検討過程の文書化

固定資産の減損について検討した結果が文書化されていない。

営業キャッシュ・フロー(企業局の場合は業務活動によるキャッシュ・フロー)がプラスであるため減損不要として、文書化していないとのことであったが、減損の徴候は、会計基準等において、以下の4つを定めており、キャッシュ・フローがプラスであることのみをもって、減損不要と結論付けられるものではない。

すなわち、減損の兆候は、

- ①営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス
- ②使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ③経営環境の著しい悪化の場合
- ④市場価格の著しい下落の場合

上記4項目のうち1つでも該当する場合には、「減損の兆候有」と判定され、次のステップの検討が必要となる。

よって、減損の徴候に該当する事象がないかについて、①～④に照らして検討した結果を適切に文書化しておくことが必要である。

【意見 No.3-10】 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額に基づき当事業年度の負担に属する額を見積計上するものである。

ここで、支給見込額は予算の金額によっており、当該予算は個人別の評価等は反映されていない。実際の賞与の支給は、基本部分に個人別の評価を加減して支給されていることから、支給見込額と実際支給額とが大きく乖離する可能性がある。

見積項目である以上、実際支給額と差異が出ることはやむを得ないが、最善の見積りを行ったうえで計上することが求められることから、今後は実際支給額と引当金算定時に基礎とした見積額の比較(いわゆるバックテスト)を実施し、見積の精度を高めることも検討されたい。

【意見 No.3-11】 最低制限価格の設定方法

一定規模の案件については最低制限価格制度を用いて落札者を決定しているが、落札価格が最低制限価格と一致する事例が少なくない。また、複数の業者が最低制限価格と同額で入札した場合、電子入札システム上でくじにより落札者を決定している。企業局は工事内容に応じて予定価格を基に金額を最低制限価格として設定しているものの、過去の公告情報等から業者が容易に最低制限価格を予測できるケースが少なくない。その結果、入札額が最低制限価格付近に集中し、くじによる落札や、わずかに下回って失格となる事例が発生している。

本来、最低制限価格制度の目的は工物品質の確保にあるが、金額が安易に推測可能であれば公正な競争を阻害するおそれがある。

これらの問題は、最低制限価格を予定価格を基に一律に算定している点に起因している。そのため、現行制度の趣旨や課題を踏まえつつ、一定範囲の入札価格を基礎として最低制限価格を算定する方法(変動型最低制限価格制度)を採用している他の自治体事例を含め、入札の競争性の確保と工物品質の確保を両立させる観点から、現在生じている課題の解消に資する方策について検討することが望ましい。

【意見 No.3-12】 入札に関する要綱の作成

入札方法及び落札者決定方法について、企業局では岡山県の実務上のルールを参考にしているが、企業局としての実務要綱などは作成していない。企業局では、大規模工事、その他修繕、測量・設計コンサル等の様々な工事契約を毎期契約しており、金額規模も大きいため、適正な入札による契約を締結する必要がある。

以上より、入札に関するルールを明文化するべきである。

【意見 No.3-13】 工業用水料金の未収金への対応

工業用水料金の未収金について、「岡山県債権管理条例」や「岡山県債権管理条例の施行に関する規程」に基づき、県全体の債権管理のマニュアルに相当する「債権管理の手引き」も活用しながら、その回収に努めているが、滞納が長期化している案件が見受けられる。

その要因としては、与信管理のノウハウや、支払遅延があった場合の初動対応、その後の措置等について、本債権の特性を踏まえた対応が体系化されていないことが挙げられる。

よって、他自治体事例の研究や同様の特性を持つ債権を取扱う県の他部局との意見交換等を実施し、対応要領(マニュアルやフロー)を整備するなど、人事異動等があっても継続的・組織的に債権管理を行える体系的な仕組みを構築することが望まれる。

【意見 No.3-14】 決算報告書等の承認について

岡山県企業局財務規程第108条において、以下のとおり規定されている。

第108条 総務企画課長は、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度終了後二月以内に管理者に提出しなければならない。

上記のとおり、第108条においては、「提出しなければならない」としか定められておらず、管理者の承認については定めがない。

しかしながら、企業局として作成した決算報告書は、その最高責任者である管理者の承認を得たものを公表することが必要であり、また、その承認過程が分かるように、起案文書等で承認された証跡を残す必要がある。

規程の改訂及び実際の承認手続を検討されたい。

【意見 No.3-15】消費税の申告

消費税の申告を外部の専門家等に委託しておらず、企業局担当者のみで行っている。専門的な知識が必要となることや、金額的に多額であることを鑑みて、外部専門家に委託することや、県庁内で一括して専門部署にて対応するなどの方法も検討すべきである。

【意見 No.3-16】一括比例配分方式の有利不利判定

消費税の申告時に、過年度から継続的に一括比例配分方式を採用している。

ここで、一括比例配分方式とは、消費税の仕入税額控除を計算する方法であり、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、有利な方を自らが届出を出して選択するものである。

しなしながら、一括比例配分方式を選択後は、每期、有利判定を行っておらず、有利な方法(納税額が最も少なくなる方法)を選択出来ているか不明である。

以上より、個別対応方式と一括比例配分方式の有利判定は、每期行うべきである。

ただし、この有利判定は、意見 No.3-14 に記載のとおり、専門的な知識を要するため、外部専門家への委託も含めて検討されたい。

【指摘事項 No.3-4】貸借対照表の表示

貸借対照表において、以下の項目は控除項目であるため、金額の前に△を付して表示すべきであるが付されていない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・減価償却累計額・長期前受金収益化累計額 |
|---|

【意見 No.3-17】決算書作成チェックリストの活用

総務省 HP において、地方公営企業法等を適用して決算書を作成する団体が活用すべき「決算書作成チェックリスト」を公表しているものの、これを活用していない。当該チェックリストは、決算書内の金額の整合性や記載項目の網羅性を担保するために役立つものであるから、決算書作成時に活用することが望ましい。

【意見 No.3-18】幹部会の議事録について

企業局においては、株式会社における取締役会のような意思決定機関は存在しないが、電気事業、工業用水事業共通で月に1回幹部会という会議体で重要事項の報告等が行われている。

しかしながら、この幹部会の議事録が残されていない。今後は、幹部会の議事録を残しておく必要がある。

(6) 現場視察

2025年8月21日に水島工業用水道及び笠岡工業用水道を管轄する工業用水道事務所(西之浦浄水場本館)、水島工業用水道事業にかかる西之浦浄水場、亀島配水場の現場視察を実施した。

【西之浦浄水場】

(取水口)



(監査人撮影)

左の高梁川から地下の水路を
通って3基の場外ゲート(写真
右の青色のゲート)まで水を送
る。場外ゲートにて、これ以降
の工程に流す水の量を調整し
ている。

(沈砂池と揚水ポンプ室)



(監査人撮影)

右の池が沈砂池と呼ばれるもの。
場外ゲートから流れてきた水の
砂を落として綺麗な水にする。
左の白い建物が揚水ポンプ室。
沈砂池の水を揚水ポンプで引き
揚げ、次の行程である沈殿池
に流していく。

(揚水ポンプ室地下)



(監査人撮影)

(揚水ポンプ室1階)



(監査人撮影)

(沈殿池 写真1)



(監査人撮影)

太陽光パネルの下が沈殿池である。薬品を注入することで、水に含まれる泥や土の成分を分離して落とす。なお、「晴れの国おかやま」の気象条件を活かし、CO2を排出しないクリーンなエネルギーである「太陽光発電システム」を積極的に導入し、発電した電気をポンプ等の電源に使用することで、環境負荷への低減を図るとともに、経済効果を得ている。

(沈殿池 写真2)



(監査人撮影)

沈殿池(太陽光パネル下)は8箇所あり、写真手前から奥側にかけて水が流れる仕組みとなっている。

(浄水池)



(監査人撮影)

沈殿池奥の水路を通った水は浄水池に流れる。この後、配水場などを経由して、工場に工業用水として供給される。

【亀島配水場】
(入口)



(監査人撮影)

亀島配水場の入口写真。通常は無人のため、門は施錠されている。

(亀島配水場2基)



(監査人撮影)

亀島配水場には、左の2基を含め、3基の配水場がある。

(ポンプ室内)



(監査人撮影)

(ポンプ室外)



(監査人撮影)

ポンプ室には9基のポンプがある
汲み上げられた水が各工場に送られる。

【事務所改修工事の様子】

手続 No.22 で検討した令和6年度中の工事案件(西之浦浄水場本館改修工事)について現場視察を実施した。

(事務所外観)



3階建ての本館の外壁の塗り直しなどが行われている。

(監査人撮影)

(内装 事務所)



写真は3階。1階から3階までの壁紙や床、LED照明などの改修が行われている。

(監査人撮影)

4. 岡山県流域下水道事業会計

(1) 目的

児島湖は、昭和34年に児島湾の一部を締め切って造られた人工湖であり、児島湖流域では、昭和40年代に入り、湖の背後地の都市化が進み生活排水及び産業排水が増加した結果、水質が急激に悪化した。このため、岡山県では、岡山市、倉敷市、玉野市及び旧灘崎町（現在は岡山市）の一部と早島町の全域を計画区域として、立ち遅れた地域の下水道整備を効率的、一体的に行い、かつ児島湖の水質保全及び生活環境の改善を図ることを目的に昭和53年度から事業着手しており、児島湖流域下水道の計画的な整備による生活排水対策の推進を通じて、快適な生活環境の保全に貢献し、「生き生き岡山」の実現を目指している。

(2) 事業概要

① 事業内容

岡山市、倉敷市、玉野市及び灘崎町（現岡山市）の一部と早島町の全域を対象として、当初から窒素とリンを除去する高度処理方式を採用し、平成元年3月に供用を開始以後、順次整備を進めてきたが、将来人口の減少等を踏まえ、令和6年度に全体計画の見直しを行った。その結果、現在の全体計画は処理面積12,603ha、処理人口約58万人、日最大処理能力346,700 m³となっている。また、令和6年度末の日最大処理能力は295,300 m³となっている。幹線管渠の総延長は20.2 kmとなっており、平成9年度末に完成している。

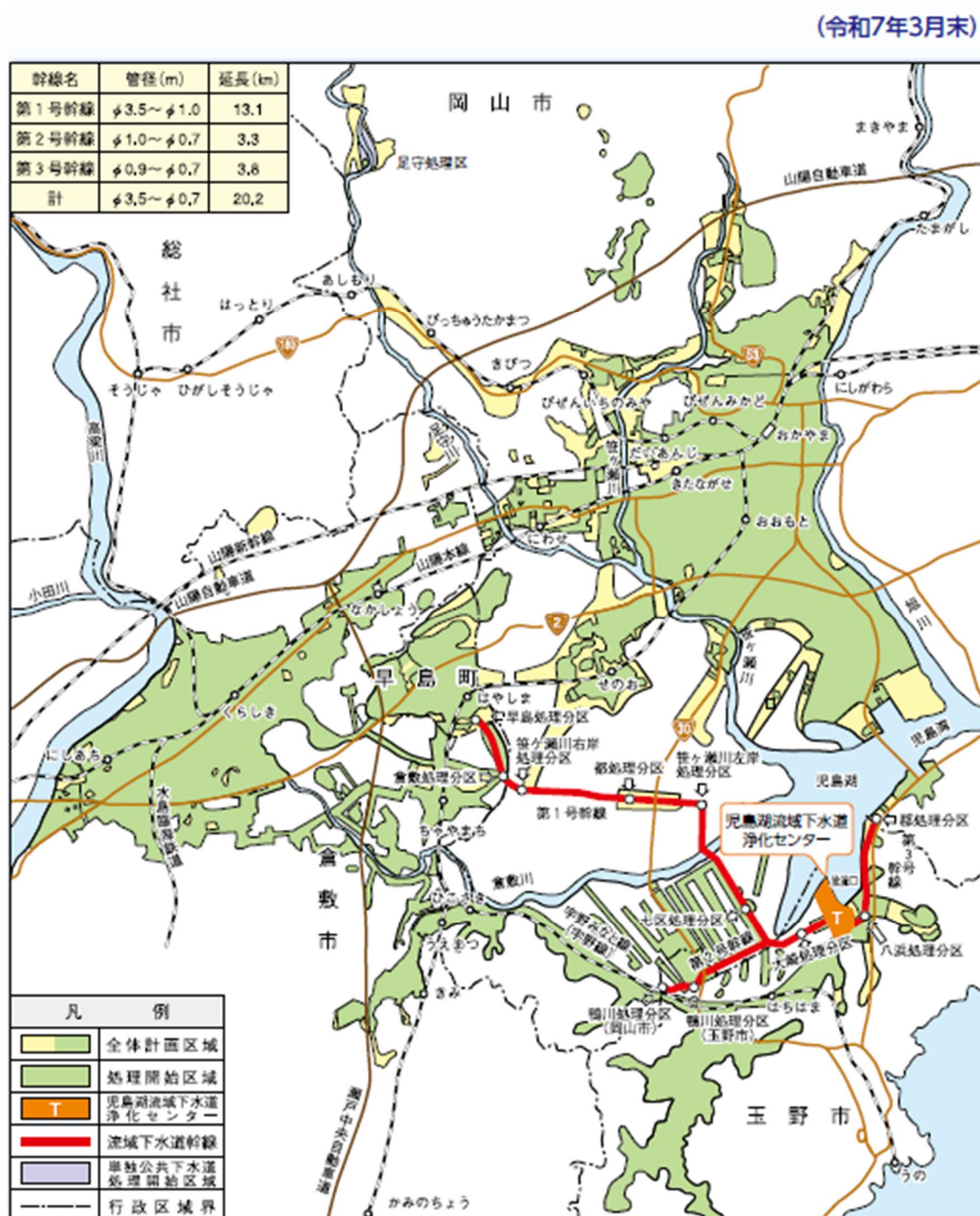
②施設の概要

- 所在地 岡山県玉野市東七区453
- 計画区域 岡山市、倉敷市、玉野市の一部及び早島町の全域
- 排除方式 分流式
- 処理方法 凝集剤添加、三段硝化脱窒法及び急速ろ過
- 敷地面積 53.4ha
- 主要施設、設備の概要

施設の名称	種別	形状・寸法等	数量
汚水ポンプ設備	水中汚水汚物形	7m ³ /分	2
	"	15m ³ /分	3
	立軸渦巻斜流	70m ³ /分	2
	"	150m ³ /分	2
最初沈殿池	平行流式矩形	W3.45m×L27.0m×H3.0m	2
		W7.2m×L27.0m×H3.0m	11
		W6.8m×L19.5m×H3.0m	24
生物反応槽		W7.1m×L102.8m×H6.5m	12
		W21.1m×L101.4m×H6.5m	11
最終沈殿池	平行流式矩形	W3.45m×L47.0m×H3.0m	2
		W7.20m×L47.0m×H3.0m	11
		W6.80m×L54.0m×H3.5m	33
急速ろ過池	重力式下向流	36 m ² /池	34
消毒設備		W6.8m×L16.1m×H5.5m	4
送風設備	多段ターボブロー	60m ³ /分	2
	"	150m ³ /分	3
	"	180m ³ /分	3
	"	360m ³ /分	2
重力濃縮タンク		内径 15.0m×H3.5m	4
機械濃縮設備	常圧浮上濃縮	10 m ²	4
	ベルト濃縮	40 m ² /h	1
脱水機	スクリーンプレス	240 kg/h	2
	"	310 kg/h	3
	"	450 kg/h	2
	ベルトプレス	100 kg/m・h×3m	1
ケーキ貯留槽		50 m ² /基	3
		200 m ² /基	2
管理棟		鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1
脱水機棟		鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	1
電気棟		鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	1
送風機棟		鉄筋コンクリート造地下1階地上2階	2
ケーキ貯留棟		鉄筋コンクリート造地上3階	1
機械濃縮棟		鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	1

(出典:令和6年度岡山県流域下水道事業の概要)

令和7年3月末時点の児島湖流域下水道事業区域図は以下のとおりである。



(出典:児島湖流域下水道事業 2025 パンフレット)

第1号幹線から第3号幹線の3本の幹線(上図の赤色部分)から流入した汚水を児島湖流域浄化センターにて浄化し、児島湖に放流する。

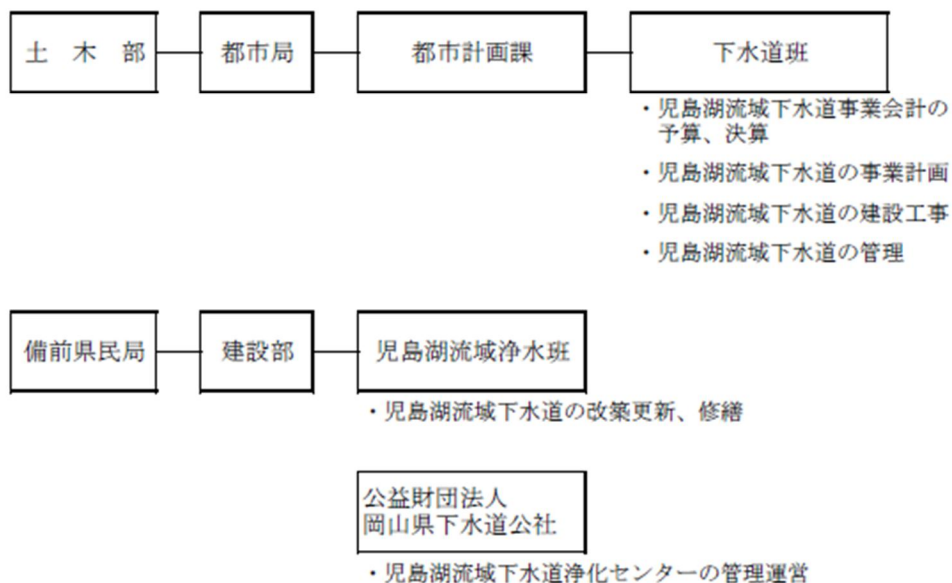
浄化センターの配置図は以下のとおりである。各工程の現場視察は(6)に記載。



(出典:児島湖流域下水道事業 2025 パンフレット)

③組織及び管理体制

組織図



(出典:令和6年度岡山県流域下水道事業の概要)

(3)直近5年間の歳入歳出推移

＜事業収支＞ (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収入	5,572,427	5,768,865	5,587,527	5,397,776	5,368,496
事業費用	5,823,579	5,832,839	5,926,053	5,806,804	5,875,786
当年度純利益	-251,152	-63,975	-338,526	-409,028	-507,290

＜資本的収支＞ (単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	1,784,488	1,012,469	1,798,652	2,345,185	1,277,878
資本的支出	2,190,303	1,480,424	2,380,618	2,868,218	1,823,299
資本的収支差引	-405,814	-467,955	-581,966	-523,033	-545,422

令和2年度から令和6年度までの期間、継続して収支マイナスとなっている。これは過去、当該会計における内部留保が過大となっていたため、平成29年から令和6年の間、市町村の負担金単価を意図的に下げたことが要因である。

令和7年度以降はあるべき負担金単価に戻すため、収支マイナスは解消される見込み。

(4)実施監査手続と結果

特段記載がないものについては、令和6年度決算数値を対象として監査手続を実施している。

No.	監査実施手続	結果
(会計に関するもの)		
1	現預金残高について期末日時点の現金実査結果及び残高証明書と照合する。	問題なし ただし、現金は保有していない
2	未収金残高について、滞留債権の有無及び貸倒引当金計上の要否を検討する。	問題なし
3	固定資産に関連して、固定資産台帳と貸借対照表計上額との一致を確かめる。	指摘事項 No.4-1 指摘事項 No.4-2
4	固定資産に関連して、現物実査が適切に行われていることを確かめる。	指摘事項 No.4-3
5	固定資産に関連して、修繕費か資本的支出かの検討が適切になされているか(判断過程の文書化含む)について検討する。	意見 No.4-1
6	固定資産に関連して、減損の要否を検討する(適切に判断結果が文書化されているかを含む)。	指摘事項 No.4-4
7	建設仮勘定残高について、資産性の有無を検討する。	指摘事項 No.4-5 意見 No.4-2
8	賞与引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.4-6 意見 No.4-3
9	退職給付引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	意見 No.4-4
10	長期前受金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
11	未払金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
12	営業収益(流域下水道管理費負担金)について、サンプルベ-	問題なし

	スで契約書等と照合し計上金額、計上時期が妥当であることを検討する。	
13	請負工事、委託契約の中からサンプルベースで入札から請負工事(委託業務)の完了までの一連の書類を検討し、事務手続の適切性、及び、会計処理の妥当性について検討する。	問題なし
14	雑収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
15	雑支出について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
(内部統制に関するもの)		
16	当該事業の重要事項を意思決定する会議体の議事録が適切に作成されていることを検討する。	問題なし
17	直近の内部監査の指摘事項及びその対応状況を検討する。	問題なし
18	会計システムへの伝票入力から承認までの一連の流れが規程等に則って適切に行われていることを確かめる。	問題なし
19	会計システムの運用(パスワード管理、バックアップ等)が適切になされていることを確かめる。	指摘事項 No.4-7 指摘事項 No.4-8 指摘事項 No.4-9 意見 No.4-5 意見 No.4-6
20	取引先の与信管理の状況について検討する。	問題なし
21	固定資産、物品の管理が、規程等に則って適切に行われていることを検討する。	指摘事項 No.4-3 指摘事項 No.4-10 指摘事項 No.4-11 指摘事項 No.4-12 意見 No.4-7
22	決算書作成時の承認プロセスについて検討する。	問題なし
23	消費税の申告について、申告書の作成状況を検討する。 (時間的制約から申告書の内容を精査するなど、その正確性について詳細な手続は実施しない)。	意見 No.4-8 意見 No.4-9
(その他)		
24	決算書の表示の妥当性について検討する。	指摘事項 No.4-13 意見 No.4-10
25	現地視察を実施する。	問題なし。 視察結果は(6)に記載。

(5)意見・指摘事項

当該事業は企業会計を導入している。上記手続の結果、発見された意見・指摘事項は以下のとおりであるが、全体として会計処理や規程の理解、セキュリティに関する重要な問題も多数発見されている。県においては、定期的な人事異動により担当者が変わることが一般的であることから、担当者レベルの対応のみでは限界があると思われる。マニュアルの整備や、決算資料の作成等について、外部専門家の活用(研修含む)などにより現状の問題点を早期に解消することを検討すべきである。今回の発見事項への対応については、担当者レベルでなく組織全体としての対応が必要である。

【指摘事項 No.4-1】 固定資産台帳の保管及び決算書等との照合

決算時において、固定資産台帳は決算書等と照合し、両者が一致していることを確かめる必要があるが、照合を実施していない。

また、システムからの出力方法も理解しておらず、監査時点で保管もなされていない。決算時には、固定資産台帳を出力・保管するとともに、決算書等との照合を実施する必要がある。

【指摘事項 No.4-2】 固定資産台帳と貸借対照表計上額の不一致

工具器具備品について、固定資産台帳上の期末帳簿価額と貸借対照表計上額とを照合したところ、両者が一致していない。

【指摘事項 No.4-3】 固定資産の実査

岡山県流域下水道事業財務規則第92条に定める固定資産実査を実施していない。

(実地照合)

第九十二条 都市計画課長は、その所管に属する固定資産につき毎事業年度少なくとも一回、固定資産(備品)台帳及び備品保管簿と照合し、その実態を確認しなければならない。

固定資産の実査は、貸借対照表に計上された固定資産の現物が存在すること、及び、その稼働状況を確認することを目的として実施される重要な手続である。固定資産実査を行わない場合には、会計処理を誤る恐れがあることから、規則に定めた手続を実施する必要がある。

【意見 No.4-1】 修繕費と資本的支出の判断過程の文書化

サンプルで検証した工事について、工事担当技師が修繕費と固定資産計上を区分しているものの、その判断根拠が文書として残っていない。修繕費か資本的支出かの判断は期間損益計算に影響を与えることから、実務上論点になることが多く、その判断は慎重に行う必要があることから、判断根拠は適切に文書化しておくとともに、経理担当者においても十分なチェックを行うことが必要である。

【指摘事項 No.4-4】 固定資産減損についての検討過程の文書化

固定資産の減損について検討した結果が文書化されていない。

下水道事業においては、令和4年度から3期連続で営業キャッシュ・フロー(業務活動によるキャッシュ・フロー)がマイナスである。

ここで、減損の徴候として、会計基準等において以下の4つを定めている。

- ① 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス
- ② 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ③ 経営環境の著しい悪化の場合
- ④ 市場価格の著しい下落の場合

上記4項目のうち1つでも該当する場合には、「減損の兆候有」と判定され、次のステップの検討が必要となる。

上記のとおり、令和4年度から3期連続で営業キャッシュ・フロー(業務活動によるキャッシュ・フロー)がマイナスであることから、①に該当する。

下水道事業における固定資産の減損会計についての見解は以下のとおりであった。

令和4年度から令和6年度において、過去の剰余金が過大に積み上がっている状況を解消するため、料金単価を意図的に低く設定したことで、令和4年度からの3期間で営業キャッシュ・フローがマイナスになっている。令和7年度以降は料金単価を従来の水準に戻すため、営業キャッシュ・フローはプラスになる見込であることから判定を行っていない。

総務省策定の「地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)」P28では、公営企業の特徴から、形式的に減損の徴候が見られる場合でも、必ずしも減損の徴候があると判断する必要はない、との柔軟な対応が可能とされる。ただし、これには適切な減損の徴候判定に関する文書化が前提となるが、上記見解も含めて、減損の徴候判定を行った文書は残されていない。

以上より、会計基準の十分な理解と、減損の要否の慎重な検討及び適切な文書化が必要である。

現段階では、判断プロセスの文書化がなされていないため、結果として減損不要か判断出来ない状況である。

【指摘事項 No.4-5】 建設仮勘定に含めている人件費

決算資料として作成している「R6 建設工事の資産化額・建設仮勘定算定表」において、令和6年度に新たに建設仮勘定として計上したものの中に、設計担当者2名分の人件費約 16,479 千円が含まれていた。下水道事業では、本勘定に振替る際に、当該人件費を該当資産に配賦しているとのことである。

会計基準等では建設仮勘定に工事作業員の賃金等の人件費を含めることができるものの、その範囲は工事に直接関連するものに限定すべきである。2名のうち1名は主に新規工事に関わる業務を担当しているが、もう1名は主に現行資産の保守管理業務を担当しているとのことであった。現状では特定の職位の2名の人件費を過去から継続的に、全額建設仮勘定に計上している状況である。

建設仮勘定として計上された人件費は、本勘定に振替えられるまでは資産計上されたままであり、さらに、本勘定に振替えられた後は減価償却により每期費用化されることになる。本来、人件費として各期に費用計上すべきものについて当該処理をした場合、適正な期間損益計算が行えないため、建設仮勘定として計上すべきかどうかについて慎重な判断が必要である。

【意見 No.4-2】 建設仮勘定の資産性の有無及び滞留管理

決算資料として作成している「R6 建設工事の資産化額・建設仮勘定算定表」において、建設仮勘定の計上時期や本勘定への振替予定時期の記載がない。下水道事業の工事は長期にわたるものが多く、決算日時点での資産性の有無や長期滞留管理は慎重に行うべきである。現状では、必要に応じて本勘定への振替予定時期等について工事担当者を確認しているものの、経理業務を行う担当者は全てを網羅的に把握出来ていないため、資産性がないものや本勘定に振替が必要なものが建設仮勘定として計上される恐れがある。

よって、「R6 建設工事の資産化額・建設仮勘定算定表」に計上時期及び振替予定時期を記載するとともに、每期、決算時には経理担当において資産性の有無や滞留管理をすべきである。

【指摘事項 No.4-6】 賞与引当金の計上誤り

令和6年度の賞与引当金計上額について誤りが発見された。具体的には、賞与引当金は期末手当及び勤勉手当を合算して算定しているが、このうち期末手当の支給率に誤りが発見された。期末手当の支給率は年度毎に県で定めており、最新のものを使用する必要があるが、当該支給率と異なる支給率によって計算されていた。

賞与引当金の計算はエクセルシートによって行われているが、当該計算シートの構造が複雑で分かりにくく、担当者は過去から踏襲された様式に当年度の数値を入力するのみの運用で計算構造を理解しておらず、上長による確認も行われていない状況であった。

今後は、担当者及び上長の双方が内容を容易に理解できるようにシート構成を改善することに加え、上長による確認・承認プロセスを導入するなど、チェック体制の強化を図る必要がある。

【意見 No.4-3】 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額に基づき当事業年度の負担に属する額を見積計上するものである。

ここで、支給見込額は予算の金額によっており、当該予算は個人別の評価等は反映されていない。実際の賞与の支給は、基本部分に個人別の評価を加減して支給されていることから、支給見込額と実際支給額とが大きく乖離する可能性がある。

見積項目である以上、実際支給額と差異が出ることはやむを得ないが、最善の見積りを行ったうえで計上することが求められることから、今後は実際支給額と引当金算定時に基礎とした見積額の比較(いわゆるバックテスト)を実施し、見積の精度を高めることも検討されたい。

【意見 No.4-4】 退職給付引当金算定時の端数処理

令和6年度の退職給付引当金の集計過程を検討したところ、端数処理方法が統一されていない状況であった。

具体的には、3条予算分及び4条予算分を合算して年度末の引当金額を算定しているが、3条予算分については千円未満切上げとしている一方で、4条予算分については十万円未満切上げとして処理されていた。その上で、両者を合算する方式となっており、端数処理の方法が統一されていない状況である。

制度上は端数処理の明確な規定が設けられていないものの、実務上は一定の基準を定め、その基準に基づいて処理を行うことが求められる。また、決算数値の正確性を確保する観点からも、集計途中での十万円単位や千円単位での切上げ処理は適切ではない。過去から継続してこのような端数処理方法を採用しているが、今後は、端数処理のルールを明確に定め、計算過程全体で統一的に処理を行うよう見直しを図るべきである。

【指摘事項 No.4-7】 会計システムの ID、パスワード管理

会計システムの ID、パスワードについて、出先機関である岡山県備前県民局建設部児島湖流域浄水班に係る収入、支出等の会計処理を行う備前県民局総務課経理出納班で使用する ID、パスワードについて、誰がどの ID を使用しているか本庁で把握できていない。ID、パスワードは個人別に付与し、厳重な一元管理が必要である。

【指摘事項 No.4-8】 会計システムの ID、パスワード管理

本庁担当者の異動の際に利用される引継メモに、利用者 11 名分の ID、パスワードが記載されていた。ID、パスワードは厳重に管理する必要があるため記載を削除すべきである。

【指摘事項 No.4-9】 会計システムの ID、パスワードの定期的な変更・削除

下水道事業においては、ID、パスワードの変更に関する定めが存在しない。また、パスワードの定期的な変更がなされておらず、担当者の異動などがあつた場合でも継続して前任者が使用していた ID、パスワードが使用されている。異動時には新規に ID、パスワードを発行し、不要な ID、パスワードは速やかに削除することはもちろんのこと、パスワードの定期的な変更が必要である。

これらに関する規定を定めるとともに、適切な運用が必要である。

【意見 No.4-5】 会計システムのログイン履歴の保管

会計システムの ID 毎のログイン履歴が残されておらず、不正ログインなどがあつた場合に追跡不能である。ログイン時の履歴を管理することが必要である。

【意見 No.4-6】 会計システムのリストア

会計システムのバックアップは定期的に行っているものの、データのリストアを実施したことがない。万が一に備えて、バックアップのみならず、会計データのリストアも実施すべきである。

【指摘事項 No.4-10】 固定資産の現物管理

固定資産は、金額的にも重要な資産であることから、厳重な現物管理が望まれるところであるが、個々の資産に固定資産管理用のシールが貼られておらず、固定資産台帳上の資産から現物が特定しにくい状況である。現物に管理シールを貼るなどして、固定資産台帳と現物を紐づけて厳重に管理すべきである。

【指摘事項 No.4-11】 備品の現物実査

備品保管簿に記載された備品の現物実査を実施していない。備品保管簿に記載された備品の多くは、業務委託先である公益財団法人岡山県下水道公社に貸与しているものである。貸与している備品についても所有権は岡山県にあることから厳重な現物管理が必要である。

【指摘事項 No.4-12】 備品管理簿への記載漏れ

当事業で使用しているパソコンが備品台帳に記載されていない。地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項の定めでは、特別会計において負担すべきものとされていることから当事業にて負担するとともに備品の管理を行う必要がある。

現状では、一般会計において負担し、管理上も一般会計の備品として処理されている。

法令に則った処理及び管理が必要である。

【意見 No.4-7】 備品保管簿への日付の記載

令和6年度末の備品保管簿を閲覧したところ、いつ時点の備品保管簿か記載がなされていなかった。いつ時点のものかを明確にするために、日付を記載すべきである。

【意見 No.4-8】 消費税の申告

消費税の申告を外部の専門家等に委託しておらず、担当者のみで行っている。専門的な知識が必要となることや、金額的に多額であることを鑑みて、外部専門家に委託することや、県庁内で一括して専門部署にて対応するなどの方法も検討すべきである。

【意見 No.4-9】一括比例配分方式の有利不利判定

消費税の申告時に、過年度から継続的に一括比例配分方式を採用している。

ここで、一括比例配分方式とは、消費税の仕入税額控除を計算する方法であり、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、有利な方を自らが届出を出して選択するものである。

しなしながら、一括比例配分方式を選択後は、每期、有利判定を行っておらず、有利な方法(納税額が最も少なくなる方法)を選択出来ているか不明である。

以上より、個別対応方式と一括比例配分方式の有利判定は、每期行うべきである。

ただし、この有利判定は、意見 No.4-8に記載のとおり、専門的な知識を要するため、外部専門家への委託も含めて検討されたい。

【指摘事項 No.4-13】 貸借対照表の表示

貸借対照表において、以下の項目は控除項目であるため、金額の前に△を付して表示すべきであるが付されていない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・減価償却累計額・長期前受金収益化累計額 |
|---|

【意見 No.4-10】 決算書作成チェックリストの活用

総務省 HP において、地方公営企業法等を適用して決算書を作成する団体が活用すべき「決算書作成チェックリスト」を公表しているものの、これを活用していない。当該チェックリストは、決算書内の金額の整合性や記載項目の網羅性を担保するために役立つものであるから、決算書作成時に活用することが望ましい。

(6) 現場視察

2025年8月20日に児島湖流域下水道浄化センターの現場視察を実施した。

【児島湖流域下水道浄化センター】

(流域下水道から流入した水)



(監査人撮影)

視察当日の朝、流域下水道から流入した水である。目視にて濁った状態がわかる。

(最初沈殿池を上から撮影)



(監査人撮影)

ポンプ棟にてゴミの除去、沈砂池にて土砂類を除去した後、最初沈殿池にて下水を2時間程度かけてゆるやかに流す。この間に沈殿しやすいドロなどの固形物の大部分を沈殿させ、かき寄せて汚泥濃縮設備へ送る。

(生物反応槽を上から撮影)



(監査人撮影)

下水に活性汚泥(微生物を多量に含んだドロ)を加え、約17時間かけてかきまぜたり、空気を加えたりする。この時間に微生物は汚れを食べて分解し、ふわふわした綿毛状になって沈殿しやすくなる。当浄化センターの生物反応槽では一般に行われている有機物の分解の他に窒素やリンも取り除ける方法を用いている。

(生物反応槽の中の水を抽出した様子)



(監査人撮影)

微生物が下に沈殿している様子がわかる。

(最終沈殿池①前半)



(監査人撮影)

綿毛状になった活性汚泥は約4時間で池の底に沈み、きれいな上澄みの水は急速ろ過池に、活性汚泥は生物反応槽へ返送汚泥として、又、余分の汚泥は汚泥濃縮設備へ送る。

(最終沈殿池②後半)



(監査人撮影)

(急速ろ過池)



(監査人撮影)

砂の層を通すことによってより高度に浮遊物を取り除く。

(急速ろ過池の中の砂の層)



(監査人撮影)

上から下に水を通すことでろ過される。

(放流水)



(監査人撮影)

消毒室を通った後の放流水。最初の流入水と比較すると、きれいに浄化されたことがよくわかる。

【管理棟】

(中央管理制御室の様子)



(監査人撮影)

管理棟2階の中央管理制御室の様子。24時間体制で交代で管理している。

(備品現物実査)

備品保管簿に記載されている以下の備品について、現物実査を実施した。

- ・連続流れ分析装置ビーエルテック株Auto Analyzer AWAAT28
- ・ガスクロマトグラフ質量分析装置島津製作所 GCMS-QP2010SE

5. 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計

(1) 目的

岡山県営食肉地方卸売市場については、市場年報の沿革の冒頭において「昭和36年5月に従来の食肉流通形態を改善し、中央卸売市場に準拠した公正取引方法に改めるとともに、肉畜生産者の生産意欲の高揚を図り、一般消費者に対しては適正価格の食肉を円滑に供給することを目的に、食肉市場の建設に着工した。一方、昭和37年3月に岡山県営と畜場条例及び岡山県営食肉市場条例を制定し、同年4月1日から岡山県営と畜場として業務を開始した。」と記載されている。

すなわち、新しい食肉市場の開設は、古い取引形態を改善し公正な取引に改めることにより、消費者に対しては衛生的で新鮮な食肉を適正価格で供給し、生産者に対しては生産意欲の高揚と畜産業の振興を目的として行われたものである。

なお、他の多くの食肉市場の開設者が市又は株式会社等になっているのに対して、岡山県では県自身が開設者となったことから、市場運営に係る収支を一般会計と区分して適切に管理すべく岡山県営食肉地方卸売市場特別会計が設置されたものである。

下記に参考として、公益社団法人日本食肉市場卸売協会の会員である食肉市場の概要についての一覧を示す。

市場名	開設者	業務開始	年間取扱高 (令和3年度)
仙台市中央卸売市場食肉市場	仙台市	昭和50年7月14日	211億1,304万円
茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場	株式会社 茨城県中央食肉公社	昭和54年2月12日	109億8,486万円
栃木県食肉地方卸売市場	株式会社 栃木県畜産公社	平成12年4月	57億3,589万円
群馬県食肉地方卸売市場	玉村町	昭和45年2月16日	307億2,930万円
さいたま市食肉中央卸売市場	さいたま市	昭和36年12月15日	55億5,566万円
川口食肉地方卸売市場	川口食肉荷受株式会社	昭和43年10月30日	43億5,731万円
東京都中央卸売市場食肉市場	東京都	昭和41年12月19日	1,380億301万円
横浜市中央卸売市場食肉市場	横浜市	昭和34年11月	172億1,427万円
山梨食肉地方卸売市場	株式会社山梨食肉流通センター	平成3年8月26日	24億6,098万円
浜松市食肉地方卸売市場	浜松市	昭和41年4月1日	54億2,988万円
岐阜市食肉地方卸売市場	岐阜市	昭和42年11月	64億496万円
飛騨ミート地方卸売市場	飛騨ミート農業協同組合連合会	昭和60年4月1日	記載なし
名古屋市中央卸売市場南部市場	名古屋市	昭和33年10月6日	152億4,922万円
地方卸売市場東三河食肉流通センター	株式会社東三河食肉流通センター	昭和57年6月22日	129億6,356万円
四日市市食肉地方卸売市場	四日市市	昭和33年10月	43億7,802万円

京都市中央食肉市場	京都市	昭和44年12月1日	162億6,072万円
大阪中央卸売市場南港市場	大阪市	昭和59年4月1日	223億1,013万円
神戸市中央卸売市場西部市場	神戸市	昭和41年12月12日	151億5,497万円
加古川食肉地方卸売市場	公益財団法人加古川食肉公社	昭和53年4月19日	39億244万円
姫路市食肉地方卸売市場	和牛マスター食肉センター株式会社	昭和47年	260億4,314万円
西宮市食肉地方卸売市場	西宮市	昭和62年5月1日	11億9,007万円
岡山県営食肉地方卸売市場	岡山県	昭和37年8月1日	55億9,576万円
広島市中央卸売市場食肉市場	広島市	昭和35年6月1日	78億5,115万円
香川県坂出食肉地方卸売市場	株式会社香川県畜産公社	昭和62年6月9日	48億3,686万円
高松市食肉卸売市場	株式会社高松市食肉卸売市場公社	平成11年11月	記載なし
福岡市中央卸売市場食肉市場	福岡市	昭和34年9月19日	296億3,980万円
佐世保市地方卸売市場食肉市場	佐世保市	昭和39年4月	137億1,174万円

(公益社団法人日本食肉市場卸売協会ホームページより作成)

(2) 事業概要

① 事業内容

岡山県営食肉地方卸売市場特別会計が運営する岡山県営食肉地方卸売市場等における主な業務は、以下のとおりである。

1. と畜業務

岡山県営食肉地方卸売市場に併設された岡山県営と畜場において、岡山県営と畜場条例、同管理規則に基づきと畜業務を実施するものであり、下記を含む。

i. と畜解体

と畜場に持ち込まれた牛、豚等について解体し枝肉に加工する業務。解体処理は知事の承認を受けたと畜業者が行い、と畜場の使用に当たっては、岡山県営と畜場条例別表において定められた金額を納付しなければならない。

岡山県営と畜場条例 別表(令和6年4月1日)

獣畜の種類	金額
牛 馬	一頭につき 2,720円
豚	同 670円
子牛 子馬	同 490円
綿羊 やぎ	同 120円

ii. 施設維持管理

処理場の施設には多くの機械設備が設置されており、故障による業務の停止が生じないように、適切に食肉加工設備のメンテナンス等を行う業務。

iii. 枝肉の秤量

枝肉の重量について測定誤りが生じないよう秤の精度を保つためメンテナンス等を行う業務。

iv. 浄化槽の維持管理

と畜場においては清掃・消毒作業により大量の水を消費し汚水が発生するが、これらが外部に流出した場合には、環境にとって悪影響が生じると予想されるため、施設内の浄化槽で処理する必要がある。これらの汚水が外部に流出することがないように浄化槽のメンテナンス等を行う業務。

2. 枝肉せり市場の秩序維持

食肉取引の公正性、明朗性を高めるべく、食肉の購買者がせりに先立って確実に食肉の下見を実施できる状態になるよう作業の円滑化を図り、また、せり市場に立会い適正価格の保持と秩序維持に努める業務。

3. 牛・山羊等の特定危険部位の焼却

と畜の過程で排出される全ての特定危険部位(頭・脊髄・回腸遠位部)を場内で焼却処理する業務。

4. 市場内外の環境衛生維持

食肉の生産過程で排出される汚水や家畜の胃腸の内容物等を適切に処理し、市場内外の衛生環境を清潔に維持する業務。

食肉地方卸売市場は、広大な敷地に種々の施設・設備を設けて実施するものであり、食肉の安全性に直結するため衛生管理の重要性が高く清潔な施設の設置だけでなく、加工前後の食肉が適切に保管されるよう冷凍・冷蔵設備の設置も必須である。したがって、場内の設備の近代化や処理・保管能力の継続的な改善・増強が必要となる。一方で、特別会計として運営されていることから、特別会計内で収支が均衡することが望まれる。これらの課題に対して、岡山県営食肉地方卸売市場としても設備の近代化等を進めるとともに、設備の増強に伴う支出の増加を賄えるよう、設備の利用促進のための施策を講じているものである。ただし、現状においては本特別会計において収支が均衡する状況にまでは至ってはならず、一般会計からの繰入金に頼る状況が継続している。

岡山県営食肉地方卸売市場では、大きく分けて以下に示す2つの項目(②施設の整備状況及び③取扱肉畜の増頭対策)に注力して、市場の運営を行っている。

② 施設の整備状況

岡山県営食肉地方卸売市場の沿革は以下のとおりであるが、市場の開設以降継続的に設備の改善拡充が図られており、安全な食肉が流通するための施策が講じられている。

年月	内容
1962(昭和37)年4月	岡山県営と畜場として、と畜業務を開始
同 8月	食肉市場業務を開始
1973(昭和48)年1月	岡山県営食肉地方卸売市場に改称
1974(昭和49)年1月	急速冷凍庫を新設
1976(昭和51)年7月	総合庁舎(管理棟)が完成
1981(昭和56)年12月	解体処理のオンライン化、冷凍・冷蔵庫の増設、温と体から冷と体取引へ移行
1982(昭和57)年4月	畜産振興事業団の輸入牛肉保管倉庫の指定を受け、輸入牛肉

月	保管管理、入出庫業務を開始
1991(平成3)年3月	畜産物棟の改築
1995(平成7)年11月	公共下水道(岡山市)に接続
1999(平成11)年3月	汚水処理棟が完成
2002(平成14)年3月	基幹処理棟が完成
2004(平成16)年3月	部分肉処理棟が完成
2005(平成17)年3月	屋外施設(研修棟、隔離棟)が完成、大型駐車場の整備
2006(平成18)年10月	汚水処理棟(増設棟)が完成、残渣冷蔵庫の新設
2009(平成21)年1月	不動体化施設の整備
2011(平成23)年3月	焼却炉の改修
2013(平成25)年4月	ボイラー設備の更新(～2015(平成27)年4月)
2022(令和4)年5月	豚繫留場の増設(96頭)
2024(令和6)年2月	基幹処理棟の冷蔵庫改修、部分肉処理棟の加工処理設備の整備及び副産物冷凍庫の新設

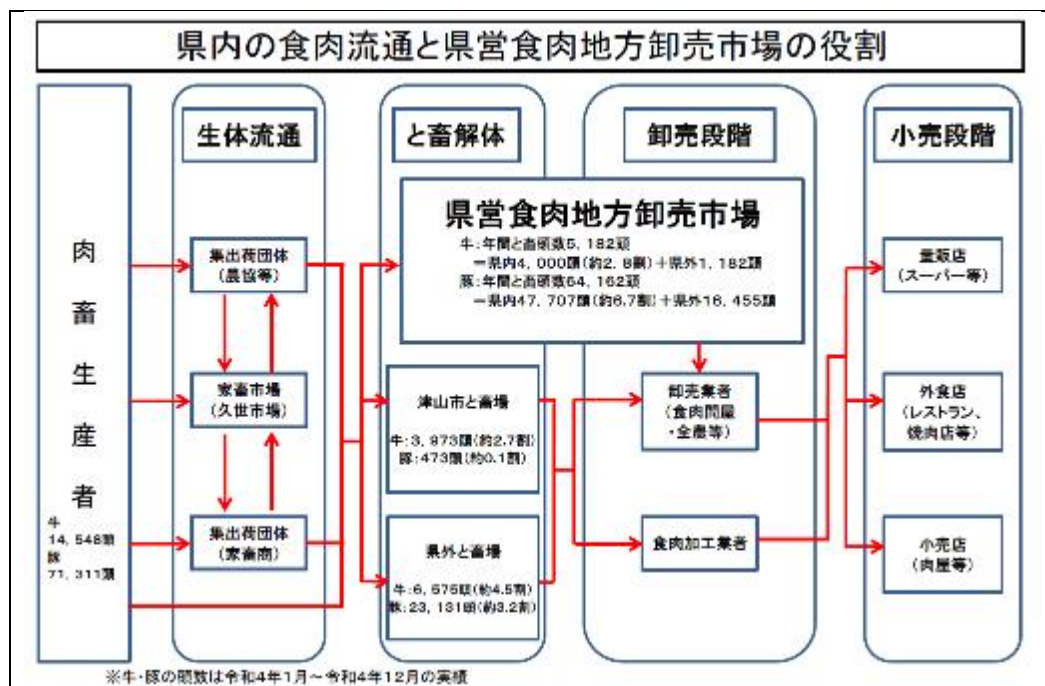
(岡山県ホームページ「県営食肉地方卸売市場 沿革」及び「令和6年度 市場年報」より作成)

③ 取扱肉畜の増頭対策

岡山県営食肉地方卸売市場では、継続的な設備投資に見合うよう利用促進のため新規の出荷者の開拓や農協その他の畜産関連団体との協議、岡山県産ブランド牛の指定といった施策が行われている。

下図は岡山県における肉畜生産者から小売業者への流通経路を図示したものである。まず、肉畜生産者については、自己で望むと畜場を選択して直接持ち込むことも可能であり、また家畜の出荷を行う各団体に委託/販売することが選択できる。そして、肉畜生産者又は各団体は、と畜場までの距離やと畜場の処理能力、施設の利用料等を総合的に判断し、持ち込むと畜場を決定する。

岡山県内には県営食肉地方卸売市場だけでなく津山市食肉処理センター(津山市と畜場)が設置されており、また隣県のと畜場へ持ち込む業者もいるため、岡山県営食肉地方卸売市場の収入を増加させるためにと畜場使用料の単価の見直しや、と畜場等の設備の近代化による食肉の品質改善、岡山県独自のブランド牛の指定等といった施策が採られている。



(出典:担当課作成資料)

④ 組織及び管理体制

農林水産部県営食肉地方卸売市場の7名の正規職員その他、10名程度の非常勤職員及び再任用職員により担当。組織としては、場長の下に次長が配置され、その下に総務課と業務課の2課のみ設置される簡素なものである。

⑤ 業務の内容

県営食肉地方卸売市場において県職員が担当する職務の範囲は、卸売市場全体の管理、会計・庶務、施設・設備維持管理業務等及びそれらに関する予算や計画の策定等が主となっており、これら通常の業務に加えて公正な食肉の流通が行われるための体制の整備、運用や畜産業等の振興に係る施策の検討などを行うものである。

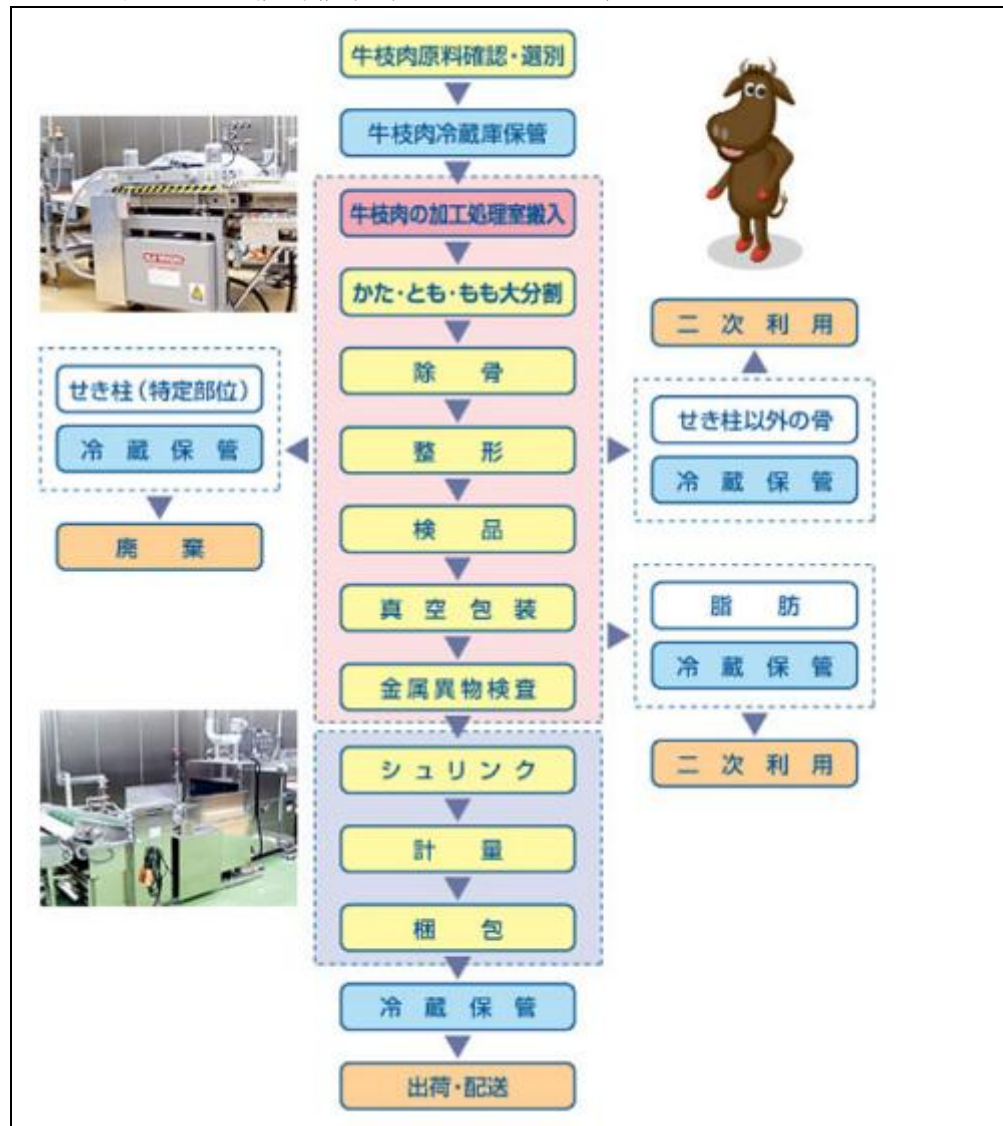
下図は、岡山県営食肉地方卸売市場の状況図であるが、主要施設である基幹処理棟と隣接する形で部分肉処理棟があり、また汚水処理設備や焼却設備も基幹処理棟の近くに設置されている。主要な施設としては、基幹処理棟と部分肉処理棟があるが、これら2つの施設は食肉加工プロセスの上流と下流で区分されている。すなわち、基幹処理棟においては枝肉への処理まで行い、部分肉処理棟では枝肉をさらに各部位別に処理されている。

これらの施設が適切に整備、運用されるよう計画を策定し、管理するための体制を構築し、維持することが主たる業務となっている。

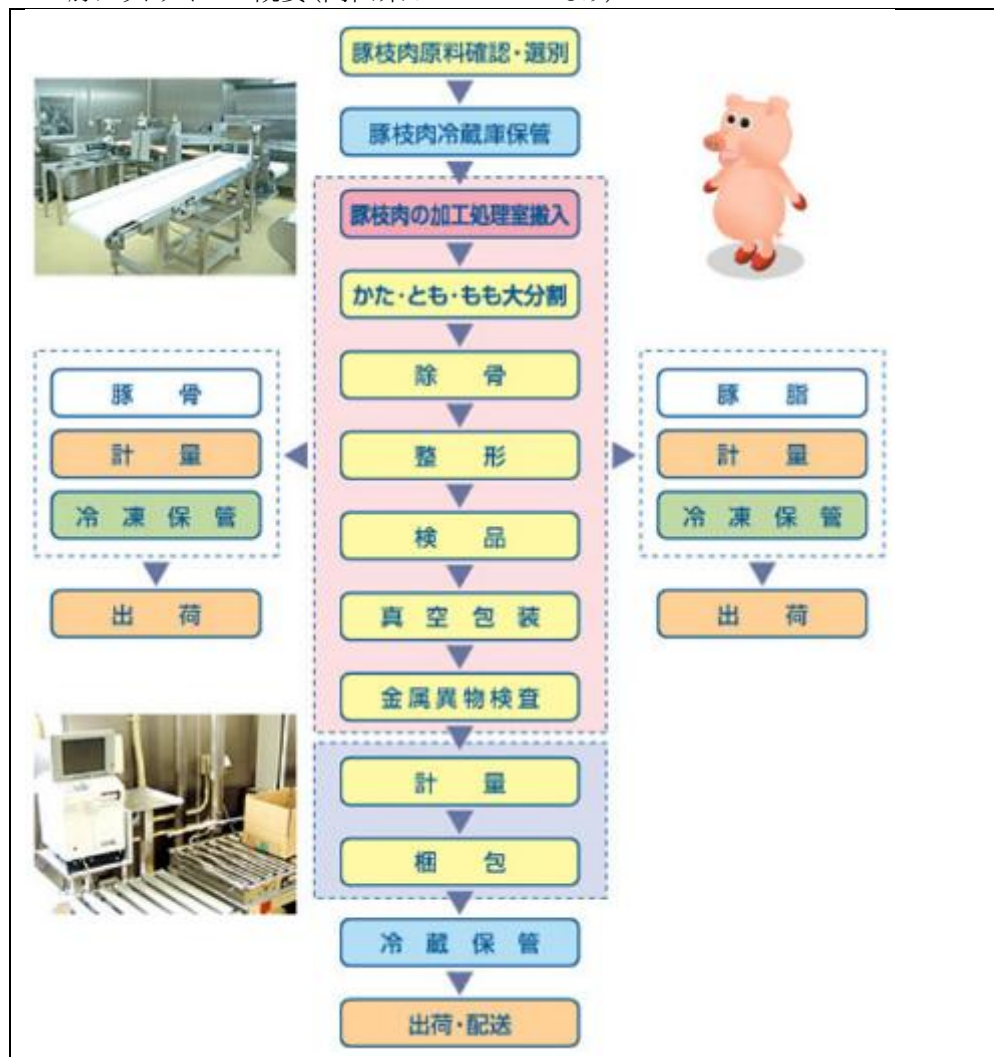


(出典:担当課作成資料)

・ 牛カットラインの概要(岡山県ホームページより)

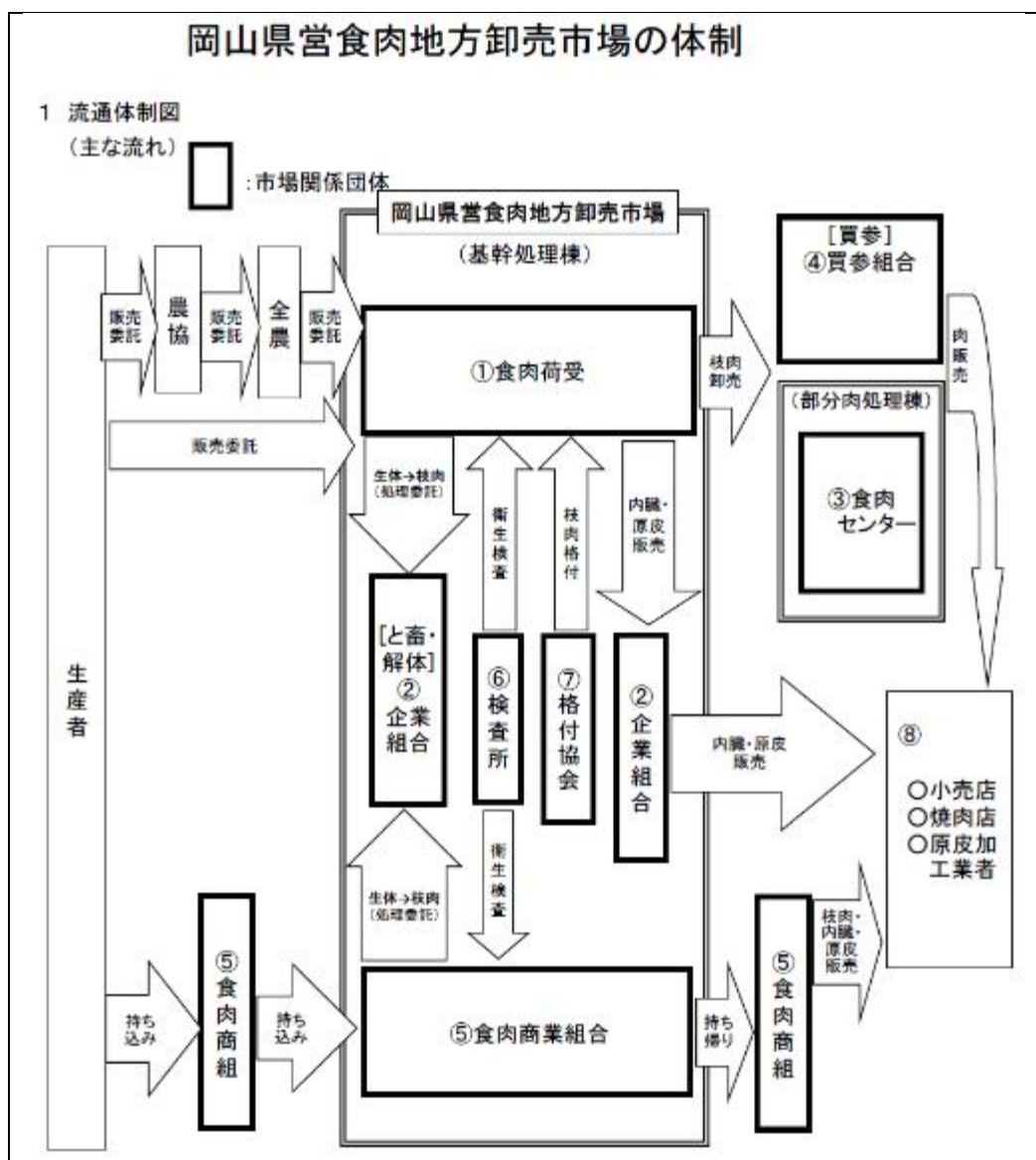


・ 豚カットラインの概要(岡山県ホームページより)



一方で、食肉地方卸売市場全体では家畜の荷受やと畜解体、枝肉の生産や肉の格付等の多岐にわたる業務が実施されており、実際の各業務の実施に際しては適切な資格や能力を有する業者が、知事の許可、承認を受けて日常業務を行っている。

食肉加工関連業務や設備の維持管理、更新等については資格や免許が必要であったり、過去の設備の更新状況や仕様を把握していることが求められることも頻繁であるため、保守管理業務委託などに当たっては、随意契約により業者選定されるケースが相対的に多いが、清掃業務等の一般的な業務については一般競争入札により決定されている。



(出典:担当課作成資料)

上図の○囲みの数字の業務は、下表の団体名の頭に記載された数字と対応する。

団体名	業務の概要	使用許可の状況
①岡山県食肉荷受(株)	食肉市場の卸売業者であり、肉畜の枝肉処理、販売を受託	事務所・せり場・冷蔵庫の使用許可
②岡山食肉市場関連企業組合	荷受会社の委託を受けてと畜解体作業を行う業者	事務所・内臓冷蔵庫
③(株)岡山県食肉センター	食肉市場で処理された肉畜の部分肉加工、販売業者	センターの土地・部分肉処理棟
④岡山県食肉売買参加者協同組合	枝肉等をせり落とす買参人の組合	事務所
⑤岡山県食肉商業協同組合	と畜場のみを利用する、持ち帰り専門の業者の組合	事務所
⑥岡山市食肉衛生検査所	と畜検査員が生体・と畜の衛生検査を実施	事務所・検査室

⑦(公社)日本食肉格付協会	枝肉の等級を格付する機関	事務所
⑧岡山県食肉事業協同組合連合会	食肉小売店の組合	事務所

(出典:担当課作成資料)

⑥ 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計の課題について

県では、岡山県営食肉地方卸売市場事業経営戦略及び岡山県営と畜場事業経営戦略を策定しており、その中で、公営企業として実施する必要性として、「と畜施設と市場施設が一連の施設となっており、維持管理には高度な専門性と迅速性を必要とする。また、採算性も低いことから民営化は難しいが、県内食肉流通及び地域経済への貢献は大きいことから、今後も公営企業の形態により事業を継続する。」と説明しているように、現状では一般会計からの繰入金に依存した運営となっている。

県でも現状の収支を改善すべく使用料の値上げを行うなどの対策を講じているが、値上げをした場合に利用量が減少する可能性も高く積極的に収支改善が見込まれる程度の変更は困難な状況である。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

県債については、施設・設備関連の新設、整備、更新等に充当される。本特別会計では運営費だけでも約6億円から7億円程度の支出が毎年度生じるが、これを賄うための収入が1億円程度で推移しているため、一般会計からの繰入金により実質的に賄われている状況にある。

歳入 (単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
と畜場使用料	52,549	53,138	54,959	54,840	57,960
食肉取引所使用料	9,874	10,217	10,866	11,114	11,159
冷蔵庫使用料	8,292	8,370	8,644	8,705	9,079
施設使用料	11,009	11,014	11,073	11,069	11,068
一般会計繰入金	956,892	917,479	822,762	842,697	738,759
庁舎管理分担金	22,307	25,733	36,194	44,685	42,088
雑入	9	-	1	-	-
違約金	-	-	8,153	-	-
県債	49,800	51,700	66,300	777,100	54,500
繰越金	1,815	14,117	23,966	18,003	8,154
歳入 合計	1,112,551	1,091,771	1,042,922	1,768,217	932,769

歳出

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報酬	24,016	23,437	28,717	25,118	28,441
給料	40,883	35,995	35,991	30,807	32,040
職員手当等	39,847	37,939	36,424	30,005	35,107
共済費	20,937	18,640	18,746	15,751	16,584
旅費	469	459	471	315	363
需用費	355,290	357,639	460,568	476,256	453,549

役務費	8,887	7,753	8,853	9,986	11,332
委託料	143,892	145,522	147,626	176,208	177,844
使用料賃借料	21,644	21,157	15,811	7,937	7,936
工事請負費	8,932	7,073	-	715,451	-
備品購入費	1,326	341	1,865	3,199	1,948
負担金補助金	4,808	4,662	4,643	4,641	4,628
公課費	385	521	515	502	226
繰出金	427,112	406,662	264,682	263,880	154,612
歳出 合計	1,098,433	1,067,804	1,024,918	1,760,062	924,614

翌年度繰越額	14,117	23,966	18,003	8,154	8,154
--------	--------	--------	--------	-------	-------

注:表中の金額については千円未満切り捨てとしている。

(4) 実施監査手続と結果

① 条例等レビュー

- ・ 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計条例
- ・ 岡山県営食肉地方卸売市場条例
- ・ 岡山県営食肉地方卸売市場管理規則
- ・ 岡山県営と畜場条例
- ・ 岡山県営と畜場管理規則

② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

1. と畜場使用料

1-1. 取引の概要

と畜場使用料は、岡山県営食肉地方卸売市場における主たる取引の内容であり、と畜のために持ち込まれた家畜の頭数に応じて徴収する。

と畜場使用料(岡山県営と畜場条例 別表)(令和6年4月1日)

獣畜の種類	金額
牛 馬	一頭につき 2,720円
豚	同 670円
子牛 子馬	同 490円
綿羊 やぎ	同 120円

1-2. 予算と実績対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	50,443	53,069	53,285	56,748	65,067
実績	52,549	53,138	54,959	54,840	57,960
差額	2,106	69	1,674	△1,908	△7,107

予算と実績の差額について令和6年度において金額に顕著な乖離が生じている。と畜場に持ち込まれる家畜の頭数に左右されるものの、実績の推移と比較して予算の増額幅が大きくなっている

ことから、予算策定の段階で置いた前提が適切でなかった可能性がある。

1-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・調定決議書・領収済通知書等の閲覧

1-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.5-1】予算策定の取り扱い

詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

2. 食肉取引所使用料及び施設使用料

2-1. 取引の概要

食肉取引所使用料は岡山県営食肉地方卸売市場において取引された金額に1,000分の2を乗じて得た額を使用料として徴収するものであり、施設使用料は使用する施設の種別に応じて、面積、使用月数、使用面積等に基づき徴収される使用料である。具体的には、下記別表にて定められている。

施設使用料(岡山県営食肉地方卸売市場条例 別表)(令和6年4月1日)

種別	金額	備考
食肉取引所使用料	売上金額の千分の二	
売場使用料	一平方メートルにつき 月額417円	使用期間が一月に満たない場合は、日割り計算による。
事務所使用料	一平方メートルにつき 月額2,087円以内で知事が別に定める額	
加工施設使用料	月額 435,170円	
会議室使用料	一回につき 1,680円	

2-2. 予算と実績対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

食肉取引所使用料

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	9,656	10,040	10,163	10,584	11,227
実績	9,874	10,217	10,866	11,114	11,159
差額	218	177	703	530	△68

施設使用料

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	11,011	11,011	11,011	11,024	11,068
実績	11,009	11,014	11,073	11,069	11,068
差額	△2	3	62	45	0

食肉取引所使用料及び施設使用料のいずれも取引量、使用期間等に応じて使用料の変動が生じうるものであるが、重大な乖離は認められず適切に処理されているものと認められる。

2-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・調定決議書・領収済通知書等の閲覧
- ・使用料の算定資料

2-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

3. 冷蔵庫使用料

3-1. 取引の概要

冷蔵庫使用料は岡山県営食肉地方卸売市場において食肉を保管する際に徴収する使用料であり、下記別表にて定められている。

冷蔵庫使用料(岡山県営食肉地方卸売市場条例 別表)

種別		単位	金額
枝肉	牛・馬	半丸(二分体)1個1日につき	160円
		後身(四分体)1個1日につき	80円
		肩(四分体)1個1日につき	80円
	豚・子牛・子馬・めん羊・やぎ	1頭1日につき	110円
		半丸(二分体)1個1日につき	60円
部分肉その他		1日10キログラムにつき	10円

3-2. 予算と実績対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	7,956	8,376	8,401	8,951	9,828
実績	8,292	8,370	8,644	8,705	9,079
差額	336	△6	243	△246	△749

令和6年度において予算と実績との差額が大きくなっているが、保管する食肉の量及び期間に応じて定まる性質のものであり、不適切な予算が策定されているとは認められない。

3-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・調定決議書・領収済通知書等の閲覧
- ・使用料の算定資料

3-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

4. 諸収入(庁舎管理分担金)

4-1. 取引の概要

県営食肉地方卸売市場に入居する業者から徴収する電気代、ガス代、空調代及び設置する自動販売機の電気代をその設置業者から徴収するもの。

4-2. 予算と実績対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	20,059	21,029	38,827	42,415	30,208
実績	22,307	25,733	36,194	44,685	42,088
差額	2,248	4,704	△2,633	2,270	11,880

エネルギー価格の高騰、夏場の猛暑等の影響により光熱費が増加したことに伴い請求金額も増加している。

4-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・請求書(立替金精算書)の閲覧
- ・使用料の計算に用いた関係資料一式の閲覧

4-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

5. 需用費

令和6年度の食肉地方卸売市場運営費(節別内訳)

(単位:千円)

節	予算額	執行額	不用額
報酬	28,641	28,441	199
給料	32,064	32,040	24
職員手当等	37,796	35,107	2,688
共済費	18,477	16,584	1,892
旅費	364	363	0
需用費	453,550	453,549	0
役務費	11,333	11,332	0
委託料	177,845	177,844	0
使用料賃借料	8,031	7,936	94
備品購入費	1,949	1,948	0
負担金補助金	4,629	4,628	0
補償、補填	1	0	1
公課費	287	226	60
計	774,967	770,001	4,965

注:表中の金額については千円未満切り捨てとしている

5-1. 取引の概要

県営食肉地方卸売市場の運営全般に係る種々の費用のうち、物品の購入、取得及び修理等に要する経費を計上するものであり、主に電気、水道、ガスといった公共料金及び修繕費により大部分が占められる。

その内訳を示すと以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	金額
電気代	98,481
ガス代	53,428
水道代	110,634
修繕費	150,382
その他	40,624
合計	453,549

設備の更新を計画的に行っているものの、全般的には老朽化した設備も多く修繕費が多額となる傾向にある。また、と畜場等の衛生管理のために大量の水を使用するため水道代の占める比率が高くなっている。

5-2. 予算と実績対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	355,291	357,641	463,541	502,506	453,550
実績	355,290	357,639	460,568	476,256	453,549
差額	0	1	2,972	26,249	0

注:表中の金額については千円未満切り捨てとしている

予算と実績がほぼ一致するケースと差額の出る年度とがはっきりとしている。令和5年度においては26百万円の乖離が生じているが、同年度は一般会計からの繰入金についても37百万円の減額となっており、収支均衡を図るための対応と考えられる。また、需用費予算に対する差額の割合が予算の約5%であることから、予算統制事態にまで問題があるものとは認められない。

5-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、請求書の閲覧
- ・見積徴取伺、見積書、契約締結伺、契約書等の閲覧(修繕費の場合)

5-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

6. 委託料

6-1. 取引の概要

県営食肉地方卸売市場の運営にはと畜設備等の専用設備に関する知識、枝肉処理や食肉業界

に関する専門性が求められることから、多くの業務に関して委託が行われている。令和6年度において委託業務を発注契約の類型に基づき分類すると、以下のとおりである。

内 容	契 約 区 分										合 計	
	入 札	随 意 契 約								指定管理		
		100万円以下		100万円超		計						
				競争あり※	競争なし							
金額	2,699,480円 2%	7,329,602円 4%	0円 0%	167,846,204円 84%	176,174,706円 88%			0円 0%		177,844,186円		
件数	2件 7%	11件 34%	0件 0%	19件 59%	30件 93%			6件 0%		32件		

(出典:所管課提出資料)

委託業務の一覧は以下のとおりである。

(単位:千円)

契約形態	業務内容	金額
入札	庁用自動車メンテナンス業務委託	480
	岡山県営食肉地方卸売市場清掃管理業務委託	2,189
随意契約 (100万円以下)	基幹処理棟鼠防除管理業務委託	264
	自動制御設備点検業務委託	357
	第一種圧力容器性能検査及び整備業務委託(部分肉処理棟)	481
	消防用設備等総合点検業務委託(消火器等)	605
	中央監視システム保守点検業務委託	613
	貯水槽清掃、点検及び水質検査業務委託(部分肉処理棟、管理棟)	645
	消防用設備等総合点検業務委託	715
	貯水槽清掃、点検及び水質検査業務委託(基幹処理棟)	842
	食肉生産管理システム保守点検業務委託	858
	部分肉処理棟トロッピー設備等保守管理業務	960
	第一種圧力容器性能検査及び整備業務委託(基幹処理棟)	990
	随意契約 (100万円超)	内臓汚物処理業務委託
自家用電気工作物保安管理業務委託		1,312
昇降機保守点検業務委託		1,452
と畜場使用料収納業務委託		1,540
せり機械システム保守点検業務委託		2,090
豚繋留場及び牛繋留場清掃作業委託		2,173
冷凍設備定期検査等業務委託		2,739
作業場消毒・衛生維持管理業務		3,601
牛と体不動体化施設管理業務委託		4,774
冷蔵庫入出庫業務委託		4,950
電気機械設備保守管理業務委託		9,020
と畜関連設備保守管理業務委託		9,999
廃棄物関係業務委託		12,936
産業廃棄物減量作業委託		13,327
解体処理設備定期点検業務委託		14,850
生産管理データ提供業務委託		15,400
と畜場清掃作業維持管理業務委託		15,776
解体処理設備保守管理業務委託	22,000	

	公害対策施設管理業務委託	28,661
--	--------------	--------

6-2. 予算と実績対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	143,893	145,533	147,627	176,209	177,845
実績	143,892	145,522	147,626	176,208	177,844
差額	0	10	0	0	0

注:表中の金額については千円未満切り捨てとしている

委託料については、年度の初めに契約を締結しており、予算通りの執行が適切に行われている。

6-3. 実施した手続

- ・見積書・仕様書の閲覧
- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、請求書の閲覧

6-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.5-2】委託業務の契約形態について

詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

(5) 意見・指摘事項

【意見No.5-1】予算策定の取り扱い

本来であれば特別会計は其中で収支が均衡することが望ましい。ただし、岡山県営食肉地方卸売市場特別会計では現状、支出が収入を大幅に上回る状況にあり一般会計からの繰入金に依拠した運営となっているため、予定した収入額に達しない場合に、繰越金を用いても支出超過となる可能性がある。

したがって、予算の策定においては特に収入の金額について実現可能な金額を計上することが望ましい。

【意見 No.5-2】委託業務の契約形態について

県営食肉地方卸売市場では、設置されている設備の特殊性や業務の専門性の高さから随意契約による発注が一般的となっているものの状況に鑑みて一定の合理性も認められる。ただし、あくまで随意契約によることは例外的な処理であることから、随意契約によることは例外的な扱いとされるべきものであり、他の業者の利用可能性についても検討し、また設備の新設等に際しては汎用性の高い仕様となるよう留意することが望まれる。

【意見 No.5-3】県営食肉地方卸売市場の利用促進について

県営食肉地方卸売市場の収入を増加させるためにはと畜場におけると畜頭数の増加が必要となるが、牛の取扱頭数は近年減少傾向が継続している。一方豚のと畜頭数は増加傾向が続いている。

ただし、令和5年1月に改定された経営戦略において見込んでいた令和6年度の処理頭数は牛5,600頭、豚74,000頭となっているのに対して、実績では牛4,485頭、豚67,949頭と大幅に下回る。したがって、経営戦略で見込んだ処理頭数と実績との差についてより詳細に分析を行うことで、利用促進を図ることが望まれる。

6. 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計

(1) 目的

産業振興と雇用確保を目的として、主として製造業を対象とする内陸工業団地と、主として運輸・倉庫業を対象とする流通業務団地の造成及び分譲を行う。

(2) 事業概要

① 事業内容

事業の収支については「公営企業債を財源として用地取得・造成工事等を実施し、造成地の分譲収入をもって起債の償還に充当する」手法とし、特別会計を設置している。

予想を上回る地価の下落により、時価が原価(土地取得費及び造成費)を下回っていること、景気低迷により分譲までの期間が長期化していることなどから、平成30年度までは収支が継続してマイナスとなり、一般会計からの繰入によって賄ってきた。しかし、令和元年度の空港南産業団地を始め、令和2年度から令和4年度の売却収入に伴う繰越金により、一般会計からの繰入を要することなく、令和11年度まで収支がプラスの状態が継続する見込みである。

現在は、貸地を除き、未分譲地は残り僅かとなっており(分譲率99%:440/441ha)、管理経費の節減など、収支改善に向けた取組を継続している。令和12年度以降は再び収支がマイナスとなる見込みであるため、一般会計からの繰入によって起債償還費等を賄っていく予定である。

産業団地の開発については、地域の特色を生かした産業の活性化を目指して取り組む市町村を総合的に支援することとしており、現時点においては、新規の工業団地の造成及び分譲の計画はないが、県としては県債の償還がある以上、当該特別会計は存続させる方針である。

② 組織及び管理体制

産業労働部企業誘致・投資促進課開発推進班の4名が担当。

③ 団地整備の状況

項目	内陸団地整備 第1期
団地名	・院庄(津山市院庄) ・久世(真庭市目木) ・万富(岡山市東区瀬戸町万富) ・西大寺(岡山市東区西大寺五明) ・九幡(岡山市東区九幡) ・庄(倉敷市庄)
完成年度	昭和43年～昭和53年
規模	94ha(6団地)
未分譲地の面積 (令和7年3月末時点)	なし

項目	内陸団地整備 第2期
団地名	・御津Ⅰ期(岡山市北区御津宇垣) ・吉永(備前市吉永町岩崎) ・高粱(高粱市檜井) ・賀陽(吉備中央町西) ・落合(真庭市西河内) ・新見(新見市西方) ・久米南(久米南町上弓削) ・御津Ⅱ期(岡山市北区御津河内)
完成年度	昭和61年～平成5年
規模	103.5ha(8団地)
未分譲地の面積	【新見】

(令和7年3月末時点)	2区画_0.5ha(貸地) 【御津Ⅱ期】 2区画_2.9ha(貸地)
-------------	--

項目	内陸団地整備 第3期
団地名	・伊田(岡山市北区御津伊田) ・熊山(赤磐市釣井・徳富) ・久米(津山市久米) ・瀬戸(岡山市東区瀬戸町背肩)
完成年度	平成4年～平成7年
規模	79.8ha(4団地)
未分譲地の面積 (令和7年3月末時点)	【熊山】 1区画_1.0ha(貸地) 【久米】 3区画_4.7ha(貸地)

項目	総合流通センター、旧県北流通センター(現真庭産業団地)整備、総合流通センター拡大地区整備
団地名	・総合流通センター ・旧県北流通センター(現真庭産業団地)
完成年度	総合流通:昭和57年 県北(真庭):平成14年 総合流通拡大地区Ⅰ期:平成5年度 総合流通拡大地区Ⅱ期:平成27年度
規模	104.8ha(2団地)
未分譲地の面積 (令和7年3月末時点)	【旧県北流通センター(現真庭産業団地)】 1区画_0.3ha(分譲地) 4区画_2.1ha(貸地)

項目	吉備高原都市団地整備
団地名	・吉備高原都市工場公園(吉備中央町竹部) ・吉備高原都市産業区(吉備中央町湯山)
完成年度	工場公園:昭和58年 産業区:平成10年
規模	16.6ha(2団地)
未分譲地の面積 (令和7年3月末時点)	【工場公園】 1区画_0.5ha(分譲地) 【産業区】 1区画_0.6ha(貸地)

項目	岡山リサーチパーク整備
団地名	岡山リサーチパーク(岡山市北区芳賀、富吉)
完成年度	平成5年
規模	11.1ha(1団地)
未分譲地の面積 (令和7年3月末時点)	3区画_1.2ha(貸地)

項目	岡山空港周辺団地整備
----	------------

団地名	・空港工業(岡山市北区富吉) ・空港流通(岡山市北区三和) ・空港南産業(岡山市北区富吉)
完成年度	平成2年、平成9年、平成30年
規模	31.3ha(3団地)
未分譲地の面積 (令和7年3月末時点)	なし

(出典:所管課提出資料)

④ 起債償還の状況(令和6年度)

(単位:千円)

団地名	内陸工業団地	流通業務団地	合計
借入年度 (借換年度含む)	平成26年 ～ 令和元年	平成27年 ～ 平成28年	
完済年度	令和7年 ～ 令和12年	令和7年 ～ 令和8年	
起債総額	6,030,370	2,607,040	8,637,410
利率(%)	0.101 ～ 0.51	0.15 ～ 0.51	
元金償還金	193,210	16,391	209,601
利子償還額	6,276	766	7,042
年度末残高	3,510,743	350,000	3,860,743

(出典:所管課提出資料)

(3) 直近5年間の歳入歳出推移
合算(内陸団地及び流通団地)

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売払収入	355,193	436,235	207,295	-	-
土地貸付収入	1,483	1,306	1,139	1,139	1,170
その他	-	-	-	-	-
単年度収入 小計	356,677	437,541	208,434	1,139	1,170
一般会計繰入金	-	-	-	-	-
繰越金	2,653,441	2,154,100	1,880,056	1,549,949	1,201,094
歳入 合計	3,010,118	2,591,642	2,088,491	1,551,088	1,202,265

委託費	15,911	7,732	7,113	10,411	4,283
報償費	-	-	27	49	-
役務費	6,110	1,192	3,228	609	959

需用費	157	157	156	167	99
工事請負費	-	11,957	-	-	-
事務費	66	-	81	0	5
その他	97	-	-	-	-
単年度支出 小計	22,343	21,038	10,607	11,238	5,347
元金償還	814,423	676,835	518,328	331,119	209,601
利子償還	19,186	13,710	9,605	7,636	7,042
取扱事務費	64	-	-	-	-
起債償還費 小計	833,674	690,546	527,933	338,755	216,643
歳出 合計	856,017	711,585	538,541	349,994	221,991

翌年度繰越額	2,154,100	1,880,056	1,549,949	1,201,094	980,273
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

(出典:所管課提出資料)

内陸工業団地

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売却収入	296,882	358,045	207,295	-	-
土地貸付収入	1,461	1,263	1,076	1,082	1,101
その他	-	-	-	-	-
単年度収入 小計	298,343	359,308	208,371	1,082	1,101

委託費	8,537	5,161	4,629	9,185	3,051
報償費	-	-	27	49	-
役務費	5,934	1,192	3,228	609	959
需用費	-	-	-	-	-
工事請負費	-	11,957	-	-	-
事務費	66	-	81	-	-
その他	97	-	-	-	-
単年度支出 小計	14,635	18,310	7,967	9,843	4,010

(出典:所管課提出資料)

流通業務団地

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売却収入	58,310	78,189	-	-	-
土地貸付収入	22	42	63	56	68

その他	-	-	-	-	-
単年度収入 小計	58,333	78,232	63	56	68

委託費	7,374	2,570	2,483	1,226	1,232
報償費	-	-	-	-	-
役務費	176	-	-	-	-
需用費	157	157	156	167	99
工事請負費	-	-	-	-	-
事務費	-	-	-	0	5
その他	-	-	-	-	-
単年度支出 小計	7,707	2,728	2,640	1,394	1,336

(出典:所管課提出資料)

(4) 実施監査手続と結果

③ 条例レビュー

- ・岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計条例
- ・岡山県工場用地等貸付特約付分譲実施要領

④ 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

1. 土地売払収入

1-1. 取引の概要

造成した工業・流通団地の分譲収入。売却時には不動産鑑定評価を実施し、適正価格にて分譲している。

1-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	182,998	436,235	213,538	-	-
実績	355,193	436,235	207,295	-	-
差額	172,195	0	△6,242	-	-

(出典:所管課提出資料)

企業の投資計画をしっかりと確認した上で予算計上を行うこととしているが、令和2年度については、年度末に売買契約が成立した案件が複数あり、予算編成時点(11月から12月頃)では確実な数値を計上することができなかつたため、結果的に予算を超えた実績となっている。なお、現時点においては、新規の工業団地の造成及び分譲の計画はないため、令和5年度以降の予算は見込んでいない。

当該決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

売払年度	決算額	主な取引内容
令和2年度	166,925	団地名:岡山西リサーチパーク 売買契約日:令和3年2月22日

		所有権移転登記日:令和3年3月16日
	65,890	団地名:岡山リサーチパーク 貸付特約付売買契約日:平成29年9月29日 (貸付期間:3年間) 繰上納付申出日:令和2年6月10日 所有権移転登記日:令和2年6月30日
	64,066	団地名:吉備高原都市産業区 売買契約日:令和3年3月22日 所有権移転登記日:令和3年4月20日
	58,310	団地名:真庭産業団地 売買契約日:令和3年3月22日 所有権移転登記日:令和3年4月20日
令和3年度	358,045	団地名:久米産業団地 売買仮契約日:令和3年12月16日 議会可決日:令和3年12月22日 所有権移転登記日:令和4年1月20日
	78,189	団地名:真庭産業団地 売買契約日:令和4年1月26日 所有権移転登記日:令和4年2月28日
令和4年度	207,295	団地名:久米産業団地 売買仮契約日:令和4年11月30日 議会可決日:令和4年12月21日 所有権移転登記日:令和5年1月19日

(出典:所管課提出資料)

1-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・不動産鑑定評価書等の閲覧
- ・契約書、請求書等の閲覧
- ・登記情報等の閲覧

1-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

2. 土地貸付収入

2-1. 取引の概要

造成した工業・流通団地の一部について、一定年数賃貸後に、買取義務が発生する貸付特約付売買契約を締結した企業や電柱業者からの賃貸収入。

なお、事業用借地契約を締結した場合、一般会計が当該土地を購入することとしており、その後の企業からの賃貸収入は一般会計に計上される。ただし、現在、県では事業用借地制度を運用していないため、借地期間が満了した後は、新規に事業用借地制度を利用することはできず、買取か原状回復後の返還かのどちらかとなる。

【貸付特約付分譲制度の概要】

期間	10年を限度に貸付、期間満了時に分譲
----	--------------------

貸付料率及び利息	利息 1.0%(固定金利)
分譲価格	契約時の価格
所有権移転時期	売買代金完納時
支払方法	貸付期間満了時に一括払い
債権の保全	契約保証金(売買代金の10%以上)
操業開始時期	契約締結日から3年以内

(出典:所管課提出資料)

2-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	1,477	1,291	1,126	1,119	1,147
実績	1,483	1,306	1,139	1,139	1,170
差額	6	15	13	20	23

(出典:所管課提出資料)

概ね予算通りで執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

令和6年度決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
買戻特約付分譲 (賃借料)	1,053	団地名:岡山リサーチパーク 貸付特約付売買契約日:平成28年11月1日 貸付期間:10年間(令和8年10月末まで) 土地売買代金:105,310千円 契約保証金:10,531千円
その他	117	
計	1,170	

(出典:所管課提出資料)

2-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、請求書の閲覧

2-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.6-1】事業用借地契約の会計上の取り扱い
詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

3. 委託費

3-1. 取引の概要

用地管理、調査業務等に係る費用。

3-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	22,742	12,890	8,241	11,567	4,489
実績	15,911	7,732	7,113	10,411	4,283
不用額	6,830	5,157	1,127	1,155	205

(出典:所管課提出資料)

管理経費の節減など、収支改善に向けた取組の一環で不用額が比較的大きく発生しているが、予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

令和6年度決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
環境管理業務	957	団地名:真庭産業団地 契約日:令和6年5月23日 内容:水質・流量調査及び水質分析 業務期間:令和6年5月23日～令和7年3月14日
用排水路清掃業務	984	団地名:真庭産業団地 契約日:令和6年4月15日 内容:用排水路の堆積土砂撤去 業務期間:令和6年4月15日～令和6年6月30日
用地管理(伐採)	939	団地名:岡山県総合流通センター 契約日:令和7年1月28日 内容:樹木伐採 業務期間:令和7年1月28日～令和7年3月28日
用地管理 その他	1,402	
計	4,283	

(出典:所管課提出資料)

3-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・一般競争入札に関する資料の閲覧
- ・契約書、請求書の閲覧

3-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

4. 役務費

4-1. 取引の概要

分譲地の買受申請書の提出があった場合に不動産鑑定を実施する際の土地鑑定料等に係る費用。

4-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

予算	10,411	776	3,000	1,400	2,111
実績	6,110	1,192	3,228	609	959
不用額	4,300	△416	△228	790	1,151

(出典:所管課提出資料)

収支改善に向けた取組の一環で不用額が比較的大きく発生している年度もあるが、令和3年度及び令和4年度を除き、予算内で執行されており、予算管理に問題はないと思われる。

令和6年度決算額(使途)の内訳

(単位:千円)

科目名	決算額	主な取引内容
不動産鑑定費用	871	団地名:岡山リサーチパーク 請求日:令和7年1月24日及び令和7年1月27日 内容:岡山リサーチパーク13号地の鑑定
不動産鑑定費用その他	88	
計	959	

(出典:所管課提出資料)

4-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、請求書の閲覧
- ・公益事業に係る不動産鑑定報酬基準についての通知の閲覧

4-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

⑤ 固定資産及び物品管理等

造成した産業団地(企業地、山林、道路、調整池等)については、固定資産台帳に番地、地目、地積、登記年月日が計上されており、企業へ売却や市町村へ譲与した際には除却している。ただし、造成や取得に要した金額は集計されていない。

(5) 意見・指摘事項

【指摘事項No.6-1】新たな歳入の可能性

現時点においては、新規の工業団地の造成及び分譲の計画がないため、管理経費の節減など、収支改善に向けた取組を継続しており、県としては県債の償還がある以上、当該特別会計は存続させる方針である。そのような状況で、特別会計として事業収支が少しでも改善できるように、造成地の分譲収入以外に、継続的な収入源はないか等、歳入面での可能性を検討することが必要である。

例えば、誘致した企業から徴収する税収入を毎期特別会計に還元する仕組みを構築するなど、抜本的な取り組みが必要である。

【意見No.6-1】事業用借地契約の会計上の取り扱い

造成した工業・流通団地について、事業用借地契約を締結した場合、一般会計が当該土地を購入することとしており、その後の企業からの賃貸収入は一般会計に計上されることとなっているが、特別会計のままの方が、全体像が掴みやすいのではないかとと思われる。

【意見No.6-2】造成した団地ごとの総括

産業振興と雇用確保を目的として、主として製造業を対象とする内陸工業団地と、主として運輸・倉庫業を対象とする流通業務団地の造成及び分譲を行っているが、設置目的はどの程度達成されたか、団地ごとに具体的な数値にて検討し、今後の対応に当たることが望ましい。

【意見No.6-3】事業収支の予算実績分析

事業収支については「公営企業債を財源として用地取得・造成工事等を実施し、造成地の分譲収入をもって起債の償還に充当する」手法を用いているが、実際の事業収支は当初の計画とどの程度乖離し、その要因は次回の計画策定時にどのように生かすことができるか、具体的な数値にて検討し、今後の対応に当たることが望ましい。

7. 岡山県港湾整備事業特別会計

(1) 目的

岡山県における港湾整備特別事業の目的は、令和3年に策定された岡山県港湾整備事業特別会計(土木部)の経営戦略(以下、「経営戦略」という)において、「本事業の目的としては、臨海部の造成地に企業を誘致し、産業の振興、産業基盤の強化を図ることで、県全体の経済の活性化と雇用を創出することである」とされている。

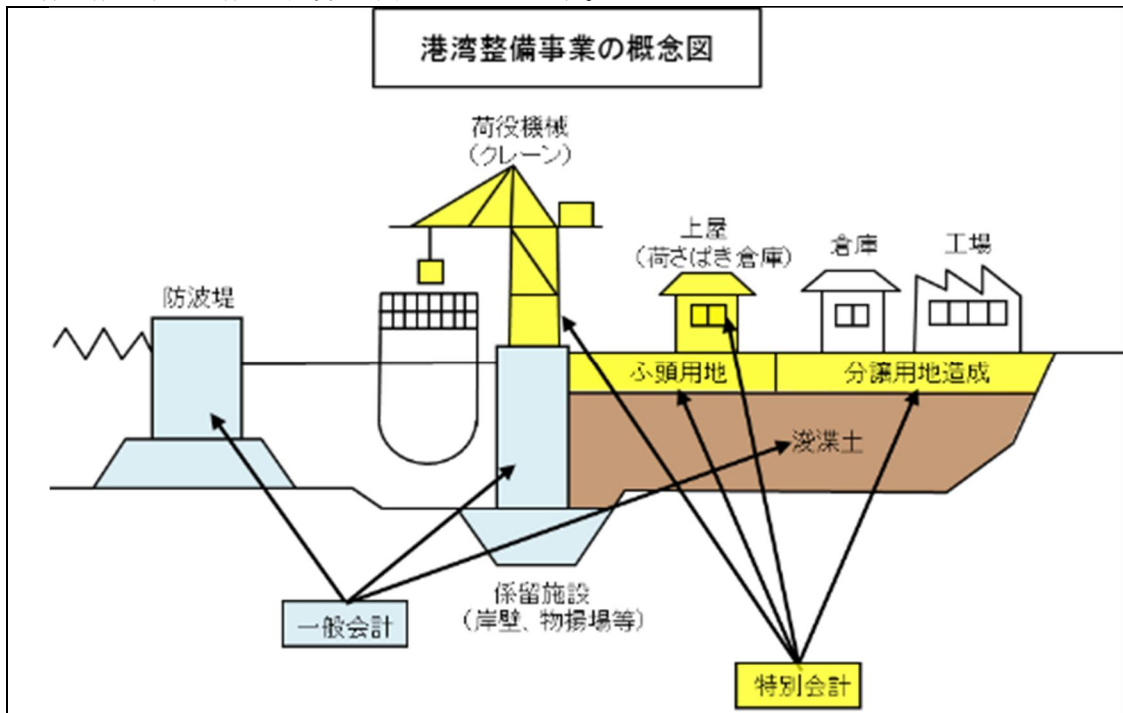
港湾施設は一般的に、海上物流の拠点となる施設である。物流手段としては「海上輸送」「陸上輸送」「航空輸送」に大別されるが、その中で海上輸送の特徴としては、輸送に時間を有する一方で、最も大量の物資の輸送が可能であり、実際に総物流量の大半を占めることから、地域経済への影響も大きく、適切に港湾施設を整備し運用することで地域経済への貢献も大きくなる。したがって、本特別会計においては、地域経済の活性化と雇用を創出することに貢献すべく、適切な設備の設置及び運用が行われるために特別会計を設置するものである。

(2) 事業概要

① 事業内容

県による港湾整備事業では、整備する施設等の種類に応じて帰属する会計が異なる。すなわち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等の公共性が高い基本施設については一般会計で整備し、ふ頭用地、荷役機械、上屋及び流通業用地や工場用地等の商業目的に使用される施設については特別会計で整備している。

一般会計と特別会計の区分を下図において示す。



(出典:所管課提出資料)

また、本特別会計に属する事業に関しても、事業の種類としては大別して下記3つに分類される。なお、(1)及び(2)は土木部港湾課が所管し、(3)については県民生活部中山間・地域振興課が所管している。

① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械等を整備するもの。

② 臨海部土地造成事業(地域開発事業)

流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民

生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地を造成するもの。

(以上、経営戦略より引用)

③ 干拓地の利用事業

本来は港湾整備事業特別会計として始まったものでなく、農業用地の整備の一環として干拓が行われた後に経済状況の変化により多目的に利用可能な用地として転用し売却を進めたものの、未分譲地として残った土地について管理を港湾整備事業特別会計に移管したもの。

以下では、上記の事業別にその事業内容について記載する。

● 港湾機能施設整備事業

港湾エリアに設置された施設・設備から利用料収入を得ることを目的とする事業である。具体的な事例としては、港湾地域にコンテナ輸送のためのコンテナターミナルやガントリークレーンの設置、荷捌き施設や保管施設等を設置し、民間事業者等に対してこれらを貸し付けることや使用させることにより、収入を得る事業である。

なお、本事業における施設整備に関しては、施設の利用による収入を得ることも目的ではあるが、本来の目的は物流拠点としての機能を向上させ、経済への貢献を目指すものであることから、施設の整備に関しては県単独でその計画、方針を定めるものではなく、国の策定する港湾整備の方針に整合するよう整備計画等が策定されるものである。

国では港湾施設の重要性に応じて区分を設けており、その区分ごとに求める役割が定義されている。

国の定める港湾の区分及び総数(2025年4月1日現在)について示すと、下表のとおりである。なお、港湾の区分の定義については、港湾法2条2号による。

区分	総数	定義
国際戦略港湾	5	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいう
国際拠点港湾	18	国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいう
重要港湾	102	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいう
地方港湾	807	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう

(総数については、国土交通省「港湾数一覧、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾位置図」より引用)

次に、県が管轄する港湾施設を上記区分に分類したものを以下に示す。

港湾の区分	港湾名
国際戦略港湾	岡山県では該当なし
国際拠点港湾	水島
重要港湾	宇野

地方港湾	岡山
	牛窓
	山田
	下津井
	笠岡
	北木島
	児島
東備	

県が管轄する港湾施設については、その区分ごとに以下の特徴を有する。

1. 国際拠点港湾(水島港)

国際拠点港湾としては水島港が該当し、管理は水島港湾事務所が担当する。

国際物流の拠点として国際コンテナターミナルとしての整備が進められるとともに、平成23年5月には、「国際バルク戦略港湾(穀物・鉄鉱石)」に選定されている。国際バルク戦略港湾とは、資源、エネルギー、食糧等の安定的かつ安価な供給のため、ばら積み貨物(バルク)の輸入拠点として、重点的に整備を目指す港湾として指定されるものであり、その区分と指定された港湾を示すと以下のとおりである。

区分	港湾名
穀物	鹿島港、志布志港、名古屋港、水島港、釧路港
鉄鉱石	木更津港、水島港、福山港
石炭	徳山下松港、宇部港、小名浜港

水島港は、取扱貨物量では国内9位に位置しており、国際バルク戦略港湾の機能を有することや水島臨海コンビナートに隣接していることから、相対的に輸入に伴う貨物の取扱量の比率が高くなっている。

港湾取扱貨物量ランキング(2023年 上位100港)

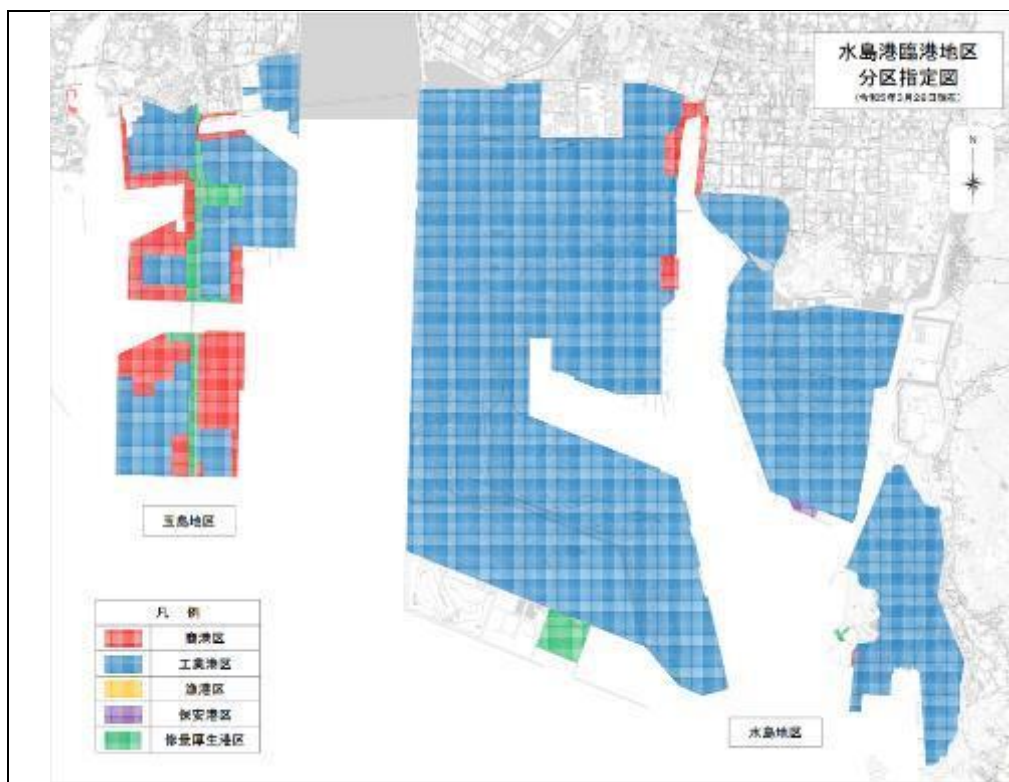
(単位:万トン)

順位	所在地	港湾名	総貨物量	輸 出	輸 入	内 貿	内航フェリー
	全国計		249,584	25,390	82,320	90,013	51,861
1	愛知県	名古屋	15,784	4,306	6,599	4,531	348
2	千葉県	千葉	12,624	847	6,450	5,327	-
3	北海道	苫小牧	10,128	92	1,541	3,056	5,440
4	神奈川県	横浜	10,097	2,950	4,193	2,954	-
5	福岡県	北九州	9,857	568	1,926	2,323	5,040
6	兵庫県	神戸	9,206	2,180	2,853	2,661	1,512
7	大阪府	大阪	8,257	834	2,514	3,269	1,640
8	東京都	大東	8,205	1,130	3,319	2,699	1,057
9	岡山県	水島	7,182	740	3,419	3,023	-
10	大分県	大分	6,492	705	2,904	2,589	294

(出典:国土交通省作成 港湾取扱貨物量ランキング(2023年上位100港))

水島港は、一級河川である高梁川を挟んで位置する水島地区と玉島地区という2つの地区から構成されているが、水島地区については、水島臨海工業地帯の生産・輸出拠点としての側面が強く実際の物流拠点としての整備は、玉島地区において実施されており、平成29年4月から食料コンビナート(玉島ハーバーアイランド内)が稼働し、令和2年6月には玉島ハーバーアイランド7号埠頭(国際バルクターミナル)が完成するなど、国際バルク戦略港湾としての機能強化が行われている。

水島港の2つの地区の位置図を以下に示す。



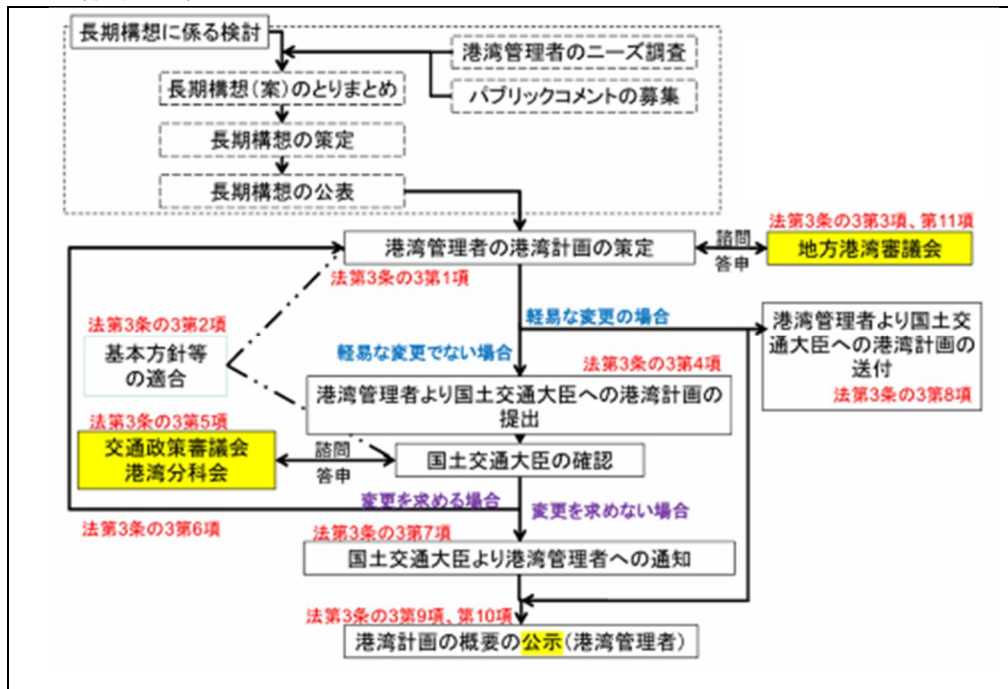
(出典: 港湾課作成 水島港臨港地区分区指定図)

水島地区及び玉島地区のいずれも埋立等の整備事業が継続しているところであるが、それらの取組に加えて、平成29年には水島地区と玉島地区を結ぶ水島港臨港道路(倉敷みなと大橋)が開通し、両地区のアクセス機能を強化し水島港を利用する貨物輸送の効率化を図ることにより、水島港全体としての機能強化が図られている。

県では、平成18年7月に、水島臨海工業地帯をはじめとする、背後圏に立地する基幹産業の国際競争力を支える拠点的国际港湾、アジアを中心とした世界各国との交易を支える拠点的国际港湾を目指し、外貿ふ頭機能や臨港交通ネットワークの拡充を図る計画を盛り込んで港湾計画の改訂が行われており、現在もその計画をベースとして必要な変更を加えて、水島港整備の基本的な方針としている。

なお、港湾計画については、港湾法第三条の三において港湾管理者に対して作成が求められるものであり、国の定める基本方針と整合する必要がある。そのため、港湾管理者が策定した港湾計画については国土交通省へ提出し国土交通大臣の確認を受けなければならない。港湾計画の策定フローを以下に示す。

港湾計画の策定フロー



(出典: 港湾計画業務改善について 国土交通省 港湾局計画課)

2. 重要港湾(岡山港、宇野港)

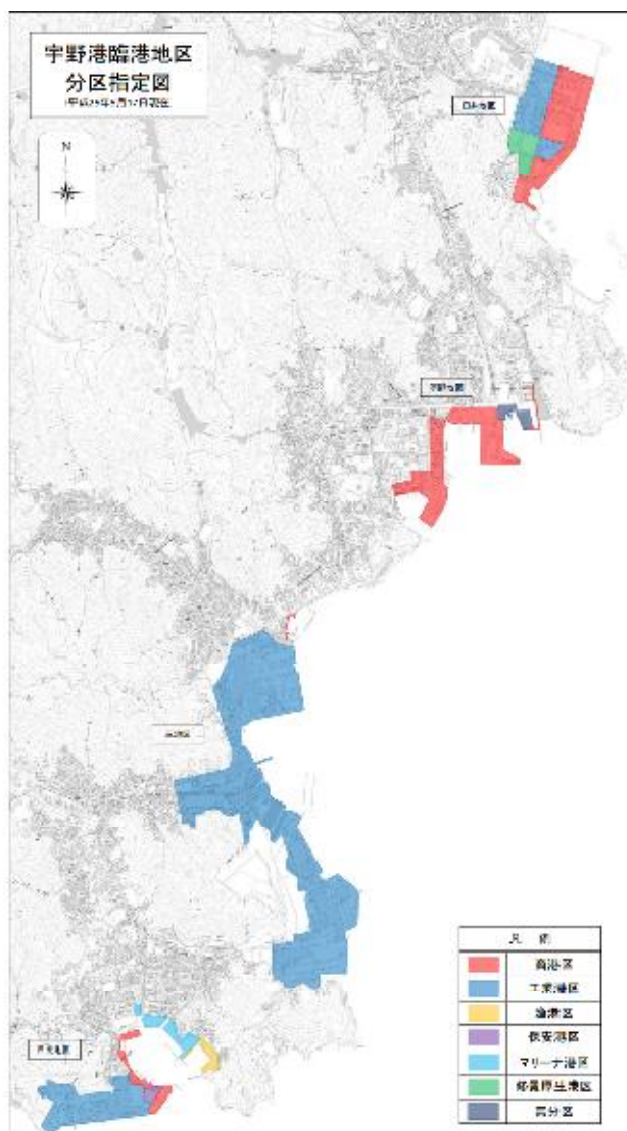
重要港湾とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定められた港湾であり、岡山県では岡山港と宇野港が該当する。国内物流の拠点としての役割の他に、フェリーの発着所として瀬戸内地域の交通網の一部を担っている。国際拠点港湾と同様に港湾計画の作成が港湾管理者に求められる。

・ 宇野港

宇野港は、物流港として整備された田井地区、製煉所等の専用施設などが立地する日比地区、人流港として整備されフェリーターミナルや大型客船が接岸できる総延長280mの公共岸壁がある宇野地区、企業専用護岸が大部分の玉地区により構成されている。

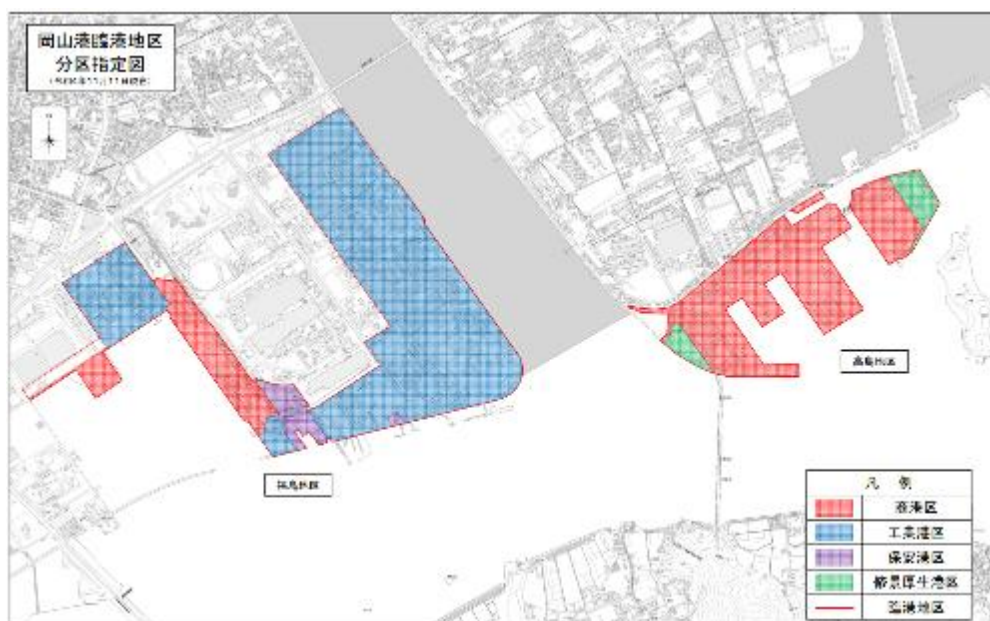
同港は、国際貿易港でもあり、2023年度の港湾取扱貨物量ランキング(国土交通省作成)によると貨物の取扱量は国内53位の規模を有する。

その配置を以下に示す。



(出典：港湾課作成 宇野港臨港地区分区指定図)

- 岡山港
 福島地区及び高島地区の2つの地区からなる。旭川河口の西側に位置する福島地区は岡南工業地帯の中核を構成している。
 一方、高島地区は新岡山港が整備されており、小豆島へのフェリーや瀬戸内クルージングの母港として観光に貢献するとともに、フェリーにより貨物の取扱が多く、その他には砂利・石材や化学工業品が主に取り扱われている。
 その配置を以下に示す。



(出典：港湾課作成 岡山港臨港地区分区指定図)

3. 地方港湾

地方港湾とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。岡山県が管轄するのは7港である。地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めることができる。

- 臨海部土地造成事業(地域開発事業)

臨海部を埋め立て造成した土地において、港湾計画で定めた土地利用計画に基づき、物流拠点である港湾地域に隣接しているメリットを享受できる製造工場や流通基地などを運営する事業者、その他工業団地等ができることにより商機を得る商業施設等を誘致し、土地を売却する事業である。

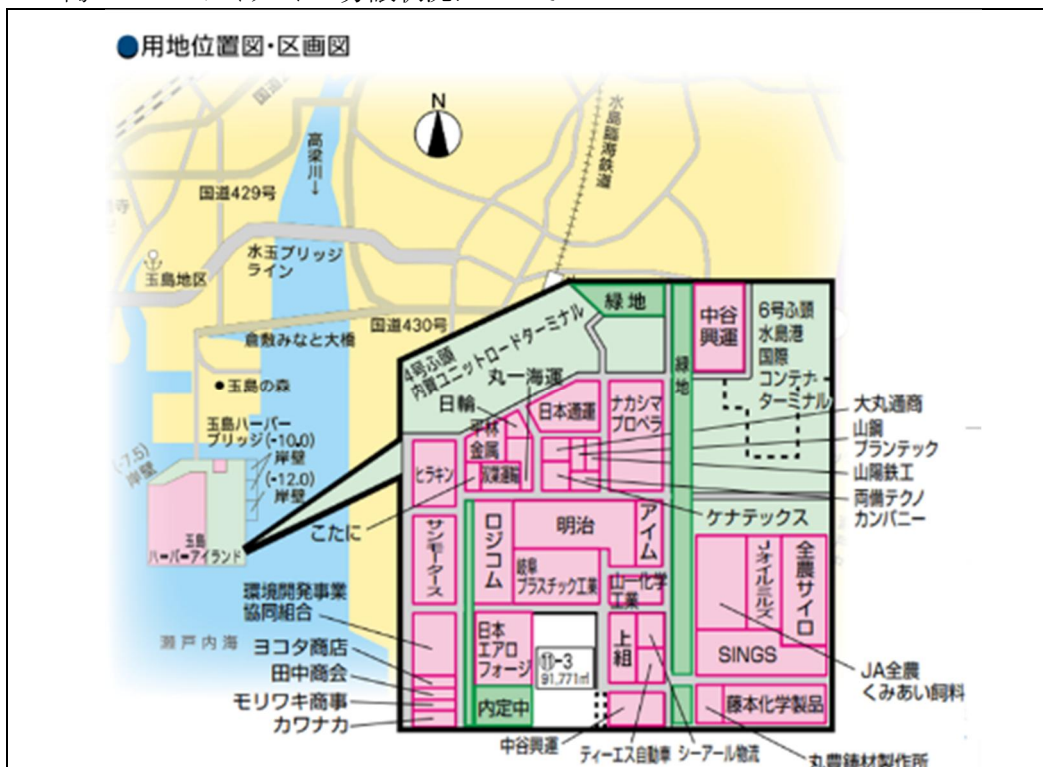
造成地の分譲を現在も実施しているのは玉島ハーバーランドのみとなっているが、近年において実施した埋め立てエリアについては順調に売却が進められている。



(監査人撮影)

造成が完了した干拓地

玉島ハーバーアイランドの分譲状況について



(出典:岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課作成資料、県ホームページより)

● 干拓地の利用事業

対象となる干拓地は、寄島干拓地及び浜山干拓地の2カ所のみであり、新規の事業は行っていない。当初農地として整備されたものの、農地への需要が低下したことにより他目的で分譲を行った。売却が不調な場合には賃貸契約により民間事業者等への貸出を行っており、未利用地については依然として売却を目指すものである。

② 組織及び管理体制

土木部港湾課が所管する事業については専任者1名、その他は港湾施設の整備事業自体が一般会計と特別会計が一体となって実施されていることから、一般会計に属する職員が担当する。県民生活部中山間・地域振興課が所管する事業については兼務による2名が担当。

③ 業務の内容

岡山県港湾整備事業特別会計では、地方債の起債で得た資金で港湾施設を整備し、造成により整備された土地の売却資金や設置された施設の利用料をもって地方債の償還に充てるのが大きな仕組みである。ただし、起債に関連する一連の事務の執行は総務部財政課によって行われており、また、造成地の売却の窓口は、岡山県産業労働部企業誘致・投資促進課となっており、売却額について特別会計として必要な事務処理を行うこととなる。したがって、特別会計における業務の内容のうち、特に出先事務所の業務については、入札が行われる場合の一連の選定業務、入札以外の工事等の発注先の決定、利用料の徴収といった事務的な側面が強い。

また、施設の運営に関しても、港湾整備事業特別会計における最大級の施設である水島港国際コンテナターミナルについては、水島港国際物流センター株式会社に対して玉島ハーバーアイランド4号埠頭と一体として貸し付け、同社が運営を行っている。そのため、県では水島港国際物流センター株式会社から施設の貸付料を受け取ることとなる。施設の利用料については同社が利用者から受け取ることとなる。その他の収入としては、港湾エリアに建設した上屋の利用料、係留施設の利用料等を収入として計上するものである。



水島港国際コンテナターミナルへのゲート。
ゲート上部は管理棟となっている。
(県ホームページより)



水島港国際コンテナターミナルに設置されたガントリークレーン及びコンテナ。
(監査人撮影)

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

単年度の収支については、令和2年度及び令和6年度を除きマイナスとなっているが、基金からの繰入金や繰越金で補填可能な水準ではある。

合算(港湾課所管分及び中山間・地域振興課所管分)

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木使用料	333,898	328,820	338,621	330,035	340,241
国庫補助金	-	-	-	11,278	38,305
土地売払収入	212,308	274,972	431,904	2,244,240	51,300
財産貸付収入	503,398	572,671	606,867	622,800	630,167
雑入	472,740	234,469	141,860	142,320	141,157
単年度収入 小計	1,522,345	1,410,934	1,519,253	3,350,676	1,201,171
一般会計繰入金	199,975	151,673	95,805	61,115	-
県債	2,198,800	387,300	547,900	268,100	179,500
繰越金	2,699,095	2,217,288	1,767,913	1,333,239	2,678,679
歳入 合計	6,620,216	4,167,195	3,930,871	5,013,131	4,059,351

給料	3,547	3,547	3,547	3,547	3,547
職員手当等	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733
共済費	1,220	1,220	1,220	1,220	1,160
需用費	52,448	62,324	49,816	74,104	78,589
役務費	19,273	5,827	12,329	13,461	2,672
委託料	180,376	158,885	134,943	128,470	135,421

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

使用料賃借料	136	-	29	10,398	1,435
工事請負費	1,740,605	272,297	524,483	310,645	325,659
備品購入費	410,616	-	2,760	-	-
負担金補助金	34,580	40,753	23,029	22,962	22,594
補償、補填	-00	-	-	2,200	72
公課費	-	119	78,243	49,195	63,521
繰出金	1,958,390	1,852,575	1,765,497	1,716,511	1,589,354
歳出 合計	4,402,927	2,399,282	2,597,631	2,334,451	2,225,761

翌年度繰越額	2,217,289	1,767,913	1,333,240	2,678,680	1,833,589
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

港湾課所管分

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木使用料	333,898	328,820	338,621	330,035	340,241
国庫補助金	-	-	-	11,278	38,305
土地売却収入	212,308	274,972	414,784	2,244,240	-
財産貸付収入	480,700	549,973	584,169	600,644	608,534
雑入	471,397	234,469	141,860	142,320	141,157
単年度収入 小計	1,498,304	1,388,236	1,479,435	3,328,519	1,128,238
県債	2,198,800	387,300	547,900	268,100	179,500
繰越金	2,696,261	2,215,485	1,765,451	1,326,310	2,675,963
歳入 合計	6,393,366	3,991,021	3,792,787	4,922,929	3,983,701

給料	3,547	3,547	3,547	3,547	3,547
職員手当等	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733
共済費	1,220	1,220	1,220	1,220	1,160
需用費	45,367	55,928	44,833	66,027	73,943
役務費	15,559	5,200	11,636	10,775	1,244
委託料	171,755	143,870	116,085	114,752	114,347
使用料賃借料	-	-	29	10,398	1,435
工事請負費	1,735,435	272,297	524,483	310,645	319,048
備品購入費	410,616	-	2,760	-	-
負担金補助金	34,580	40,753	23,029	22,962	22,594
補償、補填	-	-	-	2,200	72
公課費	-	119	78,243	49,195	63,521
繰出金	1,758,065	1,700,901	1,658,877	1,653,508	1,568,743

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

歳出 合計	4,177,880	2,225,570	2,466,477	2,246,965	2,171,392
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

翌年度繰越額	2,215,485	1,765,451	1,326,310	2,675,963	1,812,309
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

中山間・地域振興課

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売払収入	-	-	17,120	-	51,300
土地貸付収入	22,697	22,697	22,697	22,156	21,633
その他	1,342	-	-	-	-
単年度収入 小計	24,040	22,697	39,817	22,156	72,933
一般会計繰入金	199,975	151,673	95,805	61,115	-
繰越金	2,833	1,802	2,461	6,929	2,716
歳入 合計	226,850	176,173	138,084	90,201	75,649

需用費	7,080	6,396	4,983	8,077	4,646
役務費	3,714	627	693	2,685	1,427
委託料	8,620	15,015	18,858	13,718	21,073
使用料	136	-	-	-	-
工事請負	5,170	-	-	-	6,611
繰出金	200,324	151,673	106,620	63,003	20,610
歳出 合計	225,047	173,712	131,154	87,485	54,369

翌年度繰越額	1,803	2,461	6,930	2,716	21,280
--------	-------	-------	-------	-------	--------

(4) 実施監査手続と結果

① 条例等レビュー

- ・ 岡山県港湾整備事業特別会計条例
- ・ 岡山県港湾区域占用料等徴収条例
- ・ 岡山県地方港湾審議会条例
- ・ 港湾法

【指摘事項No.7-1】港湾計画の作成・公示

詳細は(5)意見・指摘事項に記載

② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

1. 土木使用料

1-1. 取引の概要

県内の港湾施設のうち上屋、荷役機械、野積場、プレジャーボート施設の使用料を計上。

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

1-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	334,792	337,617	333,557	328,982	337,322
実績	333,898	328,820	338,621	330,035	340,241
差額	△894	△8,797	5,064	1,053	2,919

使用料については、不動産の賃貸借契約のような月額での契約とは異なり、一時的な使用を前提としているため使用面積、使用日数に基づき算定されることから、ある程度の差異が生じるもの。

1-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、領収済通知書の閲覧

1-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

2. 土地売払収入

2-1. 取引の概要

造成により整備された土地の売却による収入。

2-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	192,650	321,258	143,598	1,137,134	42,638
実績	212,308	274,972	431,904	2,244,240	51,300
差額	19,658	△46,286	288,306	1,107,106	8,662

売払年度	所管課	決算額	主な取引内容
令和2年度	港湾課	211,225	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買契約日:令和2年9月16日 所有権移転登記日:令和2年10月9日
		1,082	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買契約日:令和3年2月19日 所有権移転登記日:令和3年3月23日
令和3年度	港湾課	127,836	売却対象地:笠岡港(港町地区)工業用地 売買仮契約日:令和3年11月30日 所有権移転登記日:令和3年12月24日
		75,000	売却対象地:岡山港(高島地区)港湾関連用地 売買仮契約日:令和3年6月28日

			所有権移転登記日:令和3年7月28日
		72,136	岡山港(高島地区)港湾関連用地 売買契約日:令和3年6月23日 所有権移転登記日:令和3年7月5日
令和4年度	港湾課	414,784	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買仮契約日:令和5年2月15日 議会可決日:令和5年3月17日 所有権移転登記日:令和5年4月5日
	中山間・地域振興課	17,120	売却対象地:浜山干拓地 売買仮契約日:令和4年10月31日 所有権移転登記日:令和4年11月15日
令和5年度	港湾課	780,000	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買仮契約日:令和5年11月20日 議会可決日:令和5年12月22日 所有権移転登記日:令和6年1月25日
		250,000	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買仮契約日:令和5年11月20日 所有権移転登記日:令和6年1月25日
		970,000	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買仮契約日:令和5年11月20日 議会可決日:令和5年12月22日 所有権移転登記日:令和6年1月25日
		110,105	売却対象地:玉島ハーバーアイランド 売買仮契約日:平成25年7月30日 所有権移転登記日:令和5年8月4日 県有財産貸付特約付売買契約により、10年間の貸付後に売却
		134,135	売却対象地:笠岡港(港町地区)工業用地 売買仮契約日:令和5年7月6日 所有権移転登記日:令和5年8月17日
令和6年度	中山間・地域振興課	51,300	売却対象地:寄島干拓地 売買仮契約日:令和6年6月5日 所有権移転登記日:令和6年7月1日

2-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書の閲覧
- ・登記事項証明書の閲覧

2-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.7-1】予算策定の取扱い

詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

3. 財産貸付収入

3-1. 取引の概要

水島港コンテナターミナル及び関連施設の貸付による収入が主なもの。その他港湾施設内の土地

の賃貸による収入等を計上。

3-2. 予算と実績

対象の歳入取引の5年間推移(予算・実績・差額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	229,110	516,235	551,332	578,034	579,654
実績	503,398	572,671	606,867	622,800	630,167
差額	274,288	56,436	55,535	44,766	50,513

令和2年度については水島港コンテナターミナルの賃貸料変更により年間収入が増加しているものの、改定前の契約に基づく予算を計上していたもの。

3-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書、領収済通知書の閲覧

3-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見No.7-1】予算策定の取扱い

詳細は(5)意見・指摘事項に記載。

4. 需用費

4-1. 取引の概要

主に事業に要する修繕費、水道光熱費を計上。

4-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	55,670	69,208	55,422	80,185	82,415
実績	52,448	62,324	49,816	74,104	78,589
不用額	3,222	6,884	5,606	6,081	3,826

上記不用額のうち繰越額

繰越額	3,212	4,100	4,380	3,394	605
-----	-------	-------	-------	-------	-----

繰越額を除いた不用額

不用額	9	2,783	1,225	2,686	3,220
-----	---	-------	-------	-------	-------

修繕については突発的に発生することを考慮すると、予算の策定が保守的に行われていることにより差異が発生するものであり、合理的な範囲での乖離と認められる。

4-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・請求書の閲覧

4-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

5. 委託料

5-1. 取引の概要

土地造成に関連する地盤、地質等の各種調査費用、システムを含む各種維持管理業務、小型係留施設に係る管理費用を計上。

5-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	205,693	165,071	168,950	165,886	218,716
実績	180,376	158,885	134,943	128,470	135,421
不用額	25,317	6,186	34,007	37,416	83,295
上記不用額のうち繰越額					
繰越額	25,226	4,506	26,510	27,547	69,072
繰越額を除いた不用額					
不用額	90	1,679	7,496	9,868	14,222

土地の調査等に関する委託料については、事業の実施スケジュール等により繰越が生じるケースも多く、これを考慮した場合には許容される範囲の乖離である。

5-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・請求書の閲覧

5-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

6. 工事請負費

6-1. 取引の概要

港湾施設の整備に係る工事費用を計上。対象となる工事は土地の造成に関連するものから水路や舗装、栈橋の整備、港湾施設に設置された建物や機械設備に関する工事等が含まれる。

6-2. 予算と実績

対象の歳出取引の5年間推移(予算・実績・不用額)

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	1,817,875	510,316	614,757	616,254	589,730
実績	1,740,605	272,297	524,483	310,645	325,659
不用額	77,270	238,019	90,274	305,609	264,071

上記不用額のうち繰越額

繰越額	67,396	231,743	90,247	305,608	255,668
-----	--------	---------	--------	---------	---------

繰越額を除いた不用額

不用額	9,334	6,276	27	1	8,403
-----	-------	-------	----	---	-------

6-3. 実施した手続

- ・起案書・決裁書等の閲覧
- ・契約書・請求書の閲覧

6-4. 監査の結果及び意見

【指摘事項】

なし

【意見】

なし

(5) 意見・指摘事項

【指摘事項No.7-1】契約事務の執行

需用費として支出された2つの工事について、事前に施設利用者との調整を十分に行った上で、一体の工事として発注すべきと考えられる事例が発見された。

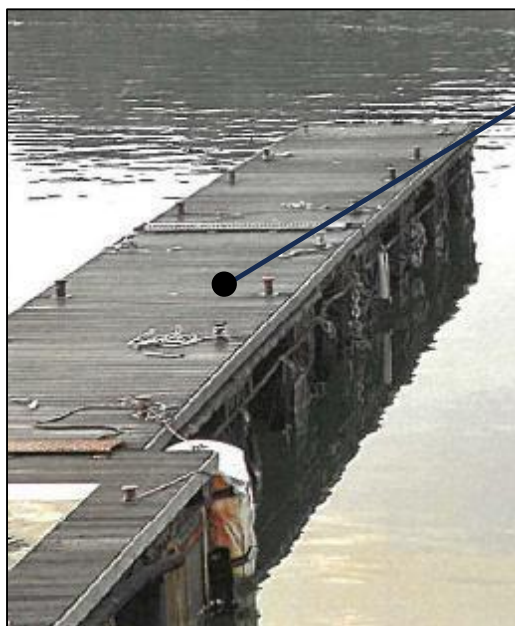
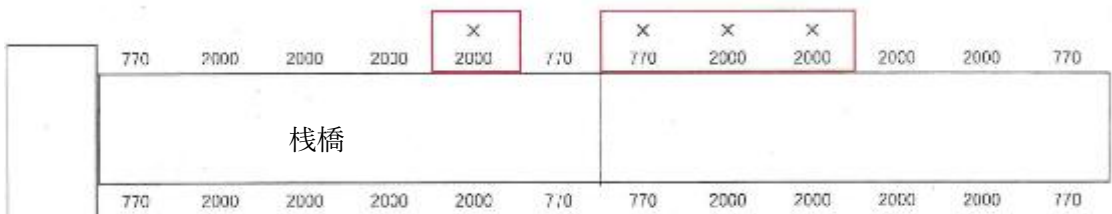
対象は、小型船舶係留施設浮棧橋の修繕工事であるが、具体的には棧橋の両側の対になる個所に防舷材を設置するものであり、作業に際しては工事対象個所に挟まれた棧橋上のデッキ板の取り外しが行われるなど、同時に施工することが効率的と考えられるものである。しかしながら、発注にあたり、施設利用者との調整が難航したことから、令和7年1月10日及び同年2月10日と別のタイミングで契約されたものである。また、2つの工事内容及び費用の合計金額、内訳は全く同一となっており、その中には防舷材運賃、資機材運搬車両費、諸経費といった重複する経費も含まれている。最初の段階で1つの契約として発注を行った場合には、これら重複する経費の削減により修繕費の総額を節減できた可能性もある。

したがって、契約事務に要する手続を軽減し、税金をより効率的に活用するためにも、類似する工事等の発注に際しては適切な単位での発注、契約の締結が必要である。

図1 第1工事



図2 第2工事



防舷材の設置に際して、設置個所に接するデッキ板は取り外される。したがって、左右同時に作業することが効率的である。

【意見No.7-1】予算策定の取扱い

港湾整備事業特別会計においては、予算と決算との乖離が顕著となるケースが散見される。主な要因としては、土地の売却見込金額、時期と実績との乖離や契約内容の変更に伴う賃貸料の変動の未反映等によるものである。本特別会計の特徴として、土地の売却時期や金額等の変動により乖離が生じる可能性は高いものの、そのような場合には適切に予算の補正等による対応が行われることが望ましい。

【意見No.7-2】請求書等の日付の記載

請求書、見積書等を閲覧したところ、日付の記載がない事例が散見された。請求書等を受け取った場合には、担当者が受付日を押印しているため請求書に日付の記載がない場合でも支払期日等が判別できるよう処理はされている。ただし、請求書等に記載される内容については発行者により記載されることが原則である。県においても「請求書の取扱いについて」(H18.5.15付け事務連絡(会計課審査班長))及び「岡山県会計事務取扱要綱(金銭会計)の一部改正について(通知)」(R4.2.24付け会第138号 出納局長通知)により請求書への日付の記載を要請しているところではある。

ただし、現状においても日付が未記入となっている請求書等が散見されることから、適切な様式で請求書等を発行するよう取引業者に対する要請を徹底することが望まれる。

【意見No.7-3】港湾計画の作成・公示

港湾法第3条の3第1項では、「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。」とされており、また、同11項において「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第9項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第6項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。」とされており、港湾計画の作成と公示が求められている。

県の管理する港湾施設のうち、水島港、宇野港及び岡山港が該当し、県公報による公示は行われているが、港湾計画書が県のホームページにおいて公開されているのは水島港のみである。港湾法では、港湾計画の公示について国際拠点港湾又は重要港湾による区別は設けていないため、重要港湾に該当する2港についても水島港と同様に港湾計画書を同様の方法により公開することが望ましい。

第7 おわりに

今回の包括外部監査においては、本文に記載のあるとおり、県に17ある特別会計のうち、法律の規定により特別会計を設ける必要のある公営企業及び事業に係る7つの特別会計を監査対象とした。対象の7の特別会計についても2つに大別される。1つは、地方公営企業法が全部または一部を適用した法適用公営企業であり、それ以外のものは、法非適用公営企業等である。

前者の法適用公営企業においては、民間企業会計に近いいわゆる公営企業会計が採用されているが、特に会計税務事務について多くの指摘事項及び意見が発見され、これらの改善等を早期に望むところである。

後者の法非適用公営企業等においては、いわゆる公営企業会計は採用されていないが、独立採算制を目指しての現状の財務情報を把握するためにも、早期での法適用やあり方の再検討を望むところである。

県全体の会計は、一般会計＋特別会計、言い換えると普通会計＋公営事業会計＋公営企業会計から構成される。これらの全体の会計が、将来的に連結視点で財務分析等が可能になれば、特別会計の一般会計への影響や住民負担との関係を定量的に示すことが可能となり、より県の政策提言の説得力が増していくと考えられる。

監査人としては、今回の監査において、指摘事項又は意見とした点については、岡山県において真摯に受け止めて改善を検討することをお願いするとともに、今後の検討の一助となれば幸甚である。

最後に、本件の包括外部監査において対象となった担当職員各位及び岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なるご協力をいただいたことについて、心より感謝を申し上げて、本件の包括外部監査を終えることとする。

以 上

◎岡山県監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、令和五年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和八年三月二十七日

岡山県監査委員	荒島
岡山県監査委員	渡辺
岡山県監査委員	榎尾
岡山県監査委員	飛山
	俊知
	美典
	保之
	造

令和8年3月27日 岡山県公報 第12789号

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「基金に関する財務事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第5 包括外部監査の結果	
3. 監査の結果及び意見（全体意見）	
【全体意見1】 基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて	
<p>基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金（【指摘1】【意見4,5,6】）については、特定の目的を持つ事業の必要額を整理し、基金の適正規模を上回る部分について、一旦、一般会計に繰り戻すことを検討することが望まれる。</p>	<p>ご指摘の基金については、それぞれの措置状況に記載のとおり対応している。</p> <p>なお、本意見は、全部局と共有しているところであり、今後とも、基金を取り巻く様々な状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
【全体意見2】 運用にかかる知識・ノウハウの習得と外部専門家等の活用の検討について	
<p>公金運用について、新たな知識・ノウハウを習得し、かつ中長期にわたり運用方針を継続することで、安定的で効率が良い運用を実現することが、昨今の金利上昇環境下においては重要である。</p> <p>そのために、先進自治体への訪問や、債券運用等に関する専門アドバイザーの招聘などにより、知識等を習得するとともに、定期的な人事異動があっても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる体制の整備を検討することが望まれる。</p>	<p>資金運用に係る手法等について、他自治体及び証券会社等の金融機関との意見交換を活発に実施しつつ、先進的な取り組みを行う自治体への視察を実施するなど、引き続き資金運用・調達に係る知識・ノウハウを蓄積することにより、安定的かつ効率的な運用を実施してまいります。</p> <p>また、人事異動によって運用手法等に変動が生じることのないよう、岡山県公金運用方針に沿った運用を徹底し、引き続き中長期の統一した運用を実施してまいります。</p>
第6 監査の結果（各論）	
1. 三木記念事業基金	
【意見1】	
<p>現在、当基金で実施される事業のうち、団体に対する助成は、推薦者の減少を理由に休止されているが、所管部署では、推薦に値する団体について、毎年、関係者への聴取等により情報収集をしている。</p> <p>当基金の設立の目的である「地域社会の発展に貢献した者を顕彰し、又は助成する」を踏まえると、より広く事業を行うことが基金の目的に合致することから、助成金対象の推薦の募集再開を検討することが望まれる。</p>	<p>引き続き関係者への聴取等により推薦に値する団体の有無について情報収集を行い、状況に応じて募集再開を検討してまいります。</p>

<p>【意見2】 現在、当基金の運用は預金により行われているが、長期の国債等では金利が上昇しており、預金での運用と比較して相当程度有利な状況となっている。 当基金に係る取崩は、賞の受賞関連費用が大部分となっているが、当該事業費は百万円超であり、基金残高約50,753千円を有効に運用することで、取崩額の一定の割合を賄うことも可能と考えられる。 毎年の事業費について大幅な変動が見込まれないのであれば、基金残高の一部についてより有利な条件での運用を行うよう検討することが必要である。</p>	<p>債券運用を行うに当たっては条例改正を要するが、基金の運用については「岡山県三木記念事業基金運営規則」第7条により、審議会の意見を聞いて基金管理及び処分計画を定める必要があるため、頂いた意見を踏まえ、審議会での検討を行うことについて、研究を行ってまいりたい。</p>
<p>4. 公共施設長寿命化等推進基金</p>	
<p>【意見3】 岡山県公共施設マネジメント方針において、長寿命化を行わない場合の公共建築物の今後40年間の修繕・更新費は約4,423億円（約111億円/年）と試算しているのに対し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に基づく取組を行った場合には、使用年数の20年延長により、今後40年間の修繕更新費用は、約2,536億円（約63億円/年）となり、約47億円/年の削減効果が見込まれると試算している。 将来における長寿命化に要する金額が多額になることが予想されることから、収支の動向も踏まえながら当基金を積み増す方針となっているが、財政的見地からだけではなく、岡山県公共施設マネジメント方針等を参考に今後の施設整備見通しを踏まえながら、着実な積立を行い、将来の長寿命化等の施設整備費に活用できるよう基金残高を確保していくことが望まれる。</p>	<p>高度経済成長期や平成初期に大量に整備された公共施設の老朽化が進行しており、今後、多くの施設で大規模改修や更新の時期を迎えるほか、岡山桃太郎空港機能強化事業などの大規模事業案件の実施も見込まれており、相当な規模の財源が必要になると考えられる。 ついては、岡山県公共施設マネジメント方針等を参考に、公共施設に係る今後の修繕・更新費用及び施設整備見通しも踏まえながら、着実な積立を行ってまいりたい。</p>
<p>7. 土地開発基金</p>	
<p>【意見4】 未利用県有財産の活用を図るべく、県のホームページにおいて売却予定の土地の情報を掲載しているが、掲載されている土地は、当基金に計上されている土地の一部であり、未掲載の土地の中には、岡山市中心部の土地が含まれるなど、民間での需要が高いと考えられる物件も含まれている。県が保有するこれら土地は、県自体が活用する選択肢もあるが、利用されない限りは、管理コストの負担が生じるのみである。 これに対し、賃料収入や売却代金の収受、その後の税収等を考慮し、より有効な利用方法を積極的に検討すべきである。</p>	<p>未利用県有財産について、売払い等の処分が適当と見込まれる土地をホームページで公表し、関係者との調整が必要等の理由により未公表の土地も併せて、年2回、庁内に利活用の照会を行っているところであるが、今般、岡山市中心部の土地を民間駐車場として活用を始めたところであり、引き続き、より有効な活用に向けて検討する。 また、基金の存続について、施設整備等の事業の実施可能性も勘案しながら、その必要性について検討してまいりたい。</p>

<p>また、他の自治体では、施設整備が概ね完了したことを理由として、土地開発基金を廃止する事例もあり、新たな土地の取得可能性が低いのであれば、基金の存続自体についても検討すべきと考えられる。</p>	
<p>【意見5】 当基金において管理されている預金残高3,693,033千円については、今後積極的に土地の取得に活用される可能性は低いと考えられる。したがって、流動性の高い預金として保有する必要性も低いことから、より有効な運用を図ることが望まれる。 さらに、現在保有している資金残高について、必要額を再考し、将来的に土地の取得に要する見込みが低い場合には、一般会計に繰り戻すことも検討すべきである。</p>	<p>基金現金について、令和6年度まで、他の基金と併せて一括して会計課における繰替運用としていたが、令和7年度において基金現金のうちの一部を独自に大口定期として運用しているところである。今後も、適切な運用や必要額について検討してまいりたい。 また、保有資金について、施設整備等に要する必要額も勘案しながら、その資金残高について検討してまいりたい。</p>
<p>9. 文化振興基金</p>	
<p>【意見6】 平成23年に旧「岡山県文化振興基金」と「岡山県文化事業振興及び美術金取得基金」を統合し、現「岡山県文化振興基金」となっている。 統合時点の残高は20億円であり、その内訳は、①岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てる10億円、②岡山県立美術館の美術品を取得する経費の財源に充てる5億円、③文化事業を円滑に実施する経費の財源に充てる5億円であった。 このうち、③は事業に継続的に充当しているが、①は取崩実績がなく、②も平成27年度に1度取り崩したのみである。 同一の基金の中で、①、②を充当しないのであれば、基金を統合した意義も乏しく、③の枯渇が懸念される現状や、基金統合から10年以上経過していることを踏まえ、当基金の今後の在り方を含めた検討をすることが望まれる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の在り方を検討しているところである。</p>
<p>10. 岡崎嘉平太記念館基金</p>	
<p>【指摘事項1】 当基金は、岡崎嘉平太氏を顕彰する記念館の建設等を目的として平成13年に設置されたものであるが、その後計画の変更により、基金設置から20年以上経過した現在も建設予定はなく、運用益の積立のみで、取崩実績はない。 将来的に記念館建設の可能性がゼロではないため残しているとのことであるが、仮に記念館を建設した場合、現在の建設コスト増加の環境下においては、追加的な維持管理コストも一定金額発生し、さらには多額の一般財</p>	<p>現在の記念館において、岡崎嘉平太氏の功績を末永く後世へ伝えるよう、基金を活用しながら、引き続き、顕彰事業を推進してまいりたい。</p>

<p>源からの追加的支出も発生することが予想される。 当該状況を踏まえ、記念館建設の是非を検討するとともに、今後の基金の在り方を検討すべきである。</p>													
<p>11. 新進美術家育成支援基金</p>													
<p>【意見7】 寄附として受け入れた普通株式5万株について、配当金収入のみを基金に積立てることとし、株式自体は一般会計で所管している。 企業会計においては、上場株式は期末時点の時価評価額で認識されることから、当基金残高についても、毎年度末の株式の時価相当額を反映することが、実質価値を表現できるため望ましい。 具体的には、株式自体を一般会計で所管する場合には、寄附時点の株式時価相当額を一般会計から当基金に積み立て、毎年度、株式の時価評価額に合わせ残高を増減させる、または、寄附株式を基金にて保有し、時価評価する運用を、基準等で明らかにすることなどが考えられる。</p>	<p>当該寄附株式については、基金では保有せず、配当金収入のみを基金として積み立てる運用とすることを寄附受け入れ時に整理し、その旨条例に規定している。 なお、株式の実質価値については、国が示す統一的な基準（民間企業と同様の会計処理方法）に基づき、県が作成している財務書類において、会計年度末における時価相当額を毎年度記載し、公表しているところである。</p>												
<p>【意見8】 令和6年以降、毎年度の取崩は10,000千円程度を予定しているとのことであるが、これは令和5年度の配当金収入が今後も維持されることを前提としたものである。 上場株式の配当は、每期安定的に行われる保証はなく、基金を維持するための原資としては非常に不安定な財源と言える。このため毎期の配当実績を基に、寄附者と都度協議を実施し対応しているが、基金の継続のためには、都度協議ではなく、「年間の配当状況を勘案して、基金の取り崩しを実施する」といった基金運用ルールを整備することが望まれる。</p> <p>(参考) 当該保有株式の年間配当額</p> <table border="1" data-bbox="225 1626 772 1850"> <thead> <tr> <th>対象年度</th> <th>年間配当(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年3月期</td> <td>35円</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月期</td> <td>45円</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月期</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月期</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月期</td> <td>50円(予想)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：株式会社の開示書類をもとに監査人作成)</p>	対象年度	年間配当(株)	令和3年3月期	35円	令和4年3月期	45円	令和5年3月期	50円	令和6年3月期	50円	令和7年3月期	50円(予想)	<p>当基金で実施している表彰事業（岡山県新進美術家育成「I氏賞」）について、令和3年度に見直し、毎年開催から隔年開催に変更したところであり、当面、事業の継続性に支障はないと考えているが、必要に応じ、適切に対応してまいりたい。</p>
対象年度	年間配当(株)												
令和3年3月期	35円												
令和4年3月期	45円												
令和5年3月期	50円												
令和6年3月期	50円												
令和7年3月期	50円(予想)												

16. 安心こども基金	
<p>【意見9】 基金の原資となっている国からの交付金について、令和11年度までの長期的な事業であるため、計画を立て最大限利用することが望ましい。</p>	<p>市町村が実施主体となる交付金対象事業もあることから、市町村担当者会議で積極的な活用を促すとともに、事業要望調査を通じて、計画的な利用を図った。</p>
17. 子ども災害見舞金基金	
<p>【意見10】 対象となる災害の発生の有無について積極的に調査するとともに、HPで子ども災害見舞金の案内を常時行うことが望ましい。</p>	<p>認知度向上に向け、HPで子ども災害見舞金について恒常的に案内することとした。また、り災証明交付時に制度を案内してもらえよう、市町村に対し、新たに作成したチラシを送付するとともに、制度の周知も行った。</p>
20. 介護保険財政安定化基金	
<p>【意見11】 基金条例上可能とされている債券の一括運用を、当基金においては実施していない。平成28年度以降、貸付実績もなく、貸付需要が高くないことも踏まえ、できるだけ効率的な運用を行うためにも、債券の一括運用を検討することが望ましい。</p>	<p>検討した結果、令和8年度から基金の運用方式を債券の一括運用に変更する。</p>
22. 国民健康保険財政安定化基金	
<p>【意見12】 保険者努力支援制度では、取組状況や取組内容の評価により交付金の額が決定するが、都道府県別獲得点の順位は全都道府県中38位と、制度を有効活用できているとは言い難い状況である。目標額を設定するなど、県を挙げての取組実施を積極的に検討することが望ましい。</p>	<p>保険者努力支援制度で評価されるよう、令和7年度から、庁内関係者に加え、全市町村も参加する担当者連絡会議を開催し、市町村の取組が確実に得点できるよう指導したほか、好事例の横展開を実施した。</p>
24. 工業振興特別基金	
<p>【指摘事項2】 当基金は、平成5年度以降、基金の積立、取崩の実績がなく、残高ゼロのままとなっている。積立財源である電力移出県等交付金の交付要件が緩和されるなど、今後積立てられる可能性があるため存続させたという経緯があり、令和6年3月に既に部内では廃止を議会に上程することを決定しているものの、その意思決定に相当な時間を要しており、過去において十分な検討がなされたとは言い難い。 基金の設置目的に照らし、不要と考えられる場合には、適時に廃止の手続きを取ることが望ましい。</p>	<p>当基金条例の廃止を令和7年2月議会に上程し、令和7年3月21日公布の廃止条例をもって廃止とした。</p>

25. 総合展示場コンベックス岡山整備基金	
<p>【意見 13】</p> <p>施設全体のおおまかな修繕等の計画はあるが、金額については大規模修繕のみ、また億円単位で示された簡易的なものである。建設から30年以上経過していることから、今後も修繕の必要性が高まることが想定され、また基金からの充当についても具体的な計画が必要となることから、より詳細な修繕計画を作成することが望ましい。</p>	<p>コンベックス岡山の設備修繕等については、個別施設計画に沿って進めているところであるが、引き続き、本計画を精査し、計画的な基金の充当を行ってまいりたい。</p>
33. 県立学校施設等整備基金	
<p>【意見 14】</p> <p>各学校の設定した目標額に達し、かつ目的とした事業が完了したものについて、37,632千円（令和5年度末時点）の余剰金が生じている。寄附により集められた資金については、寄附者の意思を尊重することが重要であるため、安易に他の学校の不足額の補てんに流用されるべきものではないが、一方で活用されないまま残置される状況も望まれないものと考えられる。</p> <p>したがって、余剰が生じた場合には、対象となった学校において、可能な限り有効に活用されることが望ましいと考えられる。</p>	<p>可能な限り早期に寄附金を活用するため、まずは該当校において新たな活用プランを策定し、充当することにより、引き続き、より良い学習環境の充実につながるよう取り組むこととしている。</p>

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会会議規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「岡山県庁の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
岡山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第四条を削る。

第五条第一項中「住所」の下に「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。）」を加え、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「及び第四条第一項各号に掲げる事項」を「並びに聴聞の件名、期日及び場所（以下この条において「公示事項」という。）」に改め、同条第三項中「行政庁」を「公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の方法は、行政庁の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第九条を第八条とし、第十条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第十号

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

岡山県教育委員会

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

第四条第一項中「同項に規定する申請等をする者」を「当該者」に改め、同項ただし書中「当該申請等を行う者」を「当該者」に改め、同条第二項中「（以下この条において「申請等を行う者」という。）」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五条中「同項に規定する」を削る。

第七条中「当該」を「当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（添付書面等の省略）

第九条 情報通信技術利用条例第七条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第十一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

岡山県教育委員会

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（平成十七年岡山県教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号において同じ）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一表C財務の表4施設の部3教育財産管理の項中

4		4	教育財産引継書	5	を
			15	普通財産貸付台帳	30
15	普通財産貸付台帳	30			を
16	教育財産貸付台帳	30			を

第一表D教職員の表4人事の部2任免の項中

15	指導教諭選考試験	1	を	15	指導教諭選考試験	1	に
16	栄養教諭選考試験	1	を				

改める。

第一表E高校教育の表2振興の部2国庫補助の項中

11	情報教育等設備整備費	5	を
----	------------	---	---

11	情報教育等設備整備費	5	に改め、同表4職業教育の部1総括の項中	10	を	10	に改め、同表5管理の部C高等学校
12	高等学校等教育改革促進事業費	10		10		1	

入学者選抜の項中

5	全国募集	5	を	5	に改める。		
		5		6		5	
				5	全国募集	5	
				6	インターネット出題システム	5	

第一表F保健体育の表4学校給食の部3給食指導の項中

1	給食指導総括	3	を
---	--------	---	---

1	給食指導総括	3	に改め、同部5学校給食関係団体の項中	3	その他関係団体	1	を
2	食に関する健康課題対策支援事業	5					

3	その他関係団体	1	に改め、同表5学校体育の部2体力づくりの項中	3	体力づくり研究推進大会	3	を
4	安心安全な部活動推進事業	5					

「
3
」
に改める。

第一表G生涯学習の表1総括の部3社会教育主事の項中「社会教育主事等研修会」を「社会教育主事・社会教育士研修会」に改め、同部7社会教育関係団体の項中

「
7
岡山県PTA連合会
」
を「
7
」
に改め、同表3企画推進の部1生涯学習支援の項

中「
5
」
を「
5
読書ペリアファミリー計画
」
に改め、同表4社会教育の部1家庭・地域教育

の項中「地域と学校の連携・協働推進プロジェクト会議」を「地域と学校の連携・協働推進会議」に改める。

第一表I福利の表1福利の部7個人型確定拠出年金の項中

「
2
例規
3
事業仕証明
」
30
を
「
2
例規
3
事業仕証明
」
30
を

「
2
例規
」
30
に改める。

第一表し人権教育・生徒指導の表3人権教育の部3人権教育推進の項中

「
1
人1台端末を活用した心の健康観察
調査研究事業
」
5
を

「
1
人1台端末を活用した心の健康観察
事業
」
3
に改め、同表4生徒指導の部3学校適応推進事業の項中
「
2
不登校関係
」
5
」

を
「
2
」
に改め、同部に次のように加える。

5 不登校児童 生徒支援	1 総括	1 不登校総括	5
	2 調査・研究	1 調査・研究	

3	不登校対応	1	小学校における長期欠席・不登校対策 システム化推進事業	5
		2	心の居場所推進プロジェクト事業	5
		3	不登校児童生徒「心の居場所」オンライン支援事業	5
		4	多様な生徒を対象とした特色ある高校づくり推進事業	5
		5	高等学校における自立応援室設置促進 研究事業	5
		6	進路相談	5
		7	その他業務	3
4	各種研修・ 連絡協議会	1	各種研修総括	3
		5	県外派遣・職員研修総括	3
6	機関連携	機関連携総括		3

第二表1共通の表2法規の部1法規の項中 「5」を「30」に改め、同表5人事の部2給与の項中

「14」児童手当 「3」を「14」に
「24」退職手当 「5」を「24」に

得金額調整申告書」や「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」に改め、同表3雇用の項中「旅行命令書」や「旅行命令（依頼）書」に改め、同表6職員の部1福利厚生の中 「6」職員健康診断票 「5」を

「6」職員健康診断票 「5」に改め、同部2安全衛生の項中「産業医」を「産業医・過重労働対策」に改め、同表6経理の部3支出の項中
「7」児童手当 「3」

8	退職手当	5
13	支出証拠書類	※
13	支出証拠書類	※
14	支出証拠書類 源泉所得税関係法定調書等	※

第二表2教育事務所の表2総務の部1総括の項中

警備委託

3

「7」に改め、同部5給与支給の項中「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整申告書」を「基礎控除申告書

兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書」に改め、同表4学校交際の部8生徒指導の項中「生徒指導教育支援員」を「教育支援員」に改め、同表5生涯学習の部2社会教育の項中「社会教育主事研修」を「社会教育主事・社会教育士研修会」に改め、同部4成人教育の項中

「3」	を	「3」	P T A等指導者研修	3	に改め、同部5青少年教育の項中
「2」	成人式	3	を	2	に改め、同部7人権教育の項中「人権教育指導者

養成」を「P T A等指導者人権教育研修」に改め、同部の社会教育関係の項中

3 青年の家・少年自然の家

3

を

「3」	を	「B」	を
-----	---	-----	---

B	社会教育関係団体	1	岡山県社会教育委員連絡協議会	3
		2	備前地区社会教育委員連絡協議会	3
		3	備中地区社会教育委員連絡協議会	3
		4	美作地区社会教育委員連絡協議会	3
		5	美作地区社会教育協議会	3
		6	その他社会教育関係団体	3

に改め、

第二表11県立学校の表2庶務の部4授業料の項中

3

授業料徴収内訳簿

3

を

3	授業料徴収内訳簿	3
4	マスターデータ異動確認書	3

に改め、同部に次のように加える。

8	学校徴収金	1	学校徴収金総括	3
		2	学校徴収金会計調書	5

第二表11県立学校の表3教務の部1総括の項中

「介護等の体験

3

を

「	介護等の体験	5	」
---	--------	---	---

「	11	国際理解教育	3	を
---	----	--------	---	---

11	国際理解教育	3
12	スノーピーク・エンスナインスクール	3

に改め、同表4生徒の部4生徒指導の項中

2	教育相談
---	------

を

2	教育相談	5
3	会計年度任用職員	5

に改め、同表7図書の部に次のように加える。

3	図書	1	図書総括	3
---	----	---	------	---

第二表11県立学校の表F各種団体の部1総括の項中「特殊教育関係団体」を「特別支援教育関係団体」に改める。

第二表14総合教育センターの表5教育支援の部1教育支援の項中

「1

教育支援総括

3

を

1	教育支援総括	3
2	学校コンサルテーション	5

に改め、同部に次のように加える。

3	オンライン 応援室	1	オンライン応援室総括 活動記録報告書	3
		2		5

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和七年度以降において完結した文書から適用する。

一・九	頁・行
令和五年年	誤
令和五年	正

〔四〕令和七年十二月五日付け公布国家公安委員会の所管する法令に基づく申請等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（岡山県公安委員会規則第九号）に誤りがあつた。